

令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ）

1 1 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

令和5年（2023年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第112号	那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第113号	那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	5
議案第114号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	37
議案第115号	那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	経済観光部 なはまち振興課	41
議案第116号	那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	43
議案第117号	那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	47
議案第118号	那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	51
議案第119号	那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	55
議案第120号	那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	59
議案第121号	那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	63

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第122号	那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	65
議案第123号	那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	69
議案第124号	那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	73
議案第125号	那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	77
議案第126号	那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	81
議案第127号	那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	85
議案第128号	那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	89
議案第129号	那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	93
議案第130号	那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	95
議案第131号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	健康部 保健総務課	103

令和5年（2023年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第132号	令和5年度那覇市一般会計補正予算 （第6号）	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第133号	令和5年度那覇市介護保険事業特別 会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第134号	令和5年度那覇市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第135号	財産の取得について（真空冷却機）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	105
議案第136号	那覇市障がい者福祉センターの指定 管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 障がい福祉課	107
議案第137号	地方独立行政法人那覇市立病院第5 期中期目標（案）について	厚生経済常任委員会	健康部 保健総務課	109
議案第138号	那覇市大名児童館の指定管理者の指 定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども教育保育課	119
議案第139号	公有水面埋立承認願書に関する意見 について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 都市計画課	121
議案第140号	那覇市新都心公園等指定管理者の指 定について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	123
議案第141号	那覇市立森の家みんなの指定管理 者の指定について	教育福祉常任委員会	生涯学習部 生涯学習課	125

令和5年（2023年）11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第142号	那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	生涯学習部 市民スポーツ課	127
報告第38号	専決処分の報告について（携帯電話落下による損傷事故）	厚生経済常任委員会	健康部 地域保健課	129
報告第39号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	131
報告第40号	専決処分の報告について（車両事故）	総務常任委員会	消防局 総務課	133
報告第41号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	135
報告第42号	地方独立行政法人那覇市立病院の令和4事業年度業務実績に対する評価結果及び第4期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価結果の報告について	厚生経済常任委員会	健康部 保健総務課	137

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職職員の期末手当支給割合を
引き上げるため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和5年11月30日から適用する。
- (期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 5 年 10 月 13 日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、一般職職
員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、この
案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (初任給調整手当) 第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、当該各号に定める額を支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額<u>41万4,800円</u>以内で<u>規則</u>に定める額 (2) [略] 2～3 [略] (期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1	(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (初任給調整手当) 第14条 [略] (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額<u>41万5,600円</u>以内で<u>規則</u>で定める額 (2) [略] 2～3 [略] (期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1

00分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5(管理職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(災害派遣手当)

第26条の5 災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)は、災害対策基本法第32条第1項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職

00分の122.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(災害派遣手当)

第26条の5 災害派遣手当(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)は、災害対策基本法第32条第1項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定

員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。	する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。
2 [略]	2 [略]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
任用	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
短時	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
間勤	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
務職	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
員以	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
外の	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
職員	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900

21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		

65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					

	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900

11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000
12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	

55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
94		295, 900	343, 600				
95		296, 200	344, 100				
96		296, 600	344, 500				
97		296, 800	344, 700				
98		297, 100	345, 100				

	99		297, 500	345, 500					
	100		297, 900	345, 800					
	101		298, 100	346, 100					
	102		298, 400	346, 500					
	103		298, 800	346, 900					
	104		299, 100	347, 300					
	105		299, 300	347, 800					
	106		299, 600	348, 200					
	107		300, 000	348, 600					
	108		300, 300	349, 000					
	109		300, 500	349, 500					
	110		300, 900	349, 900					
	111		301, 300	350, 200					
	112		301, 600	350, 500					
	113		301, 800	351, 000					
	114		302, 000						
	115		302, 300						
	116		302, 700						
	117		302, 900						
	118		303, 100						
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		304, 100						
	122		304, 300						
	123		304, 600						
	124		304, 900						
	125		305, 200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	253, 600	338, 400	400, 400	471, 700
短時間	2	256, 100	341, 400	403, 300	474, 000

勤 務 職 員 以 外 の職員	3	258, 600	344, 200	405, 900	476, 200
	4	261, 100	347, 100	408, 600	478, 500
	5	263, 300	349, 800	411, 000	480, 700
	6	267, 100	352, 800	413, 300	482, 900
	7	270, 900	355, 900	415, 400	485, 100
	8	274, 700	358, 700	417, 300	487, 300
	9	278, 300	361, 100	419, 500	489, 300
	10	282, 300	363, 700	422, 200	491, 400
	11	286, 300	366, 400	424, 800	493, 500
	12	290, 300	369, 200	427, 500	495, 600
	13	294, 000	372, 100	429, 900	497, 700
	14	298, 000	375, 600	432, 400	499, 800
	15	301, 900	378, 600	434, 800	501, 900
	16	305, 700	382, 200	437, 300	504, 000
	17	309, 300	385, 600	439, 300	506, 100
	18	312, 800	388, 300	441, 700	508, 100
	19	316, 300	390, 800	444, 000	510, 100
	20	319, 800	393, 400	446, 400	512, 100
	21	323, 400	396, 100	447, 900	513, 900
	22	327, 100	398, 300	450, 300	515, 700
	23	330, 500	400, 200	452, 600	517, 600
	24	333, 800	401, 800	454, 900	519, 500
	25	337, 300	403, 800	456, 900	521, 200
	26	339, 800	406, 100	459, 200	523, 000
	27	342, 400	408, 300	461, 400	524, 800
	28	344, 700	410, 600	463, 700	526, 600
	29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200
	30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000
	31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800
	32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600
	33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200
	34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000
	35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700
	36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500
	37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100
	38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
	39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
	40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
	41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
	42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
	43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
	44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500

47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300

26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500	376, 100
27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500	377, 900
28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500	379, 600
29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800	381, 400
30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600	382, 900
31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300	384, 500
32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100	386, 200
33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800	387, 500
34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600	388, 800
35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500	390, 100
36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300	391, 300
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	

70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400
86		289, 500	325, 400	346, 300	
87		289, 700	325, 600	346, 600	
88		289, 900	326, 000	346, 900	
89		290, 300	326, 400	347, 300	
90		290, 500	326, 800	347, 600	
91		290, 700	327, 200	348, 000	
92		290, 900	327, 600	348, 300	
93		291, 300	327, 900	348, 700	
94		291, 500	328, 100	349, 000	
95		291, 700	328, 500	349, 300	
96		292, 000	328, 800	349, 600	
97		292, 400	329, 000	349, 900	
98		292, 700	329, 300	350, 300	
99		292, 900	329, 600	350, 700	
100		293, 200	329, 900	351, 100	
101		293, 500	330, 100	351, 600	
102		293, 700	330, 400	352, 000	
103		293, 900	330, 800	352, 400	
104		294, 200	331, 000	352, 800	
105		294, 500	331, 200	353, 300	
106			331, 400		
107			331, 800		
108			332, 000		
109			332, 200		
110			332, 600		
111			333, 000		
112			333, 400		
113			333, 600		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
1		169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
2		171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
3		172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
4		174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
5		175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
6		177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
7		178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
8		180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
9		181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
10		183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
11		184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
12		186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13		187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
14		189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15		191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16		193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17		195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18		197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19		199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20		201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21		203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22		205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23		207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24		209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25		211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26		212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27		213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28		215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29		216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30		217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31		218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32		219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900

33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	

77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300	
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800	
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300	
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900	
114	293, 700	324, 900	357, 700		
115	294, 100	325, 300	358, 200		
116	294, 400	325, 600	358, 600		
117	294, 700	325, 800	359, 000		
118	295, 000	326, 100	359, 400		
119	295, 300	326, 500	359, 900		
120	295, 700	326, 700	360, 400		

121	296, 000	326, 900	360, 800		
122	296, 400	327, 200	361, 300		
123	296, 700	327, 500	361, 800		
124	297, 100	327, 800	362, 300		
125	297, 300	328, 000	362, 600		
126	297, 500	328, 300			
127	297, 800	328, 700			
128	298, 200	328, 900			
129	298, 400	329, 100			
130	298, 700	329, 300			
131	299, 100	329, 700			
132	299, 500	329, 900			
133	299, 700	330, 200			
134	300, 000	330, 600			
135	300, 400	331, 000			
136	300, 700	331, 400			
137	300, 900	331, 700			
138	301, 200	332, 100			
139	301, 600	332, 500			
140	301, 900	332, 900			
141	302, 100	333, 200			
142	302, 500	333, 600			
143	302, 900	333, 900			
144	303, 200	334, 300			
145	303, 400	334, 600			
146	303, 600	335, 000			
147	303, 900	335, 400			
148	304, 300	335, 800			
149	304, 500	336, 100			
150	304, 700	336, 500			
151	305, 000	336, 900			
152	305, 300	337, 300			
153	305, 700	337, 600			
154	305, 900				
155	306, 100				
156	306, 400				
157	306, 700				
158	307, 000				
159	307, 300				
160	307, 600				
161	308, 000				
162	308, 300				
163	308, 600				
164	308, 900				

	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700

27	350, 000	413, 100	464, 300	526, 500
28	352, 300	415, 100	466, 600	528, 300
29	354, 400	417, 200	468, 700	529, 900
30	356, 100	419, 300	470, 900	531, 700
31	357, 800	420, 900	473, 200	533, 500
32	359, 600	422, 600	475, 300	535, 300
33	361, 500	424, 500	477, 100	536, 900
34	363, 700	426, 000	479, 200	538, 700
35	365, 800	427, 800	481, 300	540, 400
36	367, 800	429, 600	483, 300	542, 100
37	369, 700	431, 500	485, 400	543, 700
38	371, 900	433, 500	487, 100	545, 300
39	374, 000	435, 300	488, 900	546, 700
40	376, 000	437, 200	490, 700	548, 300
41	378, 000	439, 000	492, 300	549, 800
42	378, 700	440, 700	494, 100	551, 200
43	379, 300	442, 400	495, 900	552, 600
44	380, 000	444, 200	497, 500	553, 900
45	380, 900	446, 000	498, 900	555, 100
46	382, 200	447, 800	500, 600	556, 100
47	383, 500	449, 500	502, 400	557, 100
48	384, 800	451, 200	504, 100	558, 100
49	385, 600	452, 800	505, 600	559, 100
50	386, 400	454, 500	506, 900	560, 000
51	387, 200	456, 200	508, 200	560, 900
52	387, 700	457, 900	509, 500	561, 800
53	388, 500	459, 800	510, 500	562, 600
54	389, 300	461, 000	511, 800	563, 500
55	390, 000	462, 200	513, 100	564, 400
56	390, 700	463, 400	514, 400	565, 300
57	391, 400	464, 400	515, 400	566, 200
58	392, 300	465, 400	516, 200	567, 100
59	393, 000	466, 300	517, 000	568, 000
60	393, 600	467, 100	517, 800	568, 700
61	394, 100	467, 900	518, 700	569, 600
62	394, 600	468, 600	519, 500	570, 500
63	395, 000	469, 300	520, 400	571, 400
64	395, 400	469, 900	521, 200	572, 300
65	395, 700	470, 600	522, 100	573, 200
66		471, 300	523, 000	
67		471, 900	523, 700	
68		472, 500	524, 600	
69		472, 800	525, 500	
70		473, 400	526, 300	

	71		474, 100	527, 200	
	72		474, 800	528, 100	
	73		475, 200	528, 900	
	74		475, 800	529, 800	
	75		476, 500	530, 700	
	76		477, 200	531, 400	
	77		477, 600	532, 200	
	78		478, 200	533, 100	
	79		478, 800	534, 000	
	80		479, 300	534, 900	
	81		479, 900	535, 700	
	82		480, 400	536, 600	
	83		480, 900	537, 500	
	84		481, 400	538, 400	
	85		481, 800	539, 200	
	86		482, 400	540, 100	
	87		482, 800	541, 000	
	88		483, 300	541, 900	
	89		483, 800	542, 700	
	90		484, 400		
	91		485, 000		
	92		485, 400		
	93		485, 900		
	94		486, 500		
	95		487, 100		
	96		487, 600		
	97		488, 100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297, 300	円 339, 700	円 394, 300	円 467, 400

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400
	2	168, 600	204, 400	237, 400	259, 900	289, 200	332, 400
	3	170, 000	205, 900	238, 700	261, 100	291, 200	334, 300
	4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200
	5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000
	6	174, 500	210, 000	242, 300	264, 600	296, 900	340, 000

7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800

51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800	
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400	
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200	
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600	
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000	
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400	
86		290, 700	326, 500	347, 300		
87		290, 900	326, 700	347, 600		
88		291, 100	327, 000	347, 900		
89		291, 500	327, 400	348, 300		
90		291, 700	327, 800	348, 600		
91		291, 900	328, 200	349, 000		
92		292, 100	328, 600	349, 300		
93		292, 500	328, 900	349, 700		
94		292, 700	329, 100	350, 000		

	95		292, 900	329, 500	350, 300		
	96		293, 200	329, 800	350, 600		
	97		293, 500	330, 000	350, 900		
	98		293, 700	330, 300	351, 300		
	99		293, 900	330, 600	351, 700		
	100		294, 200	330, 900	352, 100		
	101		294, 500	331, 100	352, 600		
	102		294, 700	331, 400	353, 000		
	103		294, 900	331, 800	353, 400		
	104		295, 200	332, 000	353, 800		
	105		295, 500	332, 200	354, 300		
	106			332, 400			
	107			332, 800			
	108			333, 000			
	109			333, 200			
	110			333, 600			
	111			334, 000			
	112			334, 400			
	113			334, 600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	211, 000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800
	2	184, 900	212, 900	255, 000	273, 300	295, 300	334, 800
	3	186, 400	214, 900	256, 500	274, 100	296, 900	336, 800
	4	187, 800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800
	5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800
	6	190, 800	220, 600	259, 900	276, 300	301, 500	342, 900
	7	192, 300	222, 400	260, 700	277, 000	303, 100	344, 900
	8	193, 800	224, 100	261, 400	277, 900	304, 700	346, 900
	9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400
	10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400
	11	198, 300	228, 500	263, 600	280, 300	308, 900	352, 300
	12	199, 800	229, 400	264, 300	281, 200	310, 200	354, 300
	13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200

14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200
15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200
16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200
17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100
18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900
22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600
27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600
50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500

58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000
65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200
68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700	
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200	
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500	
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800	
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300	
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700	
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000	
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300	
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800	
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300	
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700	
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000	
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400	
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900	
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300	
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700	
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500		
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900		
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200		
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800		
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300		
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800		
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300		
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900		

102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
117	295, 800	326, 800	360, 000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 500	360, 900	
120	296, 700	327, 700	361, 400	
121	297, 000	327, 900	361, 800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329, 000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301, 000	331, 600		
135	301, 400	332, 000		
136	301, 700	332, 400		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 600	333, 500		
140	302, 900	333, 900		
141	303, 100	334, 200		
142	303, 500	334, 600		
143	303, 900	334, 900		
144	304, 200	335, 300		
145	304, 400	335, 600		

	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「100分の102.5」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。 4～6 [略]	(期末手当) 第26条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「100分の102.5」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」とする。 4～6 [略]

(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	(勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。 [表 別記] 2～3 [略]	(給与に関する特例) 第5条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	156,500	208,200	242,400	276,000	301,800

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	168,500	216,800	248,600	281,000	305,800

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下この項及び第4項において「第1条改正後給与条例」という。)第14条、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4項において「改正後任期付職員条例」という。)の規定は令和5年4月1日から、第1条改正後給与条例第26条第3項及び第26条の4第2項の規定は令和5年11月30日から適用する。
(異動者の号給の調整)
- 3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の一部改正に伴い新たに生じる戸籍証明書の
広域交付等の事務に係る手数料を定め、及び手数料の名称を改め、併せて字句を
整理するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

- [略]
- 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本(抄本) 又は戸籍の記録 事項証明書交付 手数料	[略]
(2)	[略]		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄本(抄本) 又は除籍の記録 事項証明書交付 手数料	[略]
(4)	[略]		
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請	届出(申請)の受理又は届書その	[略]

	の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	他書類の記載事項証明手数料	
(6)	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等閲覧手数料	書類1件につき350円

3～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 [略]

2 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本(抄本)又は戸籍証明書交付手数料	[略]
(2)	[略]		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄本(抄本)又は除籍証明書交付手数料	[略]
(4)	[略]		
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届出(申請)の受理、届書その他書類の記載事項又は届書等情報内容証明手数料	[略]
(6)	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書等又は届書等情報内容閲覧手数料	1件につき350円

3～8 [略]

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例制定について

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市宇栄原公設市場を廃止するため、この案を提出する。

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(設置) 第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td><td>那覇市宇栄原4丁目17番9号</td></tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td><td>[略]</td></tr> </table> (施設の構成) 第2条の2 市場は、次に掲げる施設(那覇市宇栄原公設市場にあつては、第1号に掲げる施設)をもって構成する。 (1)～(6) [略]	名称	位置	那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号	那覇市第一牧志公設市場	[略]	(設置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td><td>[略]</td></tr> </table> (施設の構成) 第2条の2 市場は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(6) [略]	名称	位置	那覇市第一牧志公設市場	[略]
名称	位置										
那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号										
那覇市第一牧志公設市場	[略]										
名称	位置										
那覇市第一牧志公設市場	[略]										
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。											

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 30 条第 1 項第 2 号イ、第 36 条第 3 項第 1 号(同法第 37 条第 2 項及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。次条において「基準省令」という。))その他の法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第39条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第50条第7項中「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。))第五十二条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例(平成二十五年沖縄県条例第二十八号)第五十三条」と、基準省令第52条第3項中「指定入所施設基準第五十三条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十四条」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定障害福祉サービスの事業(指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業、指定重度障害者等包括支援の事業、指定就労定着支援の事業並びに指定自立生活援助の事業を除く。次項において同じ。)の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害福祉サービスの事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護事業者、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定就労定着支援事業者並びに指定自立生活援助事業者を除く。次項において同じ。)又は基準該当就労継続支援B型事業者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当就労継続支援B型事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(指定障害福祉サービスの事業の建物に関する経過措置)
- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第29条第1項の規定による障害福祉サービス事業を行う者の指定に係るサービス事業所の建物については、当分の間、適用しない。

那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例制定について

那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 38 条第 3 項(同法第 39 条第 2 項及び第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。))において準用する同法第 36 条第 3 項第 1 号並びに同法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。次条において「基準省令」という。))その他の法第44条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第52条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定障害者支援施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であつて、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害者支援施設の設置者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の24の2第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害者支援施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であつてはならない。

2 指定障害者支援施設の設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であつてはならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定障害者支援施設の建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前にされた法第29条第1項の規定による障害者支援施設の指定に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 80 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業(同項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。次条において「基準省令」という。))その他の法第80条第2項の規定に基づく主務省令(障害福祉サービス事業に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第30条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 障害福祉サービス事業の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 障害福祉サービス事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による

検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項
の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 障害福祉サービス事業者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時に
おいて地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 障害福祉サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)
又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であっ
てはならない。

2 障害福祉サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 障害福祉サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受
けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 84 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第44号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。次条において「基準省令」という。))その他の法第84条第2項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第41条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 障害者支援施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項

の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 障害者支援施設の設置者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 障害者支援施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 障害者支援施設の設置者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 障害者支援施設の設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号(同法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 21 条の 5 の 20 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号並びに第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成31年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令等(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条において「基準省令」という。))その他の法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項の規定に基づく厚生労働省令及び内閣府令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第50条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定通所支援(指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を除く。次項において同じ。)の事業の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定通所支援の事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害児通所支援事業者(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。次項において同じ。)は、常に地域社会との連携を図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者、基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定通所支援の事業の建物に関する経過措置)

- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所支援事業を行う者の指定に係る障害児通所支援事業所の建物については、当分の間、適用しない。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例制定について

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を別
紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 80 条第 1 項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるため、この案を提出する。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。次条において「基準省令」という。))その他の法第80条第2項の規定に基づく主務省令(地域活動支援センターに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第17条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(体制の構築等)

第4条 地域活動支援センターは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例
制定について

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙の
ように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、養護老
人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。次条において「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。次条において「基準省令」という。))その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令(養護老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地

域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 養護老人ホームを設置する者(次項及び第3項において「養護老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 養護老人ホーム設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 3 養護老人ホーム設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等
を定める条例制定について

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。次条において「基準省令」という。)その他の法第47条第2項及び第81条第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第1条の2第4項中「市町村」とあるのは「関係する地方公共団体」と、基準省令第29条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第132条の3の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例制定について

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別
紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項第 1 号、第 115 条の 22 第
2 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当介
護予防支援及び指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該
当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。次条において「基準省令」という。))その他の法第59条第2項及び第115条の24第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第1条の2第4項中「市町村」とあるのは「関係する地方公共団体」と、基準省令第28条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成

11年厚生省令第36号)第140条の34の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者(次項及び第3項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 指定介護予防支援事業者等の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 指定介護予防支援事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例制定について

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条第 1 項第 2 号、第 70 条第 2 項第 1 号(同法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、第 72 条の 2 第 1 項各号並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。次条において「基準省令」という。))その他の法第42条第2項、第72条の2第2項及び第74条第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。))において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第39条第2項、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。))の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(次項及

び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 54 条第 1 項第 2 号、第 115 条の 2 第 2 項第 1 号、第 115 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに第 115 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。次条において「基準省令」という。))その他の法第54条第2項、第115条の2の2第2項及び第115条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第54条第2項、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項、第194条第2項、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項及び第288条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の17の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの事業を行う者(次項及び第3項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 指定介護予防サービス事業者等の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 指定介護予防サービス事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。))その他の法第78条の2の2第2項及び第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第67条第1項、第93条第2項及び第175条第1項中「浴室」とあるのは「浴室、地域交流室」と、基準省令第112条第3項中「浴室、」とあるのは「浴室、地域交流室、」とする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の10の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

- 第6条 指定地域密着型サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 2 指定地域密着型サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 12 第 2 項第 1 号、第 115 条の 12 の 2 第 1 項各号並びに第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号、第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。次条において「基準省令」という。))その他の法第115条の12の2第2項及び第115条の14第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第48条第1項及び第73条第2項中「浴室」とあるのは「浴室、地域交流室」とする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成

11年厚生省令第36号)第140条の27の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例
を廃止する条例制定について

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する
条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する
ため、この案を提出する。

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する条例

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第49号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定について

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例(平成 24 年那覇市条例第 50 号)等の改正に伴い当然必要な、これらの条
例の題名及び条項を引用する規定並びにこれらの条例と同一の用語を使用する
規定の整理をするため、この案を提出する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(2) [略] (3) 介護職員 ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(<u>那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)第217条第1項</u>に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(<u>那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)第203条第1項</u>に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(<u>那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那</u>	(職員配置の基準) 第12条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第174条第1項</u>に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第230条第1項</u>に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項</u>に規定する指定地域密着

覇市条例第51号)第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上 イ～ウ [略] (4)～(6) [略] 2～13 [略]	型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上 イ～ウ [略] (4)～(6) [略] 2～13 [略]
--	--

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第46条 [略] 2～10 [略] 11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は<u>那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)</u>第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短	(職員の配置の基準) 第46条 [略] 2～10 [略] 11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)</u>第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)</u>が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと

期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 [略]

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型

ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 [略]

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型

介護予防サービス基準条例第45条第1項の<u>居宅介護予防事業所</u>(以下これらを「<u>居宅介護予防事業所等</u>」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該<u>居宅介護予防事業所等</u>に<u>指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条</u>に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該<u>居宅介護予防事業所等</u>の職務に従事することができる。 15 [略]	介護予防サービス基準第44条第1項に規定する<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>(以下これらを「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>に<u>指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条</u>に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の職務に従事することができる。 15 [略]
---	---

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第4条 [略] 2～9 [略] 10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、<u>サテライト型居住施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)</u>の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。	(従業者の員数) 第4条 [略] 2～9 [略] 10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、<u>サテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)</u>の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者による管理) 第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第131条第4項のサテライト型特定施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。	(管理者による管理) 第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第4項のサテライト型特定施設をいう。</u>)の職務に従事することができるものとする。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者による管理) 第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2	(管理者による管理) 第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第3</u>

4年那覇市条例第51号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(<u>同条例第152条第4項</u>に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。	4号)第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(<u>同令第131条第4項</u>に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市保健所運営協議会について、担任する事務に保健医療に関することを加え、名称を那覇市保健医療審議会に改めるため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市保健所運営協議会</u>	<u>本市における地域保健及び保健所の運営に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市保健医療審議会</u>	<u>保健医療に関すること(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務を除く。)及び保健所の運営に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

財産の取得について
(真空冷却機)

次のとおり真空冷却機を購入する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| 1 | 品名、規格及び数量 | 真空冷却機 | 1 台 |
| 2 | 購入の目的 | 首里学校給食センターの真空冷却機について、既存機器の老朽化に伴い、新たに真空冷却機を取得することで、児童生徒への安全安心でバランスの取れた給食提供を図る。 | |
| 3 | 購入の方法 | 制限付一般競争入札 | |

(提案理由)

学校給食センター設備整備事業で購入する真空冷却機について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市障がい者福祉センター
所在地 那覇市古島 2 丁目 14 番地 4

2 指定管理者となる団体

名 称 一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会
所在地 那覇市古島 2 丁目 14 番地 4
代表者 会長 高嶺 豊

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 まで

(提案理由)

那覇市障がい者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

地方独立行政法人那覇市立病院第 5 期中期目標（案）について

地方独立行政法人那覇市立病院第 5 期中期目標（案）を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

（提案理由）

地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経て第 5 期中期目標を定めるため、この案を提出する。

(案)

地方独立行政法人那覇市立病院 第5期中期目標

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は昭和55年5月に開院し、平成20年4月の非公務員型地方独立行政法人への移行後も、その公的使命を達成すべく、本市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療や小児・周産期医療等の質の高い医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上に努め、また、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、さらには臨床研修指定病院として医師の育成に貢献してきた公立病院である。

1 運営面について

第4期中期目標期間初年度から新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）のパンデミック対応に努めた。市立病院の許可病床はすべて一般床であるが、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、即応病床を確保し、疑似症を含むコロナ入院患者を受け入れた。また、小児向け行政検査やコロナワクチン接種で協力体制を構築した。

令和6年度末の竣工を目指す新病院棟建設工事においては、発注方法の工夫等により費用縮減に努めたほか、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症対応を強化する設計変更を行った。

一方、コロナ対応へのシフトや院内クラスターによる職員休業等により、外来診療は縮小、新規入院の受入停止を余儀なくされ、さらには救急診療の全面停止を経験することとなった。コロナ流行に伴う県内救急医療のひっ迫を受け、令和4年度に沖縄県より発令された「沖縄県医療非常事態宣言」は市民生活の維持にとって、救急医療提供体制が確保されること、ひいては地域医療が充実していることがいかに重要であるのか、多くの市民、県民が実感されたと思う。

第5期中期目標初年度である令和6年度は、現在の市立病院急病センターの前身である那覇市救急診療所が開設されてから50年の節目を迎える年となっている。本市が市立病院に求める最大の公的使命は救急医療の確保にあるが、今回のコロナ禍のような新興感染症への対応を含め、小児・周産期医療の維持や高度医療のさらなる充実と、市立病院に対する市民の期待は大きい。

少子高齢化等による人手不足や医師の働き方改革への対応、令和5年9月に新たに指定を受けた「紹介受診重点医療機関」に求められる「医療資源の重点的活用」、公立病院経営強化ガイドラインが求める公立病院の役割見直し対応と、様々な課題が市立病院を取り巻いているのも事実であるが、次の50年を見据え、新興感染症流行時にも強い救急医療提供体制の確保をはじめ、本市の地域医療を守っていくためには地域医療機関同士のさらなる連携や機能分化を推進していく必要がある。

地方独立行政法人としての自主性や機動性を発揮し、市立病院がその主導的役割を果たすことを期待する。

2 経営面について

コロナ禍による診療制限や看護師不足等による病床稼働率の低下により医業収支は急速に悪化し、令和4年度の医業収支比率は93.3%と、コロナ禍前の令和元年度まで3年連続で100%超を達成していた状況から一変し、10%近く低下した。

今後も、医師の働き方改革対応に伴う人件費増、さらにはエネルギーや物価高騰等によるランニングコストの増大等、原則として独立採算が求められる公営企業型地方独立行政法人にとって大変厳しい経営を強いられることが予想される。

加えて、第5期中期目標期間の最終年度となる令和9年度からの4年間には、新病院開院に伴う医療機器整備のために借り入れた病院事業債の元利償還が集中する。元利償還金は国の繰出基準に則り、2分の1額は本市が負担するが、残り2分の1額は市立病院自身の経営努力により捻出しなければならない。その費用負担に耐え、かつ、運転資金を確保していくためには医業収支の改善が急務であり、病床稼働率の回復や診療単価のさらなる向上を目指し、具体的な数値目標を設定する等、経営改善に全力で取り組み、安定的な経営を回復し、新病院開院後も市立病院としての公的使命を引き続き果たしていくことを求める。

中期目標の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

中期目標

第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療提供体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、365 日 24 時間救急医療提供体制の維持・充実に努めること。

① 二次救急

入院治療を必要とする患者の救急搬送受入に支障を来さぬよう、また、より高次の救急医療を提供できるよう、診療体制の維持・充実に努めること。

② 初期（一次）救急

地域医療機関と連携し、運営方法の工夫等を検討することにより、引き続き本市域の初期救急医療提供体制の維持に努めること。なお、コロナ禍での救急医療ひっ迫を踏まえ、また、医師の働き方改革に対応し、医師の負担軽減に資するよう、緊急性の低い軽症患者が自己都合で救急外来を受診する、いわゆるコンビニ受診の抑制等、救急医療の適正受診に向けた取組みを推進すること。

(2) 小児・周産期医療の確保

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。

(3) 災害や新興感染症等の健康危機への対応

① 平時からの備えと発災後の対応

大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人材の育成に努め、物的資源を整備するとともに、不測の事態への備えとして、患者移送等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組むこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災患者の診療に努めること。

新病院について、地域災害拠点病院の指定を受けることを念頭に、計画的に物的資源の整備を進め、外国人被災患者についても考慮すること。

② 医療支援への取組み

大規模災害時や緊急時において、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣す

る等、医療救護活動の支援に努めること。

③ 保健所等との連携

那覇市保健所及び沖縄県等と連携し、既存の感染症への対応はもとより、新興感染症流行時における感染症即応病床の確保等、感染症対応に協力すること。

④ 感染症対応時における救急医療提供体制の確保

コロナ禍における県内救急医療のひっ迫、院内感染の拡大や職員休業等による市立病院急病センター全面停止の経験を踏まえ、感染症対応時においても救急医療提供体制を堅持できるよう、新病院の急病センターの運用方法等について、関係機関（那覇市医師会、市内救急告示病院等）との連携可能性について検討すること。

(4) 本市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、本市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力すること。

② 地域包括ケアシステムの推進

入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの推進に協力すること。

(5) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する知識の普及啓発を推進すること。特に、病院ホームページ等における情報発信にあたっては、情報弱者への配慮について留意するとともに、多言語対応を推進すること。

(6) 外国人対応の充実

本市は沖縄の空と海の玄関口を擁し、また、多くの宿泊施設が集積していることから、外国人受診者の受入体制の充実に努めること。

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保及び育成

質の高い医療を提供し、地方独立行政法人としての公的使命を果たせるよう、医師、看護師等の医療スタッフの確保及び育成に努めること。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、必要な医療機器及び施設設備について、費用対効果、地域医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、計画的に更新・整備すること。

特に、医療機器について、新病院開院に合わせて集中的に実施することから、後年度費用負担の平準化に留意すること。

(2) がん医療の充実

地域がん診療連携拠点病院として、外科的手術、放射線治療や化学療法等を組み合わせた集学的治療、血液がんに対する治療、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保し、がん診療の地域連携協力体制を構築するとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援やがん患者の社会復帰支援、情報提供等を行う等、がん医療の充実に努めること。

(3) 地域医療機関との機能分化、連携推進・強化

沖縄県地域医療構想を踏まえ、地域医療機関との機能分化を図ること。また、地域医療支援病院として、市民が急性期医療や高度医療を必要とするときに切れ目のない医療を提供できるよう、前方連携・後方連携の推進・強化に努めること。

(4) 医療スタッフ以外の人材の確保及び育成

医療相談員（MSW）や医師事務作業補助員、事務職、看護補助員等の医療スタッフ以外の人材について、医療スタッフの負担軽減を図るだけでなく、専門性を高め、病院経営の強化に貢献できるよう、また、高齢者の急性期医療需要増加を見据え、患者の心理的・社会的問題の解決や調整援助をより円滑に行えるよう、必要な人材の確保及び育成に努めること。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者自らが受ける医療の内容に納得し、治療法を選択できるよう説明を行うとともに、相談・支援体制、セカンド・オピニオンについても、円滑な対応に努めること。

② 医療安全対策の徹底

医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効率的かつ効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設環境の改善に努めること。

また、利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。

(2) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築するため、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組みを通し、PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践に努めること。

2 院内連携の推進

(1) 多職種連携の推進

専門性を活かし、診療科間や医療部門と事務部門間の連携体制を強化し、組織力の向上に努めること。

(2) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進すること。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりに努めること。

4 健全な業務運営

研修の実施等により、内部統制やコーポレートガバナンス、コンプライアンスに対する役員及び職員の意識を向上させ、健全な業務運営に努めること。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、的確な対応を行うこと。

2 収益的収支の向上

病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。

4 経営の効率化

経常収支比率及び医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を本市に情報提供すること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設及び附帯施設整備に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。

なお、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めるとともに、新病院への移転及び診療開始の対応に留意すること。

2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ情報通信技術（ICT）の活用など、デジタル化への積極的な対応により、効率的かつ効果的な病院運営に努めること。

3 公立病院経営強化ガイドラインへの対応

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日付総財準第72号総務省自治財政局長通知)(以下、「ガイドライン」という。))」により策定が求められている「経営強化プラン」で定めるべき事項について、市立病院の実情を踏まえつつ、市立病院が策定する第5期中期計画において、その対応に努めること。

ただし、中期目標は地方独立行政法人法第25条に基づく指示である一方、ガイドラインは地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言通知にすぎないことから、中期目標による指示事項が優先されるものであることに留意すること。

4 地域との協働

市立病院の知見を市民へ還元し、地域との協働の推進に努めること。

那覇市大名児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市大名児童館

所在地 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 若杉福祉会

所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 64 番地 5

代表者 理事長 屋宜 勝子

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市大名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

公有水面埋立承認願書に関する意見について

那覇港管理組合管理者から、令和 5 年 10 月 25 日付け那覇港管理組合諮問第 2 号により内閣府沖縄総合事務局が実施する那覇港（新港ふ頭地区）の公有水面埋立についての諮問に対し、環境に配慮するよう意見を付したうえで異存のない旨那覇港管理組合管理者に答申したいので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

（提案理由）

那覇港管理組合管理者から公有水面埋立承認願書に関する意見を求められているので、この案を提出する。

那覇市新都心公園等指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

1. 管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
新都心公園	おもろまち三丁目 2 番 1
天久ちゅらまち公園	天久二丁目 3 2 番 1
黄金森公園	おもろまち二丁目 7 番 1
安謝東公園	安謝一丁目 5 5 3 番 1
安謝東原公園	安謝一丁目 1 6 番 1
天久プリン山公園	天久一丁目 2 4 番 1
天久緑風公園	天久二丁目 2 4 番 1
上之屋フレンドパーク	上之屋一丁目 1 4 番 1
黄金森小公園	おもろまち二丁目 8 番 1
タカマサイ公園	上之屋一丁目 6 番 1
銘苅かりゆし公園	銘苅一丁目 5 番 1
銘苅てんとうむし公園	銘苅三丁目 3 番 1
安岡ガジュマル公園	銘苅三丁目 5 番 1
安里緑地	おもろまち一丁目 6 番 6

2. 指定管理者となる団体

名 称：沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

所在地：那覇市泉崎 1－12－15－4 F

代表者：代表取締役 宮里好一

3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

那覇市新都心公園他 13 公園の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称：那覇市立森の家みんな

所在地：那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8

2 指定管理者となる団体

団体名：沖縄自然環境ファンクラブ

所在地：那覇市首里儀保町 4 丁目 79-33 奥井アパート 101

代表者：藤井 晴彦

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市立森の家みんなの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設（那覇市営奥武山体育施設）

名 称	所在地
那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町 42 番地の 1
那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町 50 番地の 1 地先
那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町 42 番地の 1 地先

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会

所在地：那覇市字識名 1227 番地

代表者：会長 平良 悟

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

那覇市営奥武山体育施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

専決処分の報告について
(携帯電話落下による損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 26 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 携帯電話落下による損傷事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市字国場在住
賠 償 額 39,928 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 25 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築））
（令和 5 年 3 月 17 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 4 期建替工事（B 棟・建築）

契約の相手方

受注者 野原建設・正吉建設・IMI CORPORATION 共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号

商号 株式会社 野原建設

氏名 代表取締役 上地 修

構成員 住所 沖縄県那覇市字仲井真 365 - 2

商号 株式会社 正吉建設

氏名 代表取締役 赤嶺 勲

構成員 住所 沖縄県那覇市上之屋一丁目 10 番 10 号

商号 株式会社 IMI CORPORATION

氏名 代表取締役 池原 紀夫

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 894,740,000 円

変更する金額 903,865,600 円

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 10 日

那覇市長 知念 覚

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市大道在住 |
| | 賠 償 額 | 197,203 円 |

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月26日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（識名小学校校舎等改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 識名小学校校舎等改築工事（建築）

契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・ホーム21 共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号

株式会社 高橋土建

代表取締役 玉城 俊夫

構成員 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階

有限会社 辰雄建設

代表取締役 安里 繭子

構成員 沖縄県那覇市字真地210番地1

株式会社 ホーム21

代表取締役 玉城 和広

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,387,713,800 円

変更する金額 1,397,200,200 円

地方独立行政法人那覇市立病院の令和 4 事業年度業務実績に対する評価結果及び第 4 期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価結果の報告について

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項第 2 号の規定により、地方独立行政法人那覇市立病院の令和 4 事業年度業務実績に対する評価及び第 4 期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に対する評価を行ったことから、その結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

那覇市長 知念 覚

地方独立行政法人那覇市立病院
令和4事業年度業務実績評価書

令和5年10月

那 覇 市 長

那覇市立病院の概要

1. 現況

①法人名

地方独立行政法人那覇市立病院

②本部の所在地

沖縄県那覇市古島2丁目31番地1

③役員の状況 (令和4年4月1日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	外間 浩	院長
理事	新垣 均	副院長
理事	豊見山 直樹	副院長
理事	宮田 裕史	副院長
理事	宮里 浩	副院長
理事	藤本 みゆき	副院長
監事	城間 貞	公認会計士
監事	仲松 正人	弁護士

④設置・運営する病院

別表のとおり

⑤職員数 (令和4年4月1日現在)

1,158人 (理事長1人 正職員831人 フルタイム職員273人 パートタイム職員53人)

2. 那覇市立病院の基本的な目標等

那覇市立病院（以下、市立病院）は、那覇市及び地域の中核的急性期病院として、救急医療及び地域医療支援病院等の質の高い医療を提供するとともに、臨床研修指定病院及び地域がん診療連携拠点病院として医師の育成にも貢献してきた。

今後も、市立病院は公的病院としての使命の確実な実現を図り、地域住民に信頼される医療を速やかに提供するため、国の医療制度改革や医療をとりまく社会環境の変化に迅速に対応して安全・安心かつ高度で良質な医療を提供することが本院の使命である。

このため、市立病院は、救急医療、小児医療、周産期医療、がん診療をはじめ、市民が求める地域に根ざした医療の提供に努め、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取組み、市民の健康の維持・増進に寄与することが求められている。

また、病院建替に向け、那覇市と十分な連携をはかり地域医療構想調整会議等を踏まえ、新病院建設を推進する。建築資金借入金償還能力を高めるため経営の効率化及び改善を不断に行う。

(別表)

病 院 名	那覇市立病院
主な役割及び機能	○地域の中核的急性期病院 ○救急告示病院 ○地域がん診療連携拠点病院 ○地域周産期母子医療センター ○臨床研修指定病院 ○日本医療機能評価機構認定病院 ○地域医療支援病院
設 立	昭和55年5月1日
病 床 数	470床
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、腎・泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、消化器外科、乳腺外科、内分泌内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、内視鏡外科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、病理診断科、脳神経内科、心臓血管外科、形成外科 以上36診療科
敷地面積	25,188㎡
建物規模	本館：建築面積6,534㎡ 延べ面積23,930㎡ 地上6階 地下2階建 北館：建築面積1,228㎡ 延べ面積7,522㎡ 地上4階 地下3階建 立体駐車場：建築面積1,691㎡ 延べ面積4,881㎡ 地上3階 地下1階建 院内保育所：建築面積218㎡ 延べ面積209㎡ 1階平屋建

様式1-1-1 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	地方独立行政法人 那覇市立病院			
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期3年目）		
	中期目標期間	令和2年度～令和5年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
那覇市長	知念 寛			
法人所管部局	健康部			
3. 評価の実施に関する事項	担当課	保健所保健総務課		
	業務実績評価に先だって、地方独立行政法人法第28条及び第30条、並びに地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例第2条の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会からの意見聴取を行った。 評価委員会の開催状況は次のとおり。			
第1回	令和5年9月25日	対面審議		
第2回	令和5年9月26日	書面審議		
第3回	令和5年10月12日	対面審議		
第4回	令和5年10月13日	対面審議		
4. その他評価に関する重要事項				
コロナ禍が始まった令和元年度の業務実績評価以降、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響により目標未達成になったと認められる評価項目は評価対象外として取り扱っており、令和4年度の業務実績評価についても同様の対応を行った。なお、令和5年5月にコロナの感染症法上の位置づけは2類相当から5類へ移行したが、病院運営に与える影響が完全に無くなったわけではないことから、令和5年度の業務実績評価の実施にあたっては配慮するものとする。				

様式1-1-2 年度評価 総合評価

1. 全体の評価	
評価	全体として、年度計画を達成し、中期計画の達成に向けて計画通り進んでいると評価する。 コロナ対応では、感染力が従前株よりさらに強まったオミクロン株が猛威を振るい、全体的に救急医療が逼迫し、「沖縄県医療非常事態宣言」が発令された（期間：令和4年7月21日～同年9月29日）。市立病院においても院内クラスター発生等に伴う休業者が相次ぎ、一般診療は大きく制限されるなど、大変厳しい病院運営を強いられましたが、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、最大58床（令和3年度は最大63床）のコロナ即応病床を確保し、市民・県民の命を守るため、献身的に尽力したことを多めに評価する。コロナ収束が見えない中において、救急医療において、地域からの紹介患者を断らないための工夫を実践し、また、小児周産期医療を維持したこと等、市立病院に期待される役割を発揮し、目標の達成・未達成を問わず、多くの関連指標において前年度より改善が見られたことを評価したい。また、がん診療連携拠点病院としての重要な役割である市民向けがん講演会を再開したこと、令和6年度からの医師の働き方改革施行に向け、医師の働き方委員会を設置し、医師労働時間短縮計画を策定したことを評価したい。 新病院棟の建設工事について、何よりも安全を第一に、そして、患者療養環境の確保に最大限努めていきたい。

	経営面においては、人件費を始め、エネルギーや物価高騰による費用上昇が続き、また、コロナ対応や看護師不足により病床を有効に稼働させられない等、経営環境は厳しい状況が続いた。それでもコロナ関連補助金を有効活用し、経常黒字の6期連続での達成が期待されたところであるが、過年度の補助金の自主返還により伴う臨時損失の計上により赤字決算となったことは残念である。ただし、当該自主返還について、全国で同様の事例が生じており、すべて市立病院の責めに帰すべき問題とは考えていない。引き続き医療収支比率の改善に向けた経営努力を求める。
評定に至った理由	地方独立行政法人那覇市立病院年度評価実施要領の評価方法に基づき、大項目の「第1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は15項目（全21項目中、6項目が「コロナの影響による未達成のため評価対象外（以下同じ。）」とした。）すべてが評価Ⅲ以上であったため「A評価」、 「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」は4項目すべてが評価Ⅲ以上であったため「A評価」、 「第3 財務内容の改善に関する事項」は、5項目すべてが評価Ⅲであったため、「A評価」、 「第4 その他業務運営に関する重要事項」は、3項目すべてが評価Ⅲ以上であったことから、「A評価」とした。 以上の結果を踏まえ、全体としての評定は上記のとおりである。
2. 法人全体に対する評価	法人全体の評価 第4期中期計画の3年目となる令和4年度は、前年度同様、年度を通してコロナの影響を大きく受けた。令和4年度年度計画の目標値設定について前年度並みを維持しつつ数値を示した。一部目標値について、「前年度並みを維持」としコロナ情勢を鑑みて柔軟に対応できるよう目標値として掲げた。令和4年度もコロナの影響により各項目において前年度と比較して増減はあるものの厳しい状況にあった。 以下、今年度実績を簡潔に総括する。 「市立病院としての役割の発揮」について、令和4年9月より1名の救急医が新たに入职し、救急医2名体制となった。市民ニーズの高い救急医療において体制の維持・充実に大きく貢献している。救急医療は、コロナの影響により受入れが一部制限された時期もあったが、365日24時間体制で救急患者の受け入れ体制を維持できた。令和2年12月よりスタートした、夜間に入院が入院が必要なコロナ患者の受け入れに係る南部6病院夜間輪番制にも対応した。救急患者数は年間受診総数24,281人で、前年度と比較して、11,512人の増加となった。入院治療の必要のない患者や軽症者の受診（不急の救急受診）については、救急医療の適正利用についての啓発が進展したこともあり減少している。前年度と比較し、受診者数が増加したのが小児科であった。時間内、時間外、休日、深夜すべての時間帯で約2倍へ増加。入院するケースも増加した。次いで、内科の受診者も増加した。時間内に近隣医療機関から救急受診依頼を受けた場合、急病センターの総合初診で対応した。開業医から不明熱等の受診依頼や、当日受診の依頼も多く、受診者数の増加へつながった。 救急車受入数は4,589台と前年度と比して119台増加、時間内での受入要請が増加した。コロナ禍において開業医からの発熱者の受入要請や病床満床に伴う近隣医療機関からのコロナ患者や一般救急患者の受入要請も増加した。令和4年度の感染拡大時には最大58床のコロナ即応病床を確保し、ICD、ICNを中心に発熱外来、救急外来、コロナ病棟で連携を図り患者受け入れに対応した。沖縄県コロナウイルス対策本部と連携を図り即応病床延べ8,305床を確保（令和3年度延べ11,401床）、令和4年度コロナ患者延べ入院数5,154名（令和3年度6,250名）、実患者数590名（令和3年度721名）を受け入れた。小児医療の充実として、当院小児科医師、琉球大学病院及び地域の小児科医の応援をうけ、365日24時間体制で小児科医が常駐する救急医療を継続した。同じく地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を提供することで地域医療に貢献した。 疾病予防対策の関連について、那覇市をはじめ、各市町村、全国健康保険協会、市町村共済組合等と連携し健診事業を継続した。指標について、前年度と比較し、ほとんどの指標で増加した。「高度医療の充実」として、コロナの影響を受け、不急の入院・検査手術の延期等により、一般医療の一部制限が生じたため各項目は目標値に未達ではあったが、前年度並の件数であった。 「高度医療機器の計画的な更新・整備」については、医療を持続的に提供できるよう、主な更新機器として、鏡視下手術装置、脳神経外科用内視鏡システム等の手術関連機器を更新した。また、次年度更新予定の電子カルテシステム及び各部門システムの選定作業に着手した。 「地域医療機関との連携推進・強化」について、コロナ禍で延期していた地域医療連携交流会を約3年ぶりに開催した。会場参加とWeb参加を併用し、会場125人、Web100人の参加であった。地域医療連携の関連指標の紹介率は82.2%、逆紹介率は70.2%、逆紹介率は82.2%であった。また、令和4年4月に地域の医師との連携強化、医師会との医療

	政策の密な情報共有、当院の経営改善を目的に那覇市立病院開院以来あった那覇市医師会を解散し、那覇市医師会へ編入した。当病院長においては、那覇市医師会理事としてその任にあたっている。令和5年3月末時点で64名が那覇市医師会会員である。 「患者サービスの向上」として、令和4年4月より新たな放射線治療装置で治療を開始（稼動）した。患者の治療負担軽減（正常臓器への負担減や治療時間の大幅な短縮）を行った。 「業務運営の改善及び効率化」に関して、今年度は各診療科の長に対して所属職員の時間外勤務の把握するよう働きかけを行った。これまで、診療部長が医師全員の時間外命令簿の決裁を行っていたが、各診療科の長にその役割を委任し所属職員の時間外勤務の把握するための仕組みを構築した。その他、安全確保に向けた情報収集と検討を行う取組みや、コロナ対策についても見直し、改善を継続した。 職員の時間外勤務短縮への取組について、令和6年4月から始まる「医師の働き方改革」に対応し、また医師が働きやすい職場環境づくりをする事を目的に、医師の働き方委員会を設置し、令和4年度に2回開催した。委員会は、病院長を委員長とし各診療科の所属長や、医師以外の所属長を委員として任命し、医師の労働時間管理の適正化に向けた取組みや、医師の時間外労働を短縮するためのタスク・シフティングや、長時間労働医師の面接指導の実施体制を構築について議論をおこない医師の時短計画を策定した。策定した医師の時短計画をもとに、PDCAサイクルを回し計画を確実に進めていきたい。 「財務内容の改善」に関して、コロナの影響により医業収益の確保は非常に厳しい状況が続いている。費用の支出は例年と変わらず発生する中、予算執行においては会計実施規程等に基づき適正かつ効率的・効果的な事業運営を行い、コロナ補助金等を有効活用することにより自己財源確保に努めた。 「その他の業務運営」市立病院建替について、令和4年3月30日の工事契約後、同年5月26日に起工式を行い、以後、旧事務局の一部解体、平面駐車場を解体し、その後、山留・掘削工事に着手し、完了した箇所から地下基礎部分の工事を行っている。 外国人対応については、今年度も引き続きコロナ禍であったが、インバウンド外国人受診者は徐々に増え、在留外国人の受診はさらに増加した。また、厚生労働省「外国人受入医療機関リスト」への登録や外国人向けホームページ（英・中）を作成し、外国人患者が当院の情報事前に得られる環境作りに取り組んだ。 最後に、令和4年度の決算状況は、医業収益13,845,415,383円で前年度比3.8%（約5億円）の増収となった。依然としてコロナの余波は残っているが、看護師等の人員不足による休床が大きく影響し医業収支は1,000,150,608円のマイナスとなった。一方、補助金等収益及び営業外収益を含めた経常収支においては555,911,298円の黒字となったが、最終的には総収益は15,866,975,026円（前年比7.2%減）、総費用16,338,918,289円（前年比8.8%増）、当期純損失471,943,263円となった。「新型コロナウイルス入院病床確保支援事業補助金」において、会計検査院の指摘に伴う厚生労働省からの自主点検指示及び沖縄県の監査により1,029,111,000円の自主返還が生じた事による。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－
3. 評価委員会の全体的な意見	
今後も、市民に提供するサービスの質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善に引き続き取り組み、那覇市立病院としての使命を果たしていくことを期待する。 中期計画第1から第4の各事項については次のとおりである。	
第1 市民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項 令和4年度の救急車受入数は前年度より増加したものの、前年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響による診療制限があり、救急搬送受入要請件数の大幅な増加もあったことから、救急車受入率は低下した。しかし、救急患者数・入院患者数が大幅に増加したことや新たに救急医1名を採用したことにより、平日日中の救急医療体制の維持・充実が図られたことを評価する。 また、小児・周産期医療の確保に関し、地域医療機関と適切に連携した結果、小児救急患者数は前年度に比べて大幅に増加し、地域医療機関との連携推進・強化においては、紹介率・逆紹介率は低下したものの高率を維持しており、開放病床利用率は向上している。さらには、クリニカルパス適用患者数の実績が増加したこと及びクリニカルパスの有効活用により眼科や形成外科の業務負担軽減につながったことを評価している。 そして、前年度に引き続き、コロナ対応における小児科医の確保や受診枠の調整などでの保健所との連携、那覇市医師会との情報共有・拡大防止策の検討により、地域全体の感染防止対策の強化へ寄与したことを高く評価する。	

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 新たに「職員やりがい度調査」を実施し、また、「医師の働き方改革」に向けて委員会設置・開催し、働きやすい職場環境づくりに努めたことを評価する。	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 過年度の「新型コロナウイルス入院病床確保支援事業補助金」の自主返還が生じ、当期純損失を計上したことは残念であったが、コロナ禍の中、「経常収支比率」100%超を確保したことを評価する。	
第4 その他業務運営に関する重要事項 昨今の建築価額の高騰で予算が増加することも考えられるため、新病院建設を着実に推進できるよう、那覇市と調整して進めていただきたい。	
4. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	－
その他改善事項	－
那覇市長による改善命令を検討すべき事項	－

5. その他事項	
監事等からの意見	－
その他特記事項	－

様式1－1－3 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別調査No.	備考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A		1－1、1－2、1－3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A		2－1	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A		3－1	
第4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A		4－1	

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第6 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第8 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第9 料金に関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第10 那覇市地方独立行政法人法施行規則(平成20年那覇市規則第4号) 第7条で定める事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									
第11 那覇市地方独立行政法人法施行規則第8条で定める事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※評価対象外									

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1－1－4－1 年度評価 項目別評定調書（市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当項目に関する情報											
1-1	市立病院としての役割の発揮										
業務に関連する政策・施策	(1) 救急医療体制の維持・充実					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)					
	(2) 充実した小児・周産期医療の確保										
	(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援										
	(4) 保健所との連携										
	(5) 市の施策との連携										
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載					関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										
	指標	達成目標	(参考) 中期計画 令和元年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	②主要なインプット情報			
救急医療体制の充実・強化	急病センター受診患者数		38,597人	15,725人	12,769人	24,281人		指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	うち入院患者数		4,719人	3,535人	3,758人	4,573人					
	うち救急車受入数		4,773台	4,145台	4,470台	4,589台					
	救急車の受入率		93.2%	94.0%	90.0%	83.0%					
	小児外来患者		34,545人	17,442人	19,660人	23,444人					

[illegible]

	の他の業務の質の 向上に関する事項						
1	市立病院としての役割の発揮 (1) 救急医療体制の維持・充実 地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図ること。また、救急搬送の受け入れをスムーズに行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携を図ること。						
(1)	1 市立病院としての役割の発揮 (1) 救急医療体制の維持・充実 地域医療に貢献するため、引き続き365日24時間救急医療体制を維持する。 また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。 なお、新病院建設工事期間中においては、救急搬送の受け入れに影響が出ないよう、動線計画等に十分配慮する。	1 同左 (1) 同左 ア 消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療に貢献する。 イ 引き続き365日24時間救急医療体制を維持する。	救急医療体制の維持・充実	令和4年9月から新たに救急医が1名入職し、救急医は2名体制となった。平日日中の救急医療体制の維持・充実に貢献している。これまで平日の救急医療を各診療科で担っていたが、その負担が軽減された。しかし、依然として内科・外科・整形外科医師不足により、平日夜間の救急患者受入制限を暫し行うこともあった。 令和4年4月より、「地域からの紹介患者を断らない」ことを目的に、平日の9時～16時の間、急病センターに総合初診外来を開設した。当日の緊急外来予約患者と、予約外患者（初診）を受け入れた。令和3年度救急受診患者総数の入院率24.78%と比較しても治療・入院が必要な患者をより受け入れることができた。※参考 令和4年4月～令和5年2月28日 総合初診受診患者数：1,029人、入院患者数：417人、入院率：41%、紹介率54%（※総合初診受診患者数は急病センター受診患者数に含まれる） しかしながら「紹介患者を断らない」ためには課題は多く、外来の一部機能が、救急外来に移動したことで診察室の不足、看護師のマンパワー確保、総合初診を担当する医師の確保、外来との連携強化、構造上の問題などハード面でも、ソフト面でも多くの課題を解決していく必要があった。 救急搬送の受入については令和4年：4,589台（令和3年：3,758台）であった。救急搬送受入要請件数が令和4年：5,541件（令和3年：4,949件）と大幅に増加したことが一因と考えられる。なお、救急車受入率は、令和4年度：83.0%で、前年度と比較し低下したが、これも救急搬送数の増加が要因と考えられる。 ※参考：救急出場件数（年中） 那覇市ホームページより 令和3年18,875件、令和4年22,659件 また、一般病棟でコロナ感染発生に伴う入院受入制限や、コロナ病床満床により、発熱患者の受入が困難となったことも要因の1つと考えられる。 昨年度まで急病センターで、コロナ患者を同時に受け入れることが、構造上難しかったが、令和5年2月から受入のための改修工事を行い、コロナ患者の同時受入が可能となった。	救急医2名体制となり、救急医療体制の維持・充実が図られ、救急患者数・入院患者数が増加し、公立病院としての役割を果たしていることを評価する。看護師等の人数不足は、全県の問題であるので、沖縄県全体に対しても発信していただきたい。	加エ 2 評価 III	評価：III 救急医の増員実現により各診療科医師の負担軽減につながったこと、また「地域からの紹介患者を断らない」新たな取り組みの実践について評価する。

			(救急医療の関連指標)						
			指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標			
			救急患者数	12,769人	24,281人	18,400人			
			うち入院患者数	3,758人	4,573人	3,800人			
			うち救急車受入数	4,470台	4,589台	4,500台			
			救急車の受入率	90.0%	83.0%	前年度並みを維持			
(2) 充実した小児・周産期医療の確保									
市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。									
(2)	(2) 充実した小児・周産期医療の確保 周産期医療体制整備指針における周産期医療、いわゆるハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、新生児の集中治療管理等、入院が必要な患者に対し、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。また、当院小児科医のほか、小児科開業医及び琉球大学小児科の応援を受け365日24時間小児科医が常駐し、医療を提供できる体制を確保するとともに、小児科専門医研修支援施設として小児科医の育成に努める。	(2) 同左 地域周産期母子医療センターとして、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。 また、他機関との連携に基づき小児・周産期医療を担うとともに、安心して子どもを産み、かつ育てられるよう医療の提供に努める。	産婦人科医、小児科医の確保及び母体搬送の受入体制の維持	当院小児科医を主体に、琉球大学病院小児科及び近隣小児科開業医の応援を受け、365日24時間体制で救急患者を受け入れ、小児救急医療の提供体制を維持した。 地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を担い、安心して子どもを産み、かつ育てられる医療提供を継続した。 分娩件数は減少したものの、帝王切開数、ハイリスク妊娠患者数は対前年度並を維持となった。ハイリスク分娩患者数は増加した。 (小児・周産期医療の関連指標)	ウエ 2 評価 III	小児救急患者数は大幅に増加しており、地域医療機関と適切に連携し、市立病院に求められている小児・周産期医療を提供していることを評価する。 小児の救急のみならず、ハイリスク妊娠やNICUの受入など、琉球大学病院や沖縄県立病院(南部医療センター・こども医療センター)及び中部病院)との連携もできていた。今後も他の医療機関と連携しながら小児・周産期医療の維持に努めていただきたい。	評価：III		

(3)災害時対応及び緊急時における医療支援 ①平時からの備えと発災後対応 災害時における病院機能の損失をできるだけ少なくし、機能の立ち上げや早急な回復を目指すよう、平時より備えておくこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災者の診療に努めること。																		
(3)	(3)災害時対応及び緊急時における医療支援 ①災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施するほか、那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備えるよう努める。 また、発災時においては、入院患者の安全確保を図るとともに、発災後は被災者の診療にあたるよう努める。	(3) 同左 ① 同左 災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（以下、BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施する。	施設の災害対策 病院施設の被災に的確に対応するため、災害対策マニュアルを検証する。また防災・防火訓練を定期的に実施する。	コロナの影響により、BCPに基づいた訓練・研修等については実施できなかったが、事業（医療）の継続の一環として、新病院における医療継続のための設備等について、確認・調整を行い継続中である。	外部 2 評価 II コロナ禍の中、訓練・研修等が実施出来なかったのはやむを得なかったと理解するが、防災・防火訓練は重要であり、何らかの形で実施する工夫をしていただきたい。	評価：－ ※評価対象外 （コロナの影響による未達成）												
②他医療機関との連携 不測の事態への備えとして、患者移送等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組むこと。																		
(4)	②現病院施設は耐震性に課題を抱えていたことから、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。	②那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備え、不測の事態への備えとして、BCPに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。		那覇市や沖縄県が実施する訓練は中止となった。各業種、各医療機関等とのネットワークを確認・見直しをおこないながら訓練実施をおこなう。 (災害医療の関連指標) <table><tr><td>指標名</td><td>令和3年度実績</td><td>令和4年度実績</td><td>令和4年度目標</td></tr><tr><td>災害訓練回数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>7件</td></tr><tr><td>災害訓練参加者数</td><td>0人</td><td>0人</td><td>35人</td></tr></table>	指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	災害訓練回数	0件	0件	7件	災害訓練参加者数	0人	0人	35人	外部 2 評価 II 災害等に備え、他医療機関との連携や、ネットワークづくりは継続的に進められたい。	評価：－ ※評価対象外 （コロナの影響による未達成）
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標															
災害訓練回数	0件	0件	7件															
災害訓練参加者数	0人	0人	35人															

③医療支援への取り組み 大規模災害時や緊急時において、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する等、医療救護活動の支援に努めること。																						
(5)	③大規模災害時や緊急時において、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する等、医療救護活動の支援に努めること。	③他の自治体における大規模災害時や緊急時において、市立病院DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し医療支援を実施する。 また、DMATを定期的に訓練研修に参加させるなど、医療救護支援活動の向上に努める	DMAT活動は、コロナ対策を行い、昨年まで中止になっていた訓練が再開し、当院DMATチームも県内外の訓練に参加することができた。参加した訓練では、新しく当院DMATチームに加わったメンバー（医師1名、看護師1名）と活動することができ、災害派遣時における複数チームの運用や当院チームのメンバーがタスクとして参加することで災害訓練の運営方法等についても訓練を通して経験することができた。また、実働訓練だけでなく技能維持研修へも積極的にメンバーを派遣するように取り組んだ。 コロナに関連する派遣としては、沖縄県コロナ対策本部よりクラスター施設への支援協力依頼はあったが、院内対応を中心に活動していたため、昨年ほど対応することはできなかった。 感染拡大時には、院内の感染対策（感染状況の把握、濃厚接触者・体調不良者へのPCR検査実施、追跡調査など）を院内感染対策チーム（ICT）及び院内コロナ対策本部の指示のもとを行った。 （災害医療の関連指標）	<table><tr><th>指標名</th><th>令和3年度実績</th><th>令和4年度実績</th><th>令和4年度目標</th></tr><tr><td>災害研修会回数</td><td>3回</td><td>5回</td><td>7回</td></tr><tr><td>災害研修会参加者数</td><td>4人</td><td>26人</td><td>11人</td></tr><tr><td>被災地等への派遣件数</td><td>21件</td><td>1件</td><td>—</td></tr></table> ※被災地等への派遣件数には沖縄県コロナ対策本部要請派遣回数を含む。	指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	災害研修会回数	3回	5回	7回	災害研修会参加者数	4人	26人	11人	被災地等への派遣件数	21件	1件	—	DMAT 実働訓練や技能維持研修への積極的な派遣により災害研修会参加者数が増加したことを評価する。また、沖縄県コロナ対策本部の派遣要請によるクラスター施設等への派遣に対応したことを評価する。今後DMAT活動を継続し、院内感染対策にも取り組むほか、チームのメンバーを増やす努力を続けていきたい。	ウエイト 2 評価 III 評価：III
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標																			
災害研修会回数	3回	5回	7回																			
災害研修会参加者数	4人	26人	11人																			
被災地等への派遣件数	21件	1件	—																			
(4)保健所との連携 那覇市保健所と連携し、新型コロナウイルス等感染症対策に協力すること。																						
(6)	(4)保健所との連携 那覇市保健所と連携し、新型コロナウイルス等感染症対策に協力する。	(4) 同左	コロナによる医療逼迫を回避すべく、那覇市保健所や医師会との連携を図った。情報共有や拡大防止策の検討をとおして、地域全体の感染防止対策を強化することができた。 また、コロナ患者受入の要請に応えられるよう、複数の病棟を使用できる様に整備するなど機動的に対応した。発熱患者対応やワクチン接種に関しても、組織横断的に協力体制をとって運営できた。 保健所依頼の受診をスムーズに受け入れられるよう、小児科医の確保及び受診枠の調整を図った。	小児科医の確保や受診枠の調整など保健所との連携や、那覇市医師会との情報共有・拡大防止策の検討により、地域全体の感染防止対策の強化に寄与していることを高く評価する。	ウエイト 2 評価 V 評価：V コロナ対応にあたり市立病院としての役割を發揮したことを多いに評価する。																	
(5)市の施策との連携 ①保健・福祉行政との連携 疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力すること。																						

(7)	(5)市の施策との連携 ①保健・福祉行政との連携 疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ、CKDの啓発活動、CKDサポート外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。	(5)市の施策との連携 ① 同左	CKD サポート外来と連携し、患者家族に対し、今後必要になると思われる社会資源や制度等について聞き取りを行い、早めに情報提供を行うことで、心理的不安の軽減に努め、治療に専念出来るようサポートした。 慢性腎不全で外来通院中の患者で、検査データや症状が悪化し QOL 低下がある患者に透析室看護師が患者相談や指導を引き続き行った。医師・糖尿病認定看護師・栄養士・薬剤師が関わり外来での指導を継続した。 健診センターにおける疾病予防対策関連について、那覇市をはじめ、各市町村、全国健康保険協会、市町村共済組合等と連携し健診事業を継続した。指標について、前年度と比較し、ほとんどの指標で増加した。 10 月より乳腺エコー予約枠を 10 枠から 12 枠へ増枠した。 那覇市と連携した特定健診（まちかど健診）について、特定健診の休日 2 日間（2 月 19 日、3 月 19 日）に 54 件（令和 3 年度 52 件）実施した。 （疾病予防対策の関連指標） <table><tr><th>指標名</th><th>令和 3 年度実績</th><th>令和 4 年度実績</th><th>令和 4 年度目標</th></tr><tr><td>特定健診件数</td><td>1,716 件</td><td>1,707 件</td><td>2,600 件</td></tr><tr><td>特定保健指導件数</td><td>489 件</td><td>585 件</td><td>500 件</td></tr><tr><td>がん検診件数</td><td>267 件</td><td>364 件</td><td>500 件</td></tr><tr><td>人間ドック件数</td><td>3,735 件</td><td>4,410 件</td><td>4,700 件</td></tr><tr><td>健康診断件数</td><td>4,059 件</td><td>4,571 件</td><td>3,700 件</td></tr></table>	指標名	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 4 年度目標	特定健診件数	1,716 件	1,707 件	2,600 件	特定保健指導件数	489 件	585 件	500 件	がん検診件数	267 件	364 件	500 件	人間ドック件数	3,735 件	4,410 件	4,700 件	健康診断件数	4,059 件	4,571 件	3,700 件	コメント 1 評価 III	CKD サポート外来の連携継続への努力を良とする。 また、那覇市や各市町村及び医療保険者と連携した取組みにより健診数が増加していることを評価する。	評価：III
指標名	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 4 年度目標																											
特定健診件数	1,716 件	1,707 件	2,600 件																											
特定保健指導件数	489 件	585 件	500 件																											
がん検診件数	267 件	364 件	500 件																											
人間ドック件数	3,735 件	4,410 件	4,700 件																											
健康診断件数	4,059 件	4,571 件	3,700 件																											

②地域包括ケアシステムの推進							
入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの構築に協力すること。							
(8)	②地域包括ケアシステムの推進 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネージャー、社会福祉士等と連携し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供や急変時の受入れ体制を整備する。	②在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネージャー等、社会福祉士等を支援し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供、急変時の受け入れ体制を強化する。	入退院支援センター、地域医療連携室、総合相談センターを一元化し、入退院患者情報の把握、退院支援へ早期着手、円滑なベッドコントロールを合理的に行う。	患者サポートセンターは、地域医療連携室・入退院支援室・がん診療連携室・がん相談支援センター・医療福祉相談室、そして今年度新たに国際医療支援室が新設され、6 部署を統合し一元化され運営している。地域完結型医療へのつなぎとしての当院のあるべき姿に、当部署の関りが深くなっており、入退院支援調整を強化することで効率的な病床管理の推進を目標に運営している。令和4年度の平均在院日数は11.2日（0.52日短縮）、在宅復帰率95.3%（0.6%増加）と前年度より改善した。波及効果として各病棟・部署の退院前後カンファレンスや自宅訪問が増加し、多職種連携で実施することができた。退院前後カンファレンスはリモートを活用し、病棟側も積極的に参加できる環境を整え、在宅側との共有の場を設定した。師長研修教育プログラムに退院支援研修と訪問看護実習を導入した。	患者サポートセンターの設置により入退院支援調整が効率的に運営されていることを評価する。退院前後カンファレンスのリモート活用や退院支援研修等は今後も継続していただきたい。	加付 1 評価 III	評価：III

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			広報誌発行	広報誌発行については、今年度は1冊も発行することができなかったが、連携クリニック及び患者へ最新の医療機器導入や新たな診療科の情報等発信をした。			
様式1－1－4－2 年度評価 項目別評定調書（市民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）							
1. 当項目に関する情報							
1－2 診療機能の充実							
業務に関連する政策・施策	(1) 高度医療の充実				当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)		
	①専門性を持った医療人の確保						
	②医療機器の計画的な更新・整備						
	(2) がん医療の充実						
	①地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実						
	(3) 地域医療機関との連携推進・強化						
	①地域医療機関との連携推進・強化						
	(4) 人材の確保及び育成						
	①医療水準の維持・向上のための専門性向上および人材確保と育成						
	(5) 安全安心で質の高い医療の提供						
当該項目の重要度、難易度	①患者中心の医療				関連する政策評価・行政事業レビュー		
	②医療安全対策の徹底						
	③医療の標準化と最適な医療の提供						
	④法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営						
	ウエイト付けは各項に記載						
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	(参考) 中期計画 令和元年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手術ナビゲーションシステム実施件数		4件	6件	3件	7件		
		11件	3件	8件	10件		
		25件	25件	12件	19件		
		－	－	－	1件		
レーザー破砕装置を用いた施設実績件数		37件	25件	22件	42件		
高度医療の関連指標	CT 件数	17,812件	15,614件	14,837件	15,328件		
	MRI 件数	7,503件	6,363件	6,409件	6,746件		
	RI 件数	804件	687件	828件	804件		
	心臓カテーテル検査件数	452件	311件	258件	248件		
②主要なインプット情報							
	指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			－	－	－	－	
			－	－	－	－	
			－	－	－	－	
			－	－	－	－	
			－	－	－	－	
			－	－	－	－	

がん診療 連携パス 実績	経皮的冠動脈形成 術 (PCI) 件数		202 件	120 件	101 件	92 件														
	アブレーション治療件数		158 件	126 件	107 件	115 件														
	脳血管造影件数		274 件	153 件	113 件	115 件														
	血管内治療件数		109 件	91 件	62 件	61 件														
	血栓溶解療法 (t- PA) 治療件数		5 件	3 件	8 件	4 件														
	手術件数 (手術室)		3, 561 件	3, 078 件	2, 839 件	3, 324 件														
	うち全身麻酔手術件数		2, 102 件	1, 890 件	1, 611 件	2, 134 件														
	うち腹腔鏡下・胸 腔鏡下手術件数		601 件	508 件	429 件	523 件														
	(※1 ポリペクトは除く)																			
	内視鏡による手術件 数 (ESD*2ESD：内視鏡 的粘膜下層剥離術)		75 件	86 件	93 件	106 件														
	胃がん		0 件	3 件	2 件	6 件														
	大腸がん		3 件	11 件	14 件	22 件														
	乳がん		39 件	42 件	75 件	60 件														
	肺がん		0 件	0 件	0 件	0 件														
	肝がん		0 件	0 件	0 件	0 件														
	前立腺がん		0 件	0 件	0 件	0 件														
	合 計		42 件	56 件	91 件	88 件														
	全がん退院患者数		1, 622 人	1, 612 人	1, 371 人	1, 500 人														
	うち 5 大がん退院 患者数		731 人	736 人	633 人	646 人														
がん医療 の関連指 標がん医 療の関連 指標	がん患者外来化学療 法患者数		2, 664 人	2, 944 人	2, 906 人	3, 247 人														
	がん放射線治療実 患者数		296 人	266 人	223 人	276 人														
	がん患者相談件数		1, 479 人	1, 670 人	1, 322 人	1, 214 人														
	全国がん登録件数		952 件	1, 060 件	1, 038 件	883 件														
	がん診療連携パス 適用数		41 件	56 件	91 件	88 件														
	がん研修会等開催数 (医療者)		4 回 (103 人)	4 回 (85 人)	7 回 (322 人)	8 回 (158 人)														
	がん講演会等開催 数 (市民対象)		12 回 (194 人)	0 回 (0 人)	0 回 (0 人)	6 回 (83 人)														

[illegible]

	った医療スタッフの確保に努める。			CT 件数 MRI 件数 RI 件数 心臓カテーテル検査件数 経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数 アブレーション治療件数 脳血管造影件数 血管内治療件数 血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数 手術件数 (手術室) うち全身麻酔手術件数 うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術 内視鏡による手術件数 (*ESD) *ESD：内視鏡的粘膜下層剥離術	14, 837 件 6, 409 件 828 件 258 件 101 件 107 件 113 件 62 件 8 件 2, 839 件 1, 611 件 429 件 93 件	15, 328 件 6, 746 件 804 件 248 件 92 件 115 件 115 件 61 件 4 件 3, 324 件 2, 134 件 523 件 106 件	17, 400 件 6, 700 件 850 件 450 件 200 件 150 件 250 件 120 件 5 件 3, 500 件 2, 000 件 570 件 90 件	った医療人の確保状況について分かりやすい指標の設定を検討された。	療関連指標の向上を評価する。さらなる改善、充実を期待する。
①	医療機器等の計画的な更新・整備 市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、必要な医療機器等を計画的に更新・整備すること。								
(11)	②医療機器等の計画的な更新・整備 医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。	② 同左	主な更新機器 補助金による整備機器等 運営費交付金による整備機器等 血管造影 X 線診断装置更新 MR I 更新 電子カルテシステム及び各部門システム機器選定	鏡視下手術装置、電子カルテデータバックアップ装置、脳神経外科用内視鏡システム等 計 201 件 クリンパーティション、人工呼吸器等 計 6 件 簡易隔離ユニット 計 1 件 血管造影 X 線診断装置の更新について、新病院オープンに合わせ更新する方が、更新に伴う診療停止がないため収益減が無く、また、移設費用が不要で費用も抑えられることから、今年度の更新を見送った。 MRI 機器を選定し契約締結したが、納品前に部品の一部に不具合が見つかったため、翌年度へ納期変更となった。 次年度更新予定の電子カルテシステム及び各部門システムの選定作業に着手した。複数ベンダーによるデモンストラーション、ヒアリングを実施。ハードウェア、ソフトウェアの仕様作成、病院建替に伴う医療情報システムの移設計画に時間を要したため業者選定には至らなかった。令和 5 年 7 月に業者決定する。	ウェイト Ⅰ 評価 Ⅲ	引き続き新病院への設備投資とバランスをとりながら、医療機器等の計画的更新・整備に努められたい。	評価：Ⅲ		

(2)がん医療の充実																																																																																				
専門的ながん医療の提供、がん医療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努めること。																																																																																				
(12)	(2)がん医療の充実 専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。 また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。	(2) 同左	がん医療の関連指標について、コロナの影響を受けた項目もあったが前年度並を維持することができた。外来化学療法患者数は3,247人で前年度と比較して341人増加し、放射線治療の実患者数は276人で前年度と比較して53人増加した。 がん患者外来化学療法患者数の増加について、入院治療から外来治療へ移行しており、注射薬との併用や内服のみでの化学療法が増えている。 地域がん診療連携拠点病院の役割として、がん診療連携パスの利用促進をはかる事は重要であるが、5大がんと前立腺がんのがん診療連携パスの適応件数は、88件で前年度と比較して若干減少した。 地域がん診療連携拠点病院の指定更新を令和5年3月までに終え、4年間（令和5年4月～令和9年3月末）の指定を受けた。 (がん医療の関連指標)	コロナの影響の中で、「地域がん診療連携拠点病院」の更新を終えたことを評価する。今後も継続して実績をあげていただきたい。また、がん患者と関わり合い医療職も含めた緩和ケア研修の実施を検討いただきたい。 評価：Ⅲ コロナ禍前にはまだ及ばないものの、地域がん診療連携拠点病院の大切な役割である、市民対象のがん講演会等の再開にこぎ着けたことを評価する。																																																																																
<table><tr><th>指標名</th><th>令和3年度実績</th><th>令和4年度実績</th><th>令和4年度目標</th></tr><tr><td>全がん退院患者数</td><td>1,371人</td><td>1,500人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>うち5大がん退院患者数</td><td>633人</td><td>646人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん患者外来化学療法患者数</td><td>2,906人</td><td>3,247人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん放射線治療実患者数</td><td>223人</td><td>276人</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん患者相談件数</td><td>1,322件</td><td>1,214件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>全国がん登録件数</td><td>1,038件</td><td>883件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん地域連携パス適用件数</td><td>91件</td><td>88件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん研修会等開催数(医療者)</td><td>7回(322人)</td><td>8回(158人)</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>がん講演会等開催数(市民対象)</td><td>0回(0人)</td><td>6回(83人)</td><td>12回(200人)</td></tr></table> (がん診療連携パス実績) <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>胃がん</td><td>0件</td><td>3件</td><td>2件</td><td>6件</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>3件</td><td>11件</td><td>14件</td><td>22件</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>39件</td><td>42件</td><td>75件</td><td>60件</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>肝がん</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>前立腺がん</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>合 計</td><td>42件</td><td>56件</td><td>91件</td><td>88件</td></tr></table>					指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	全がん退院患者数	1,371人	1,500人	前年度並みを維持	うち5大がん退院患者数	633人	646人	前年度並みを維持	がん患者外来化学療法患者数	2,906人	3,247人	前年度並みを維持	がん放射線治療実患者数	223人	276人	前年度並みを維持	がん患者相談件数	1,322件	1,214件	前年度並みを維持	全国がん登録件数	1,038件	883件	前年度並みを維持	がん地域連携パス適用件数	91件	88件	前年度並みを維持	がん研修会等開催数(医療者)	7回(322人)	8回(158人)	前年度並みを維持	がん講演会等開催数(市民対象)	0回(0人)	6回(83人)	12回(200人)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	胃がん	0件	3件	2件	6件	大腸がん	3件	11件	14件	22件	乳がん	39件	42件	75件	60件	肺がん	0件	0件	0件	0件	肝がん	0件	0件	0件	0件	前立腺がん	0件	0件	0件	0件	合 計	42件	56件	91件	88件
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標																																																																																	
全がん退院患者数	1,371人	1,500人	前年度並みを維持																																																																																	
うち5大がん退院患者数	633人	646人	前年度並みを維持																																																																																	
がん患者外来化学療法患者数	2,906人	3,247人	前年度並みを維持																																																																																	
がん放射線治療実患者数	223人	276人	前年度並みを維持																																																																																	
がん患者相談件数	1,322件	1,214件	前年度並みを維持																																																																																	
全国がん登録件数	1,038件	883件	前年度並みを維持																																																																																	
がん地域連携パス適用件数	91件	88件	前年度並みを維持																																																																																	
がん研修会等開催数(医療者)	7回(322人)	8回(158人)	前年度並みを維持																																																																																	
がん講演会等開催数(市民対象)	0回(0人)	6回(83人)	12回(200人)																																																																																	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																
胃がん	0件	3件	2件	6件																																																																																
大腸がん	3件	11件	14件	22件																																																																																
乳がん	39件	42件	75件	60件																																																																																
肺がん	0件	0件	0件	0件																																																																																
肝がん	0件	0件	0件	0件																																																																																
前立腺がん	0件	0件	0件	0件																																																																																
合 計	42件	56件	91件	88件																																																																																

			医療者向け研 修会		主な研修内容は、①薬剤師教育セミナー②がん医療に従事する医師等向け緩和ケア 研修会③放射線療法とその副作用について④合同カンファレンス⑤化学療法とそ の副作用⑥早期診断研修会⑦がん相談員実務者研修会、⑧がん診療に携わる医師、 研修医、県内のホスピス、緩和ケア病棟のがん専門看護師・社会福祉士を中心に緩 和ケア研修会を開催した。			
			市民・患者向 け研修会		市民や患者向けの研修会等は、コロナの状況も鑑み、感染対策も講じながら開催 した。社会生活が通常の状態に戻った訳でもないことから回数を制限しながら開 催した。 ① がんフォーラム「がんと就労」 1 回開催（市民・事業所対象） ② 患者サロン 5 回開催（がん患者・家族対象） 診療情報管理室では、例年通りがん登録の専従職員を中心に登録内容のダブルチ ェックを行い入院及び外来症例の登録を行った。全国がん登録への報告も実施した。 今年度の新規がん登録件数は 883 件であり、前年度より 155 件と減少した。がん登 録実務に関わる知識・技術の向上を目的に、国立がん研究センター主催の院内がん登 録実務中級認定者研修（e-learning 形式）においては職員 4 名が受講した。			
(3) 地域医療機関との連携推進・強化								
(13)	(3) 地域医療機関 との連携推進・強 化 地域で完結する 切れ目のない医療 を提供するため、 地域医療支援病院 として、地域の医 療機関との更なる 連携の推進・強化 を図り、紹介率及 び逆紹介率の向上 に努める。	(3) 同左			地域医療支援病院運営委員会を開催した。第一回(令和4年4月コロナ感染拡大 にて対面形式での開催は見送り資料配付とした)、第二回(令和4年8月18日開催) を対面形式で開催、第三回(令和5年3月23日開催)を対面形式で開催した。 今年度は、コロナ流行等で開催を見送っていた地域医療連携交流会を約3年ぶ りに開催した。コロナ禍で開催するにあたり、会場開催を主体に、Web での参加も 可能なハイブリッド形式で行った。連携医療機関より会場 125 名、Web100 名の参 加があった。コロナ禍における対応に難渋された事例の発表等、ディスカッション を通じ意見交換を行うことができた。 各診療科との取組みとして、地域の医療機関からの紹介患者をより受け入れる ためにも、逆紹介の推進を図った。紹介率 70.2%、逆紹介率 82.2%であった。7 月から8月に掛けて院内クラスター発生に伴い紹介受け入れ制限を行う期間があ り、紹介率、逆紹介率ともに前年度を下回る結果となった。 登録医が利用できる開放病床5床を確保し、当院医師と共同で治療できる体制 を整備している。開放病床利用率は 143.7%であった。 大腿骨頸部骨折パス、脳卒中パスの適用数は前年度を下回る結果であった。パス 適用数はコロナの影響により入院制限や手術受入制限を行ったため、減少した。栄 養科においても、加算にかかわらず、疾患の合併症や重症化リスク軽減を目的とし て、転院先や在宅医療などの療養先に入院中や退院時の栄養に関する情報提供書 を提供している。	ケハ 2 評価 II	コロナ禍の中、 「地域医療支援病 院運営委員会」 「地域医療連携交 流会」を開催し、 連携医療機関との 意見交換等が図ら れた事を評価す る。また、紹介 率・逆紹介率は低 下したが高率を維 持、開放病床利用 率は向上している ことは評価でき る。地域連携パス について、平時に 戻った後、パス数 や適用患者数の増 加を図りたい。	評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響 による未達成)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(5) 安全安心で質の高い医療の提供																		
①患者中心の医療																		
常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努めること。また、セカンドオピニオンについても、円滑な対応に努めること。																		
(15)	(5) 安全安心で質の高い医療の提供 ①患者中心の医療 基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。 また、セカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。	(5) 同左 ① 同左		コロナの影響による受診制限もあったが、実績は前年度を上回ることができた。当院ホームページにおいて、セカンドオピニオンとは何か、対象者・対象疾患の説明、予約受付方法、問い合わせ先、相談料金等の情報提供に注力した。 (患者中心の医療の実践の関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>令和3年度実績</th><th>令和4年度実績</th><th>令和4年度目標</th></tr><tr><td>セカンドオピニオン件数 (院外から当院へ)</td><td>7件</td><td>11件</td><td>前年度並みを維持</td></tr><tr><td>セカンドオピニオン件数 (当院から院外へ)</td><td>19件</td><td>30件</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>	指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	セカンドオピニオン件数 (院外から当院へ)	7件	11件	前年度並みを維持	セカンドオピニオン件数 (当院から院外へ)	19件	30件	前年度並みを維持	コロナの影響による受診制限があったが、前年度に指摘された「セカンドオピニオン」の増加を良好とする。また、ホームページでセカンドオピニオンの詳しい紹介があることを評価する。	評価：Ⅳ
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標															
セカンドオピニオン件数 (院外から当院へ)	7件	11件	前年度並みを維持															
セカンドオピニオン件数 (当院から院外へ)	19件	30件	前年度並みを維持															
② 医療安全対策の徹底																		
医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。																		
(16)	②医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的に開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する	② 同左	医療安全対策	前年度同様、コロナの影響により入院患者数に大幅増加等はなく、インシデント報告数は1,496件で前年度とほぼ同水準だった。前年度同様一般的に求められる報告数より少ない状況は続いている。アクシデントレベル(3b以上)の報告数が43件と前年度の22件を大きく上回ったが、1つの事象に多職種からの報告事例が複数あった。その報告件数は、1つの事象に2職種の報告が4件、1つの事象に3職種の報告が2件であった。また、0レベルの報告は、128件だった。 インシデント報告数については、コロナによる院内でのクラスター発生により委員会が数回参集できず、リンクナース、リンクスタッフへの指導が上手くいかずインシデント報告が少な状況が続いたと思われる。アクシデントレベル(3b以上)の報告が増えた理由として、医師の報告が8件から18件と増加したことも要因のひとつと考える。その内容は処置や治療上の合併症にあたる事象が殆どであり医療ミスでのアクシデントではないと思われ、医師のインシデント報告に対する意識の向上があったためだと考える。(医師のインシデント報告数 令和4年:42件 令和3年:28件) 目標として「TeamSTEPPSの推進(1. ISBAR(エスバー)活用での伝達、2. チェックバックの履行、3. ダブルチェック方法の確立と定着)」を2年連続で掲げ概ね定着したと思われたが、数値目標としてアンケートのみの評価にとどまった。医師のインシデント報告は徐々に増加しているが0レベルの報告は減少していた。	インシデントの0レベル報告数の増加と、院内感染対策研修会開催数が増加したことを評価する。引き続きTeamSTEPPSを推進し報告件数の増加を図られた。	評価：Ⅲ												

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

① 医療の標準化と最適な医療の提供																
効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用すること。																
(17)	③効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスの有効活用に努める。	③ 同左	クリニカルパス適用患者数は、前年度と比較して312件の増加となり、院内におけるパス適用を活発に進めている結果となった。 新たに眼科で白内障パスを作成し、入院前より患者・家族へ説明をすることで安心して退院まで医療を提供することができた。眼科医が1名体制ということもあり、クリニカルパスを導入したことで、眼科医の業務負担軽減に繋がった。また、形成外科医の就任もあり、形成外科においてもパス導入を行った。形成外科においても医師の負担軽減にも繋がった。 コロナ感染症パスについてはバージョン32まで改善を重ねたことで、多くのスタッフがスムーズに関与出来るようになった。 クリニカルパスは、診療ガイドライン等を参考に適宜見直しを行った結果、ガイドラインに適していないパス種類の削減となり、前年度比で14件の減少となった。(医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>令和3年度実績</th><th>令和4年度実績</th><th>令和4年度目標</th></tr><tr><td>クリニカルパス適用患者数</td><td>5,745人</td><td>6,057人</td><td>5,700人</td></tr><tr><td>クリニカルパス種類数</td><td>326(累計)</td><td>312(累計)</td><td>前年度並みを維持</td></tr></table>	指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	クリニカルパス適用患者数	5,745人	6,057人	5,700人	クリニカルパス種類数	326(累計)	312(累計)	前年度並みを維持	評価：Ⅳ クリニカルパス適用患者数の実績が増加したことを評価する。また、クリニカルパスを必要に応じて作成、見直しを実施しているほか、クリニカルパスの有効活用で眼科や形成外科の業務負担軽減につなげていることを評価する。今後もパス数や適用患者数を増やす取り組みを行っていただきたい。
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標													
クリニカルパス適用患者数	5,745人	6,057人	5,700人													
クリニカルパス種類数	326(累計)	312(累計)	前年度並みを維持													
② 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営																
(18)	④法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営	④医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。	対面型研修会の開催を検討していたが、コロナ流行期、クラスター発生時期と重なり実施することが出来なかった。 (コンプライアンスの関連指標) <table><tr><th>指標名</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和4年度目標</th></tr><tr><td>研修会開催数</td><td>0回</td><td>0回</td><td>2回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>0人</td><td>0人</td><td>1,000人</td></tr></table>	指標名	令和3年度	令和4年度	令和4年度目標	研修会開催数	0回	0回	2回	参加者数	0人	0人	1,000人	評価：Ⅰ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)
指標名	令和3年度	令和4年度	令和4年度目標													
研修会開催数	0回	0回	2回													
参加者数	0人	0人	1,000人													
4. その他参考情報																

様式1－1－4－3 年度評価 項目別評定調書（市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）			
1. 当項目に関する情報			
1－3	患者サービスの向上		
業務に関連する政策・施策	(1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。 利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。 (2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。 (3) 職員の接遇向上 患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	－
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報					
	指標	達成 目標	(参考) 中期計画令和 元年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
患者サービスの向上の 関連指標	入院患者満足度調査 (満足＋やや満足) %		97.3%	未実施	未実施	94.5%			—	—	—	—	
	外来患者満足度調査 (満足＋やや満足) %		96.2%	未実施	未実施	96.5%			—	—	—	—	
	外来診療待時間調査 (満足＋やや満足) %		59.7%	未実施	未実施	61.2%			—	—	—	—	
	施設設備に対する苦情 件数		12件	6件	5件	27件			—	—	—	—	
	ボランティア登録人数		11名	11名	11名	11名			—	—	—	—	
	ボランティア活動時間		527.6時間	活動なし	活動なし	活動なし			—	—	—	—	
	職員の接遇に対する苦 情件数		19件	6件	13件	16件			—	—	—	—	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
中期計画	年度計画	主な評価指標				法人の業務実績・自己評価				評価委員会	市長による評価		

				業務実績	自己 評価	意見	
3	患者サービスの向上						
(1)	快適性及び利便性の向上						
患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。また利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。							
(19)	3 患者サービスの向上 (1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施するとともに、引き続きプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。 また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。	3 同左 (1) 同左	放射線治療装置による治療拡充 急病センター処置室改修工事 形成外科新設に伴う設備改修工事 2 階西・北病棟セントラルモニタ電波改善工事 2 階西病棟医療ガス設備設置 第一血管造影室空調設備の取替工事 手術室空調設備改修工事 透析室空調設備工事 防犯カメラ増設工事	令和4年4月に放射線治療装置が新たに移動した。患者の治療負担軽減（正常臓器への負担減や治療時間の大幅な短縮）を行った。 地下1階 急病センターの処置室の感染対策・プライバシー確保を行う為、改修工事を行い職員や受診者へ院内環境整備を行った。 形成外科新設に伴い設備（洗面台取替等）の改修工事を実施した。 2階西・北病棟にセントラルモニタの電波を安定的に使用するため改善工事を実施した。 2階西病棟の未設置病室へ医療ガス設備（酸素・吸引）を設置することにより、医療ガスが必要な患者さんを入室出来るよう対応した。 1階第一血管造影室の空調設備を更新し、血管造影室の空調環境改善を図った。 2階手術（1、2、6、7ルーム他）室等の空調設備が経年により能力が低下していた為、既設設備を改修することにより手術室等の空調環境改善を図った。 北館1階透析室の空調設備が経年劣化に伴う能力低下していたため、新規空調設備を設置し、利用される患者へ空調環境改善を図った。 既存院内の防犯カメラが経年による故障や監視不足を改善する為、新規防犯カメラを増設した。	ウェット 1 評価 IV	放射線治療装置が稼働し、患者の治療負担軽減が図れる様になったことを良とする。また、「患者満足度調査」が実施出来た事を評価する。 なお、トイレアメニティや待ち時間対策は継続改善が必要なテーマであるので、満足度の数値にかかわらず努力を継続していただきたい。	評価：IV

			1 階正面玄関前 車止めポール設置工事	病院建替に伴い、病院正面出入口の通行方法や運用が変更になり、駐輪場及び立体駐車場から院内への通路と車道の境界が無く危険な状態であることから病院利用者の安全対策として車止めポール設置した。	コロナの影響を受けて、前年度まで満足度調査は見送っていたが、今年度は比較的コロナの影響の少ない期間（令和5年2月）に満足度調査を実施した。院内のアメニティ（特にトイレ）や待ち時間に対する意見が多かった。 <table><tr><td></td><td>(参考) 令和元年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>97.3%満足</td><td>未実施</td><td>94.5%満足</td></tr><tr><td>外来</td><td>96.2%満足</td><td>未実施</td><td>96.5%満足</td></tr><tr><td>待ち時間</td><td>59.7%満足</td><td>未実施</td><td>61.2%満足</td></tr></table>		(参考) 令和元年度	令和3年度	令和4年度	入院	97.3%満足	未実施	94.5%満足	外来	96.2%満足	未実施	96.5%満足	待ち時間	59.7%満足	未実施	61.2%満足		
	(参考) 令和元年度	令和3年度	令和4年度																				
入院	97.3%満足	未実施	94.5%満足																				
外来	96.2%満足	未実施	96.5%満足																				
待ち時間	59.7%満足	未実施	61.2%満足																				
(2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。																							
(20)	(2) ボランティアとの協働の推進 ボランティアサポート委員会によるボランティア活動の円滑な推進を図り、交流や意見交換を通じた協働を推進する。	(2) 同左			コロナの影響により、ボランティアの参加制限、活動制限を引き続き継続した。ボランティアが、従来行っていた3階庭園の緑化活動は造園担当者が引き続き継続している。 院内への入出館に制限を設けており、ボランティア活動についても制限を継続した。	ウエイト 1 評価 II	評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)																
(3) 職員の接遇向上 患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。																							
(21)	(3) 職員の接遇向上 患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。	(3) 同左			全職員向けの研修は実施できなかったが、新規採用職員対象のオリエンテーションのプログラムの一環として、ビジネスマナー研修を外部講師に依頼し実施した。 この研修では新規採用職員一人ひとりが、病院の顔としての重要性を意識し、また社会人としてのマナーの基本を身につける機会となった。	ウエイト 1 評価 II	患者は精神的にデリケートになっており、医療従事者として配慮できるよう、マナー研修は重要である。 評価：－ ※評価対象外 (コロナの影響による未達成)																
4. その他参考情報																							

1. 当項目に関する情報													
2－1		業務運営の改善及び効率化に関する事項											
業務に関連する政策・施策		(1) PDCAサイクルの確実な実践 (2) 院内連携の推進 ①チーム医療の推進 ②多職種連携の推進 (3) 働きやすい職場環境づくり											
		当該項目の重要度、難易度											
		ウエイト付けは各項に記載											
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報													
指標	達成目標	(参考)中期計画令和元年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	②主要なインプット情報					
後発医薬品利用率		89.3%	93.7%	83.2%	89.8%				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価													
	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務実績・自己評価			自己評価		評価委員会意見	市長による評価	
中期目標													
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項													
1 PDCAサイクルの確実な実践 地方独立行政法人制度の特長を活かし、自立性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築すること。また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組みを通じ、PDCAサイクルの確実な実践に努めること。													
(22)	1. PDCAサイクルの確実な実践 地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。 公益財団法人日本医療機能評価機構	1 同左	災害時対応への取組み がん情報の提供 在宅医療・介護連携	DMAT チームの院外訓練への参加だけでなく、院内訓練も継続的に行えるように他機関主催の訓練及び研修へタスクとして職員を派遣（5回）し、訓練の運営方法を経験できるよう取り組んだ。 正確で適切な情報が提供出来るよう、患者図書コーナーの資料整理と環境の整備を行った。また、がん診療連携室と連携し、国がん情報サービス等から提供される最新情報を確認し、情報の管理を行った。 患者家族へ配布する資料の内容や配布場所についても見直しを行った。 地域との連携を強化し、在宅療養の環境整備が円滑に進むよう、那覇市医師会の在宅医療・介護連携推進事業への参画やチャーターがんじゅう課認定グループと定期的に話し合いを行った。			ウェイト 1 評価 IV	「DMAT チーム」の院外訓練参加を良し、次年度の院内訓練の開催を期待する。逆紹介の強化へ向けて、後方連携策として転院後対応策の種々の工夫・活用を図っている事を評価する。「病棟配置策」の見直しの取組み開始も評価する。			評価：IV		

	による病院機能評価で指摘のあった項目の改善への取り組みやTQM活動を通し、改善活動を継続する。 また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取り組みを通し、PDCAサイクルの確実な実践に努める。		安全確保に向けた情報収集と検討の取り組み 前方連携と後方連携の取り組み	インシデント報告数を増やす取組みとして、0レベル（ヒヤリハット：インシデントを起こす前に気が付きエラーは起こしていない状況）を増やすよう委員会で開催した。0レベル報告数は令和3年度204件、令和4年度128件と減少傾向にある。0レベルの報告件数が増えるように部署へ働きかけていく。 医師からの報告数は42件/年（令和3年：28件）で前年度から増加している。医師の報告書が増えていくよう委員会より通達をした。また、全体の報告数も入院患者数の増加もあり、令和4年度1,496件（令和3年度1,458件）で前年度より38件増加した。 新規入院患者数を増やす前方連携の取組みとして、近隣の医療機関や施設からスムーズに受診できるよう、連携枠を増やした。また、紹介推進を強化し地域の医療機関へつなぐ取組みを継続した。後方連携として、転院後対応が円滑になるよう情報シート（ADL、家族構成等）の活用や入院中より早期にカンファレンスを開催した。 その他、他の医療機関や施設から当日の受診依頼がある場合、転院情報シートを活用した。 また、前方・後方連携の強化及び看護の質を担保する目的で、認定看護師や専門看護師を後方連携病院・施設へ派遣し、出前講座を開催した。出前講座を行うことで、安心して患者さんを受け入れることができたとの声もあり、シームレスな医療・看護の提供ができた。 平成30年の病院機能評価で各病棟に配置薬が多く、医療安全面から改善するよう指摘を受けていたことから、病棟配置薬の見直しに取り組んだ。当院精神科医協力の下、「不眠時指示」「不穏時指示」に対してこれまで6種類以上配置していた薬利を3種類に絞り込んだ。医局へ報告、院内パス委員会のメンバーとも情報を共有して、パスの変更を実施した。 各診療科の長に対して所属職員の時間外勤務を把握するよう働きかけを行った。これまで、診療部長が医師全員の時間外命令簿の決裁を行っていたが、各診療科の長にその役割を委任し、所属職員の時間外勤務を把握するための仕組みを構築した。 新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、沖縄県コロナ対策本部や保健所と連携して様々な取組みを行い、感染防止対策室を中心に修正を繰り返しながら、各職種が協働して下記のことを実施した。	「医師の働き方改革」への取組みがよい結果を生む事を期待する。 それぞれの部署が、確実にPDCAを進めているように思われる。このような進捗状況を病院全体で共有していただきたい。	
	病棟配置薬の見直しの取り組み					
	医師の働き方改革対応					
	新型コロナウイルス感染症対策					

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				【栄養サポートチーム加算件数】				
				令和3年度		令和4年度		
				栄養サポートチーム加算件数		584件		
(2)多職種連携の推進								
(24)	(2)多職種連携の推進 診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。	(2)同左	コロナ禍における部署間連携	前年度に続き、関係部署全ての所属長が配置された那覇市立病院コロナ対策本部を中心に、日々のコロナ情勢に応じた対策会議を開いた。 電子カルテの「院内ポータルメニュー」を活用し、各部署からのコロナ関連情報を全職員が閲覧可能となった。 上記以外にも ・全ての所属長が加わったSNSを利用してタイムリーな情報共有 ・医局内へ「コロナ掲示板」の設置 ・DMATが常駐できる部屋の設置 ・県コロナ対策本部と直接連絡が取れる携帯電話の活用 ・コロナ病棟入院患者の買い物支援を事務局職員で対応 ・コロナ対応ワーキング会議を随時開催 ・毎朝管理者朝礼にて院内状況と方針を確認、情報共有を図った 病院全体での情報共有、連携を図った。	ウェブサイト 1 評価 III	「那覇市立病院コロナ対策本部」を中心にコロナ対策への工夫が見られ、コロナ情勢に応じた活動を行った事を評価する。特に毎日の「管理者朝礼」にて院内状況と方針確認、情報共有により病院全体での情報共有・連携を図っている事を評価する。今後は、コロナ対策以外についても、多職種連携を図りたい。	評価：III	
3働きやすい職場環境づくり								
安全衛生管理を徹底するとともに、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努めること。								
(25)	3働きやすい職場環境づくり 安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。	3同左	職員やりがい度調査の実施	令和5年2月から3月にかけて、仕事や処遇、組織や人間関係、教育、ワークライフバランスに対する職員の実態を調べるために「職員やりがい度調査」を全職員向けに実施した（分析等は次年度実施予定）。 また、新型コロナウイルスの院内感染を防ぐ目的で、長期に及ぶ様々な制限（出張や私事旅行の渡航制限、食事会やイベント参加）をかけた事で、職員のストレス解消の機会も失われることとなった事から、当該調査の項目に「コロナ禍で平時と比較して、特にストレスに感じた事」を入れ、コロナ禍での職員のストレス要因についても分析を行えるように設定した。 令和6年4月から始まる「医師の働き方改革」に対応し、また医師が働きやすい職場環境づくりを目的に、医師の働き方委員会を設置し、令和4年度に2回開催した。委員会は、病院長を委員長とし、各診療科所属長や、医師以外の所属長を委員として任命した。医師の労働時間管理の適正化に向けた取り組みや、医師の時間外労働を短縮するためのタスク・シフトイ	ウェブサイト 1 評価 III	「職員やりがい度調査」の実施し、コロナ禍における職員のストレス要因の分析を可能とした。分析結果に基づき、具体的な働きやすい職場環境づくりを目指していただきたい。また、「医師の働き方改革」に向けて委員会を設置・開催し、取り組みを進めたことを評価する。	評価：IV 地域の医療提供体制を確保する上で暫定的に認められる水準の適用を受けるために必要なことはいえ、医師労働時間短縮計画を策定してきたことを評価する。	

(26)	1 経営機能の強化 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析したうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。	1 同左	診療報酬の請求漏れや減点の防止の取組み	診療報酬改定への対応は適切に行えたが、経営機能強化については前年度と同様に新型コロナウイルス感染症への対応を優先するために次年度以降へ持ち越しとなった。 前年度同様に毎月開催していた保険診療委員会は、コロナの影響を受け開催出来なかったが、医事課にて査定内容の精査及び対策、各診療科の主治医へ医事課算定担当者より再審査請求の可否等の確認、診療報酬に対する医師への啓発も個別に行った。 DPC（診断群分類包括評価）については、医師と診療情報管理士が連携して診療内容に沿った適正な請求を行うよう努めた。また、新型コロナウイルスに関する診療報酬の臨時的取り扱いについて最新情報を収集して請求漏れのないように努めた。 未収金防止対策として、無保険等の患者に対し医療相談員へ早期介入の依頼を行った。また、約束不履行により発生した未収金を入院費補償サービス会社へ請求を行い、未収金の早期回収に努めた。 窓口で患者資格情報等（加入している医療保険、自己負担限度額等）がリアルタイムで確認出来るようになり、期限切れの保険証での受診がなくなり、過誤請求の処理や患者への保険証再確認等の事務負担が軽減された。また、マイナ保険証で本人同意に基づいて特定健診情報や薬剤情報が閲覧できるようになり、患者の記憶頼りの問診ではなく、正確な情報を確認し診療に活用できるようになった。 査定率について目標は達成できなかった。救急医療係数向上への取組みで救急医療管理加算の算定件数が増加したことや、PCR 検査等に係る査定件数も増えた事が要因であった。	如外 1 評価 Ⅲ	査定率は、目標にやや達しないものの低率を維持しており、健全な診療報酬請求を実施し、継続していることを評価する。 オンライン資格確認システムの活用をさらに向上させ、医療現場のみならず管理部門の業務フローの改善につなげていただきたい。	評価：Ⅲ											
2	収益的収支の向上 病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。			（参考） 査定率全国平均（令和2年3月） <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和4年度目標</td></tr><tr><td>査定率</td><td>0.23%</td><td>0.24%</td><td>0.2%以下</td></tr></table> <table><tr><td>支払基金</td><td>0.255%</td></tr><tr><td>国保連</td><td>0.250%</td></tr></table> 厚生労働省保険局 審査支払機関の現状と課題について資料2「支払基金と国保連の原審査状況」より		令和3年度	令和4年度	令和4年度目標	査定率	0.23%	0.24%	0.2%以下	支払基金	0.255%	国保連	0.250%		
	令和3年度	令和4年度	令和4年度目標															
査定率	0.23%	0.24%	0.2%以下															
支払基金	0.255%																	
国保連	0.250%																	

(27)	2 収益的収支の向上 病床稼働率の維持・向上や適正な診療収入の確保に努める。	2 同左	病床稼働率の維持・向上 DPC/PDPS の機能評価係数の内容を検討し係数を高めるための対策	コロナ専用病棟を設置した影響により、一般病棟を含めた病床コントロールに制限が生じた。県内のコロナ陽性者発生状況によって常に厳しい病床運用が続き、公立病院としての役割を果たすため、コロナ患者受入を積極的に行った。令和4年度の感染拡大時には最大 58 床のコロナ即応病床を確保した。また休日・夜間の入院病床確保については、急病センターと各病棟の密な連携により入院患者をできるだけ受入れた。 患者サポートセンターにおいては入退院権限を一元化した効果が継続され、病床稼働率向上対策会議を開催し、コロナ禍における病床稼働率の現状と対策について、経営陣をはじめ診療科部長、各病棟師長、コメディカル部門の長、事務局課長以上の職員等に向け、前年との比較を加え、情報の共有に努めた。 コロナ禍の影響により病床稼働率が令和4年度実績は 72.8%と、前年度比 0.9%減少となった。 (収入確保の指標) <table><tr><td>指標名</td><td>令和3年度実績</td><td>令和4年度実績</td><td>令和4年度目標</td></tr><tr><td>病床稼働率</td><td>73.7%</td><td>72.8%</td><td>87.0%</td></tr><tr><td>入院診療単価</td><td>74,466 円</td><td>76,671 円</td><td>75,000 円</td></tr><tr><td>外来診療単価</td><td>27,145 円</td><td>26,428 円</td><td>27,000 円</td></tr><tr><td>【参考】 平均在院日数</td><td>11.74 日</td><td>11.22 日</td><td>－</td></tr></table> 救急医療管理加算の算定要件見直しを適時行った。令和3年度より救急医療管理加算の算定アップに努め医師指示の運用の見直し等を行った結果、機能評価係数Ⅱ項目の救急医療指数が前年度より上がった。 令和2年度実績 0.00519 → 令和3年度実績 0.01521 → 令和4年度実績 0.01593	指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標	病床稼働率	73.7%	72.8%	87.0%	入院診療単価	74,466 円	76,671 円	75,000 円	外来診療単価	27,145 円	26,428 円	27,000 円	【参考】 平均在院日数	11.74 日	11.22 日	－	厳しいコロナの影響が持続し、一般病床を含めた病床コントロールの制限のために、「病床稼働率」が減少した事はやむを得ないと理解する。	加付 1 評価 Ⅲ 評価：Ⅲ
指標名	令和3年度実績	令和4年度実績	令和4年度目標																							
病床稼働率	73.7%	72.8%	87.0%																							
入院診療単価	74,466 円	76,671 円	75,000 円																							
外来診療単価	27,145 円	26,428 円	27,000 円																							
【参考】 平均在院日数	11.74 日	11.22 日	－																							
3	弾力的な予算執行と費用節減 弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めることと、費用の節減等																									
(28)	3 弾力的な予算執行と費用節減 弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。	3 同左	法人の会計制度を活用した弾力的な予算執行の効率的・効果的な事業運営 薬品、診療材料等の購入価格の低減及び適正な	コロナの影響により医療収益の確保は非常に厳しい状況が続いた。費用の支出は例年と変わらず発生する中、予算執行においては会計実施規程等に基づき適正かつ効率的・効果的な事業運営を行い、コロナ補助金等を有効活用することにより自己財源確保に努めた。 【コロナ補助金で充実に図った機器類】 ・クリーンパーテーション ・人工呼吸器 医薬品の供給不足は、解決されておらず、代替え薬等の対応に多忙となっている。それでも、昨年度の後発医薬品使用率の低下を踏まえ、供給等、対応可能な後発医薬品については、入れ替えを進め、昨年度 83.2%から令和4年度	後発医薬品の供給不足が続く中、努力して「後発医薬品使用率」を目標値以上に達成出来た事は評価する。 また、保健材料の適正請求及び適正支払いについて取り組み、”漏れなく	加付 1 評価 Ⅲ 評価：Ⅲ																				

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。			いる。また、原材料費の高騰及び人員不足等の影響を受け増加した経費もあった。 なお、救急医療、小児・周産期医療等の収支状況等の分析については、コロナ禍における関連業務を優先し行ったこと、平時の収支状況ではなかったことから分析自体は行っていないかったが、情報提供については週 1 回の調整会議等において随時報告した。 令和 4 年度決算時点の運営費負担金の増減状況 【前年度補正に伴う調整により増減が生じた経費】 ・救急医療に要する経費 (減少) 【前年度決算額と比較し増減が生じた経費】 ・小児医療に要する (減額) ・高度医療 (病理) に要する経費 (増額) ・研究研修に要する経費 (増額) ・院内保育所の運営に要する経費 (減額) ・医師確保対策に要する経費 (減額) ・ (建設改良に要する経費) 施設整備費 (増額) ・ (建設改良に要する経費) 有形固定資産購入費 (減額) ・企業債元金償還に要する経費 (増額)	評価 III	
4. その他参考情報					
—					

様式 1-1-4-6 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当項目に関する情報											
4	その他業務運営に関する重要事項										
業務に関連する政策・施策	1	施設設備等に関する事項		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)			—				
	2	市立病院建替に関する事項									
	3	外国人患者に対応できる医療の提供									
当該項目の重要度、難易度	ウエイト付けは各項に記載			—							
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報							
指標	達成目標	(参考) 中期計画 令和元年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価														
	中期計画	年度計画		主な評価指標		法人の業務実績・自己評価						評価委員会 意見	市長による評価	
							業務実績						自己 評価	
中期目標														
第4 その他業務運営に関する重要事項														
	第4 その他業務運 営に関する重要事項													
1 施設設備等に関する事項														
新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。特に、医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断すること。														
(31)	1 施設設備に関 する事項 新病院建設を踏 まえ、現病院施設 の改修、設備等の更新 及び維持管理につ いては、医療資源等 を的確に把握した 上で、効率的な整備 計画を策定し実施 する。 特に、医療機器の 整備・更新について は、新病院への移設 費用等を含めた費 用対効果、地域の医 療機関との連携、医 療需要及び医療技 術の進展等から総 合的に判断する。	1 同左				下記のとおり、改修及び修繕を契約し実施した。 ・地下1階 急病センターの処置室改修工事 ・形成外科新設に伴い設備の改修工事 ・2階西・北病棟にセントラルモニタに使用するための改善工事 ・2階西病棟の未設置病室へ医療ガス設備（酸素・吸引）を設置するための改修工事 ・1階第一血管造影室の空調設備を更新工事 ・2階手術（1、2、6、7ルーム他）室等の空調設備改修工事 ・北館1階透析室の新規空調設備を設置工事 ・防犯カメラの新規増設 病院建替に伴い、病院正面入口の通行方法や運用が変更になり、駐輪場及び立体駐車場から院内への通路と車道の境界が無く危険な状態であることから病院利用者の安全対策として車止めポール設置した	ウエト 1 評価 III	新病院の建設を進めながら、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理を継続していることを評価する。	評価：III					
2 市立病院建替に関する事項														
事業主体として、引き続き新病院建設に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。なお、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めること。														
(32)	2 事業主体とし て、総事業費の縮	2 同左				令和4年5月26日に安全祈願祭が執り行われ、安全第一、かつ、診療に極力影響を与えないことに留意し工事を行っている。工事内容等に関し、院内出入り	ウエト 1	新病院建設工事にあたっては、安	評価：III					

	減に留意し、引き続き新病院建設に取り組む。 また、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努める。			口付近に掲示板を設置し病院利用者へのお知らせや完成イメージ動画表示等を行うとともに、院内への事前連絡等について徹底している。	評価 Ⅲ	全第一、かつ、患者さんに不安を与えない診療継続を期待する。また、昨今の建築価額の高騰で予算が増加することもあるため、予算管理と資金繰りの対応を丁寧に行っていたきたい。							
3 外国人患者に対応できる医療の提供 外国人患者に対応できる診療体制の整備に努めること。													
(33)	3 タブレット通訳端末の配置継続、外国語表記への対応、医療者と患者をつなぎ、医療資源を有効活用できるようコーディネート業務を担う人材配置へ取り組む。	3 同左	今年度も引き続きコロナ禍であったが、インバウンド外国人受診者は徐々に増え、在留外国人の受診はさらに増加した。その中でも小児科や産婦人科の入院、出産が多く通訳タブレットや多言語化された資料などを利用し対応した。現場での対応が難しい問題や外部との交渉が必要となる場合はコーディネートへ緊ぎ解決を図った。入院中の食事で宗教上制限がある場合は個々で聞き取りをし、当院で対応可能な範囲でその方に合った食事を提供した。 以前から取り組んでいる院内表示の多言語化は随時作成しており、説明・同意書などの翻訳は、必要時に現場からコーディネーターへ依頼できる体制を取っている。また、厚生労働省「外国人受入医療機関リスト」への登録や外国人向けホームページ（英・中）を作成し、外国人患者が当院の情報を事前に得られる環境作りに取り組んだ。次年度からのコーディネート業務の拡充に向け、職員採用試験を実施し、新たに2名の採用を内示した。 <table><tr><td>【参考数値】</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>外国人受診者数（入院・外来の合算）</td><td>739 人</td><td>930 人</td></tr></table>					【参考数値】	令和3年度	令和4年度	外国人受診者数（入院・外来の合算）	739 人	930 人
【参考数値】	令和3年度	令和4年度											
外国人受診者数（入院・外来の合算）	739 人	930 人											
			外国人患者に 対 応 で き る 外 国 人 患 者 対 応 の 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 充 実 等 に 継 続 し て 取 組 み 、 前 年 に 引 き 続 き 、 受 診 者 数 が 大 幅 に 増 加 し て い る こ と を 評 価 す る。	外国人患者に 対 応 で き る 外 国 人 患 者 対 応 の 医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 充 実 等 に 継 続 し て 取 組 み 、 前 年 に 引 き 続 き 、 受 診 者 数 が 大 幅 に 増 加 し て い る こ と を 評 価 す る。	評価：Ⅳ 在留外国人患者 の受入、また、コ ロナ収束後のイン バウンド受入再開 に向けた積極的な 人材採用の取組み を評価する。								

様式1－1－4－7 年度評価 項目別評価調査（予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画）

1. 当項目に関する情報			
5	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画		
業務に関連する政策・施策	地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市の病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。 ※ 財務諸表及び決算報告書を参照	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	－
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況
	なし	なし	該当なし

様式1－1－4－10 年度評価 項目別評定調書（剰余金の使用）

1. 当項目に関する情報				
8 剰余金の使用				
業務に関連する政策・施策	決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。		当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—
中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	実 施 状 況	
	決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。	同左	令和4年度決算においては損失が生じたため、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てるための積み立ては行っていない。	

様式1－1－4－11 年度評価 項目別評定調書（料金に関する事項）

1. 当項目に関する情報			
9			
業務に関連する政策・施策		料金に関する事項	
		1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成 19 年厚生労働省告示第 395 号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合においては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)
		2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から 1 通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。 3 徴収猶予等 (1)理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2)理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。	
			平成 20 年厚生労働省告示第 59 号 平成 18 年厚生労働省告示第 99 号 平成 19 年厚生労働省告示第 395 号

	(3)理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4)既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—	
中 期 計 画		年 度 計 画	実 施 状 況	
1 診療料等 病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。 (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成 19 年厚生労働省告示第 395 号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合においては、理事長が別に定める額とする。 (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。	1 同左		診療報酬点数表を基に、診療報酬を算定し診療料を徴収した。	
2 文書料 病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から 1 通につき、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。		(1) 同左 (2) 同左		使用料等の徴収については、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。 診断書、証明書、その他(介護保険主治医意見書、障害者自立支援法医師意見書等)について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」に定める額を徴収した。
3 徴収猶予等		3 同左		徴収猶予等について、地方独立行政法人那覇市立病院使用料等に関する規程「規程第 35 号」第 6 条第 2 項で使用料等の減免手続きについて規定している。
	(1) 理事長は、災害その他特別の理由により使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。 (2) 理事長は、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。 (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。 (4) 既納の使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左		

1. 当項目に関する情報									
1 0		那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成 20 年那覇市規則第 4 号)第 7 条で定める事項							
1 0 業務に関連する政策・施策	1 施設及び設備に関する計画	前期中期目標期間繰越積立金については、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。	—	—	—	—	—	—	—
	2 積立金の処分に関する計画								
当該項目の重要度、難易度									
中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画			実 施 状 況				
①施設及び設備に関する計画 (令和 2 年度～令和 5 年度)	①施設及び設備に関する計画 (令和 4 年度)	① 施設及び設備に関する計画 (令和 4 年度)							
		施設及び設備の内容	予 定 額	財 源	施設及び設備の内容	決 定 額	財 源		
		病院施設、医療機器等整備	総額 19, 122 百万円	那覇市長期借入金等	病院施設 医療機器等整備	総額約 1, 880 百万円	那覇市長期借入金等		
		(注1) 金額については見込みである。 (注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。							

1. 当項目に関する情報									
1 1		那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成20年那覇市規則第4号）第8条で定める事項							
1 1 業務に関連する政策・施策		中期目標の期間を超える債務負担		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）					
当該項目の重要度、難易度		1 移行前地方債償還債務	2 長期借入金	3 リース債	—				
中期目標	中期計画	中期計画		年度計画		実施状況			
	1 移行前地方債償還債務（単位：百万円）	1 同左		1 同左		1 同左			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	
		0	0	0	0	0	0	0	
	2 長期借入金（単位：百万円）	2 長期借入金（単位：百万円）		2 長期借入金（単位：百万円）		2 長期借入金（単位：百万円）			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	
	3 リース債（単位：百万円）	3 リース債（単位：百万円）		3 同左		3 同左			
		令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費	
		医療器等機				0	0	0	
		令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	令和2年度～令和5年度	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費	
						0	0	0	

※端数切り上げのため合計額は一致しません。

地方独立行政法人那覇市立病院

第4期中期目標期間の業務実績に関する見込評価結果及び期間終了時の業務継続等の検討結果

第4期（令和2年4月1日～令和6年3月31日）

令和5年10月

那 覇 市 長

1. 市長による見込み評価及び業務継続等の検討結果

(1) 第4期中期目標期間の業務実績に関する見込評価（地方独立行政法人法第28条第1項第2号関係）

全体として、中期目標・中期計画を順調に達成する見込みである。
中期計画第1から第4の各事項については次のとおりである。

大項目	事業年度 市長評価結果					見込評価の理由
	R2	R3	R4	R5		
第1 市民に提供するサービス その他の業務の質の 向上に関する事項	A	A	A	-		全体として、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）に伴う診療・接触制限、病院運営の困難さによりコロナ禍前指標には及ばないものの、市立病院としての役割の発揮として、救急医療や小児・周産期医療の確保・維持に努めたことを評価する。診療機能の充実として、救急医不在の解消や新たに形成外科専門医等を採用したこと、また、令和4年度の専攻医（後期研修医）採用者が20人を超えるまで回復したことを評価したい。高度医療関連指標について、令和2年度に大きく落ち込んだものの、コロナ医療と一般医療の両立を目指し、年度を追うにつれ、回復基調となっていることを評価する。また、地域がん診療連携拠点病院としてがん医療の提供に努め、地域医療連携拠点病院に求められる紹介率、逆紹介率は達成目標を上回った。さらには、医療の標準化と最適化を目指す指標であるクリニカルパスの適用件数はコロナ禍前を上回っていることを評価する。
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	A	A	-		何より、第4期中期目標を策定した令和元年12月時点では全く想定していなかったパンデミックに対し、重点医療機関として積極的に貢献したことを高く評価する。
第3 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	-		職種間や部署間、関係機関との間において、人と人のつながり、連携が必要とされる事項であるが、医療機関として、職員に対し、一般企業よりも強い接触制限を強いらざるを得ない中、Web会議の活用やそのために必要な病院施設改修、体制整備等、PDCAサイクルの確実な実践及び働きやすい職場環境づくりに努めたことを評価する。
第4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	-		従来株からアルファ株へ、そして、デルタ株にオミクロン株と、新たな変異株が出現するたび、病院運営に与える影響の度合いや向き合うべき課題が変遷し、困難さはあったものの、公営企業型地方独立行政法人に求められる独立採算の達成に向け、医業収益の確保に努め、3年連続で経常収支の100%超を達成したことを評価する。 ※令和4年度は過年度補助金返還に伴う臨時損失により決算は純損失を計上したが、単年度経常収支は黒字である。

見込評価に関する重要事項

大項目の事業年度評価について、コロナの収束時期について見通しが立たないため、中期目標及び中期計画を変更するのではなく、各事業年度評価においてコロナ影響により目標未達成になったと認められる小評価を評価対象から除外し、大項目の事業年度評価を行っている。

(2) 中期目標期間終了時の検討（業務継続又は組織存続）結果（地方独立行政法人法第30条第1項関係）

引き続き地方独立行政法人として存続させるとともに、病院事業を継続させる。

地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事業等のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると地方公共団体が認めた事業等を効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立する法人である。

地方独立行政法人那覇市立病院においては、コロナ禍の影響による診療実績の減少、医業収支比率の悪化等があったものの、救急医療や小児・周産期医療等の不採算医療の提供をはじめ、がん医療や高度医療の充実において、公立病院に期待される役割を果たしている。

2. 評価委員会による見込み評価及び業務継続等に対する意見

(1) 見込評価（地方独立行政法人法第28条第1項第4号関係）

全体として、中期目標・中期計画を順調に達成する見込みである。
中期計画第1から第4の各事項については次のとおりである。

評価委員会意見	
大項目	
第1 市民に提供するサービス その他の業務の質の向上 に関する事項	新型コロナウイルス感染症の影響で、診療制限を行いながらも、365日24時間の救急医療体制を維持しており、救急車の受入率は高水準を保ち、公立病院としての役割を果たしている」と評価する。コロナ感染拡大時には最大63床の即応病床の確保（令和3年度）し、発熱外来・PCR センターの設置、小児救急患者への受診体制の確保等、保健所との緊密な連携を行ったこと、また、医療支援の取組みとして、県コロナ対策本部の派遣要請に対応し、活動を行ったことを高く評価する。
第2 業務運営の改善及び効率 化に関する事項	コロナ禍の早い段階より「那覇市立病院コロナ対策本部」を立ち上げ、多職種が連携して取り組んだこと、また、職員のメンタルケア対策として、コロナ禍でも行えるオンラインフットネスの導入や「職員やりがい度調査」の実施、令和6年度から始まる医師の働き方改革に向けて委員会設置等、働きやすい職場環境づくりへ努めたことを評価する。
第3 財務内容の改善に関する 事項	診療報酬の請求は、全国平均より低い査定率を維持、健全な診療報酬請求を継続していることを評価する。新型コロナウイルス感染症の影響により「医療収支比率」は悪化しているものの、補助金等収益を活用することで「経常収支比率」の100%超を継続したことを評価する。
第4 その他業務運営に関する 重要事項	物価高騰や建築価額の高騰により建築費が増加することも考えられるが、那覇市と調整しながら新病院建設を着実に推進していた。だきたい。

(2) 中期目標期間終了時の業務継続又は組織存続に対する意見（地方独立行政法人法第30条第2項関係）

コロナ禍の大変厳しい経営環境の中、地域医療の確保や医療の質向上のため、自律的な経営に努めていることを評価し、今後も地方独立行政法人として存続し、公立病院として業務継続することが望ましい。

3. 市立病院による自己評価（地方独立行政法人法第28条第3項関係）

全体として、中期目標・中期計画を順調に達成する見込みである。
中期計画第1から第4の各事項については次のとおりである。

大項目	自己評価の理由
第1 市民に提供するサービス その他の業務の質の向上 に関する事項	救急医療体制の維持・充実にについて、救急医が2名体制となり、救急医療体制の維持・充実を図った。救急患者数・入院患者数が大幅に増加（救急患者数令和3年度12,769人、令和4年度24,281人。入院患者数令和3年度3,758人、令和4年度4,573人）し、公立病院として期待される役割を果たすことができた。 充実した小児・周産期医療の確保について、当院小児科医師を主体に、琉球大学病院小児科及び近隣の小児科開業医の応援も受けつつ、365日24時間体制で救急患者を受け入れた。また、地域周産期母子医療センターとして地域医療機関と適切に連携し、小児・周産期医療を担い、安心して子どもを産み、かつ育てられる医療提供を継続した。 診療機能の充実にについて、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を著実に満たし指定を更新した。また、コロナ禍で開催を見送ってきた地域医療支援病院運営委員会、地域医療連携交流会をWeb参加も可能なハイブリット形式で3年ぶりに開催し、連携医療機関との意見交換等を図った。 市の施策との連携等において、在宅医療への支援及び在宅医療との連携を継続した。 災害時対応及び緊急時における医療支援について、通常の災害ではないが、コロナに関連するDMAT派遣実績として、沖縄県コロナ対策本部施設支援班の指揮のもと活動し、医療支援への取組を行った。 那覇市保健所との連携について、コロナ関連対応等相互に協力し合った。コロナ専用病床を開設し、感染拡大時には即応病床を確保した。また、保健所と連携し発熱外来・PCRセンターを開設した。さらに院内のコロナ感染拡大時には、保健所長をはじめ感染症専門医や保健師等と協議をもち、情報の共有、感染拡大防止策の検討、現場視察を依頼するなど、助言をもらいながら、感染防止対策強化を図った。
第2 業務運営の改善及び効率 化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関して、事務スタッフの専門性の向上、人材育成の強化（看護部門で救急領域特定看護師1名、事務部門で診療情報管理士1名合格、医療経営士3級2名合格、医師事務作業補助技能認定2名合格）により質の高い医療を提供することができた。 また、働きやすい職場環境づくりにについて、令和6年4月から始まる「医師の働き方改革」に対応するため医師の働き方委員会を設置し、時間外勤務短縮計画を策定した。
第3 財務内容の改善に関する 事項	診療報酬請求に対する査定率は、低率を維持することができた。 診療報酬改定や患者動向などの情報を迅速に収集・分析し、必要に応じた対応策の立案（救急医療管理加算の算定要件を見直した結果、算定件数の増加と機能評価係数の救急医療指数向上につながった）、的確な対応を行った。 コロナの影響が続く中、経常収支比率及び医療収支比率では前年度に引き続き高い数値を出した。令和4年度は「経常収支比率」103.6%・「医療収支比率」93.3%を確保した。また、「後発医薬品使用率」について89.8%（目標値85%以上）を達成することができた。
第4 その他業務運営に関する 重要事項	新病院の建設を進めながら、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理を継続した。新病院建設工事にあたっては、安全第一、かつ、診療に影響を与えないよう留意し工事を行った。 外国人患者対応医療コーディネーターの充実等に取り組みとともに、JMIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）取得を目指し、業務を担う人材配置に向け採用を行った。

(参考) 地方独立行政法人那覇市立病院第4期中期計画(抜粋)、主な業務実績及び評価実施状況等

※【】内は対象となる事業年度

中期目標		中期計画	主な業務実績		事業年度評価						
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項											
1 市立病院としての役割の発揮											
(1) 救急医療体制の維持・充実											
地域医療に貢献するた め、365日24時間救急医療 体制の維持・充実を図る こと。	地域医療に貢献するた め、引き続き365日24時間 救急医療体制を維持す る。	地域医療に貢献するた め、引き続き365日24時間 救急医療体制を維持す る。	・コロナの影響により、令和2年3月下旬～5月末の入館制限から始まり、救急でのトリアージ強化（コンビニ受診制限）を開始した。緊急事態宣言下、まん延防止等重点措置下においても同様に入館制限を実施し、救急から病棟へコロナ感染者入院等を未然に防ぐ体制を取った。同年9月11日～25日まで救急車受入停止及び受診全面停止、令和3年3月1日～25日にも受診全面停止となった。コロナ専用病棟及び一般病棟と密に連携を取り、制限期間以外は積極的に南部・那覇地区の365日24時間救急医療体制、断らない救急搬送受入れ体制を維持した。【R2】				年度	R2	R3	R4	R5
また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。	また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。	また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。	・令和3年5月から救急医が1名入職し、救急医療体制の維持・充実に大きく貢献した。同時にこれまで平日の救急医療を各診療科で担っていたが、その負担はなくなった。しかし、依然として内科・外科・整形外科医師不足により、平日夜間の救急患者受け入れに制限を設けている現状は変わらなかった。前年度同様、救急でのトリアージ強化（コンビニ受診制限）は継続的に行った。【R3】				市長評価	対象外	III	III	-
							意見				
							・コロナの影響で診療制限を行いながらも、365日24時間の救急医療体制を維持し、また、救急車の受入率は目標値だけでなく、前年度実績を上回ったことについて、公立病院としての役割を果たしていることを評価する。（評価委員会【R2】）				
							・全国的に少ない救急医1名の採用は、救急医療体制充実の一助である。また、受入制限の中、救急車の受入率は前年度より減少したが、救急車受入数については増加しており、公立病院としての役割を果たしていることを評価する。（評価委員会【R3】）				
							・内科等の医師不足について、採用活動に努め、早期の充足を期待する。（市長【R3】）				
							・救急医2名体制となり、救急医療体制の維持・充実が図られ、救急患者数・入院患者数が大幅に増加し、公立病院としての役割を果たしていることを評価する。看護師等の人数不足は、全県の問題であるので、沖縄県全体に対しても発信していただきたい。（評価委員会【R4】）				
							救急医の増員実現により各診療科医師の負担軽減につながったこと、また「地域からの紹介患者を断らない」新たな取り組みの実践について評価する。（市長【R4】）				
(2) 充実した小児・周産期医療の確保							年度	R2	R3	R4	R5
市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に	周産期医療体制整備指針における周産期医療、いわゆるハイリスク妊産	周産期医療体制整備指針における周産期医療、いわゆるハイリスク妊産	・当院小児科医（常駐）を主体とした、琉球大学小児科等の応援を受け、365日24時間体制で救急患者を受入れ、小児救急医療の維持を図った。小児の患者数減少は顕著に表れたが、コロナ以外ではイン				市長評価	対象外	III	III	-
							意見				
							・コロナの影響により小児の患者数は減少				

に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。	婦の妊娠・分娩管理、新生児の集中治療管理等、入院が必要な患者に対して、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。 また、当院小児科医のほか、小児科開業医及び琉球大学小児科の応援を受け365日24時間小児科医が常駐し、医療を提供できる体制を確保するとともに、小児科専門医研修支援施設として小児科医の育成に努める。	フルエンザの大幅な減少も一因と考えられる。【R2～】 ・地域周産期母子医療センターとして、地域医療機関と連携し小児・周産期医療を担い、安心して子どもを産み、かつ育てられる医療の提供を維持した。【R2～】 ・ハイリスク妊娠患者数（19.4%）は前年度比増。分娩件数（△22.1%）、ハイリスク分娩患者数（△9.3%）は対前年度比減となり、分娩件数やハイリスク分娩患者数の減少について、令和3年6月及び令和4年1月に産婦人科病棟入院中の患者やスタッフからのコロナ感染が出たため、産婦人科病棟への受入制限や受入中止を行い、予定分娩入院は近隣医療機関へ依頼を行った。【R3】 ・分娩件数は減少したものの、帝王切開数、ハイリスク妊娠患者数は対前年度並を維持し、ハイリスク分娩患者数は増加した。【R4】 （小児・周産期医療の関連指標）																																																																					
		<table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>小児外来患者</td><td>34,545人</td><td>17,442人</td><td>19,660人</td><td>23,444人</td><td>-</td></tr><tr><td>小児入院患者</td><td>16,638人</td><td>13,005人</td><td>11,927人</td><td>11,851人</td><td>-</td></tr><tr><td>小児救急患者</td><td>17,966人</td><td>5,305人</td><td>5,876人</td><td>9,301人</td><td>-</td></tr><tr><td>うち入院患者</td><td>1,173人</td><td>603人</td><td>613人</td><td>925人</td><td>-</td></tr><tr><td>NICU入院患者数</td><td>2,486人</td><td>2,202人</td><td>2,220人</td><td>2,010人</td><td>-</td></tr><tr><td>分娩件数</td><td>379件</td><td>343件</td><td>267件</td><td>252件</td><td>-</td></tr><tr><td>うち帝王切開数</td><td>173件</td><td>144件</td><td>119件</td><td>119件</td><td>-</td></tr><tr><td>ハイリスク妊娠患者数</td><td>94人</td><td>77人</td><td>92人</td><td>97人</td><td>-</td></tr><tr><td>ハイリスク分娩患者数</td><td>82人</td><td>75人</td><td>68人</td><td>84人</td><td>-</td></tr></table>										指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	小児外来患者	34,545人	17,442人	19,660人	23,444人	-	小児入院患者	16,638人	13,005人	11,927人	11,851人	-	小児救急患者	17,966人	5,305人	5,876人	9,301人	-	うち入院患者	1,173人	603人	613人	925人	-	NICU入院患者数	2,486人	2,202人	2,220人	2,010人	-	分娩件数	379件	343件	267件	252件	-	うち帝王切開数	173件	144件	119件	119件	-	ハイリスク妊娠患者数	94人	77人	92人	97人	-	ハイリスク分娩患者数	82人	75人	68人	84人	-
		指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																																																																
小児外来患者	34,545人	17,442人	19,660人	23,444人	-																																																																		
小児入院患者	16,638人	13,005人	11,927人	11,851人	-																																																																		
小児救急患者	17,966人	5,305人	5,876人	9,301人	-																																																																		
うち入院患者	1,173人	603人	613人	925人	-																																																																		
NICU入院患者数	2,486人	2,202人	2,220人	2,010人	-																																																																		
分娩件数	379件	343件	267件	252件	-																																																																		
うち帝王切開数	173件	144件	119件	119件	-																																																																		
ハイリスク妊娠患者数	94人	77人	92人	97人	-																																																																		
ハイリスク分娩患者数	82人	75人	68人	84人	-																																																																		
(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援																																																																							
① 平時からの備えと発災時対応																																																																							
災害時における病院機能の損失をできるだけ少なくし、機能の立ち上げや早急な回復を目指すよう、平時より備えておくこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災者の診療に努めること。	災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（BCP）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施するほか、那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備えるよう努める	・コロナ禍の経験を踏まえ、新病院での感染症等への対策について、一部設計の見直し等を行った。【R2】 ・大規模地震災害等が発生した際に、医療提供機能を維持できよう、平成31年3月に事業継続計画（以下、BCPという。）を策定しているが、コロナの影響により訓練や研修会等を実施できなかった。【R2～】 ・新病院における医療継続のための設備等について、確認・調整を継続的に実施している。【R4】																																																																					
		年度	R2	R3	R4	R5	意見																																																																
		市長評価	対象外	対象外	対象外	対象外	・新病院の感染症等対策について、基本設計の見直し等を行い、適切に対応したこと を評価する。研修等については、実施方法を工夫されたい。（評価委員会【R2】） ・コロナ禍の中、さらに新病院建設中であり、訓練等の実施が出来なかったのは、やむを得ない。（評価委員会【R3】）																																																																

	る。 また、発災時において は、入院患者の安全確保 を図るとともに、発災後 は被災者の診療にあたる よう努める。		・コロナ禍の中、訓練・研修等が実施出来 なかったのはやむを得なかったと理解する が、防災・防火訓練は重要であり、何らか の形で実施する工夫をしていただきたい。 (評価委員会【R4】)
② 他医療機関との連携	不測の事態への備えと して、患者移送等につい て、他医療機関との連携、 ネットワークづくりに取 り組むこと。	現病院施設は耐震性に 課題を抱えていることか ら、不測の事態への備え として、BCPに基づき、 患者移送先の調整や搬送 手段の確保等について、 他医療機関との連携、ネ ットワークづくりに努め る。	年度 R2 R3 R4 R5 市長評価 対象外 対象外 対象外 - 意見 ・近隣に病院が多いため、他医療機関との 連携や、ネットワークづくりは継続的に進 められたい。(評価委員会【R3】) ・災害等に備え、他医療機関との連携や、 ネットワークづくりは継続的に進められた い。(評価委員会【R4】)
③ 医療支援への取り組み	大規模災害時や緊急時 において、DMAT（災 害派遣医療チーム）を派 遣する等、医療救護活動 の支援に努めること。	他の自治体における大 規模災害時や緊急時にお いて、市立病院DMAT （災害派遣医療チーム） を派遣し医療支援を実施 する。 また、DMATを定期 的に訓練研修に参加させ るなど、医療救護支援活 動の向上に努める。	年度 R2 R3 R4 R5 市長評価 V V III - 意見 ・DMAT活動実績は、コロナの影響により、全ての訓練や研修会が中 止となった。通常の災害ではないが、沖縄県コロナ対策本部の依頼 を受け、年間を通して派遣を行った。主な派遣先として、医師はク ラスタ一発生医療機関及び関係機関等へ赴き、施設内の感染防止対 策サポートを中心に活動し、事務職は沖縄県コロナ対策本部にて、 県内各所のコロナ発生状況把握・情報収集・コロナ患者搬送調整等 をコロナ対策本部の指示で活動を行った。【R2・R3】 ・院内においても、コロナ対応が逼迫した状況下では、DMATが介 入することで、感染状況の把握や追跡調査、PCR検査の検体採取等の 迅速なサポートが可能となった。【R2】 ・コロナ感染拡大時の患者対応や院内スタッフ感染・濃厚接触者PCR 検査等の対応を、院内コロナ対策本部及び院内感染対策チーム(ICT) の指示の下、感染状況の把握や追跡調査のサポートを行った。【R3】 ・災害関連やクラスタ一施設への支援に関連する研修がオンライン や集合研修で開催されるようになり、当院DMAT隊員も当該研修へ積 極的に参加するよう取り組んだ。【R3】 ・訓練が再開し、当院DMATチームも県内外の訓練に参加することが できた。参加した訓練では、新しく当院DMATチームに加わったメン バー（医師1名、看護師1名）と活動することができ、災害派遣時 における複数チームの運用や当院チームのメンバーがタスクとして 参加することで災害訓練の運営方法等についても訓練を通して経験 することができた。また、実働訓練だけでなく技能維持研修へも積 極的にメンバーを派遣するように取り組んだ。【R4】 (災害医療の関連指標)

		指標					(参考)R元	R2	R3	R4	R5
		災害研修会回数	7回		0回		3回		5回		-
		災害研修会参加者数	11人		0人		4人		8人		-
		被災地等への派遣件数	1件		15件		21件		1件		-
		※令和2年度以降の被災地等への派遣には、「沖縄県コロナ対策本部」の要請に基づく派遣を含む。									
(4) 保健所との連携											
那覇市保健所と連携し、新型コロナウイルス等の感染症対策に協力すること。	那覇市保健所と連携し、新型コロナウイルス等の感染症対策に協力すること。	・4月にコロナ専用病床を開設し、感染拡大時には最大24床の即応病床を確保した。又、那覇市保健所と連携し、発熱外来・PCRセンターを設置し患者対応に追われた。【R2】 ・院内におけるコロナ感染拡大時には、那覇市保健所長をはじめ感染症専門医や保健師等と協議をもち、情報の共有、拡大防止策の検討、現場視察を依頼するなど、助言をもらいながら、感染防止対策強化が図れた。【R2】 ・感染拡大時には最大63床の即応病床を確保し、那覇市保健所と連携、発熱外来・PCRセンターを設置し患者対応を行った。保健所依頼の受診をスムーズに受け入れられるよう、小児科医の確保及び受診枠の調整を図った。【R3】 ・コロナによる医療逼迫を回避すべく、那覇市保健所や医師会との連携を図った。情報共有や拡大防止策の検討をとおして、地域全体の感染防止対策を強化することができた。また、コロナ患者受入の要請に応えられるよう、複数の病棟を使用できる様に整備するなど機動的に対応した。発熱患者対応やワクチン接種に関しても、組織横断的に協力体制をとって運営できた。【R4】									
(5) 市の施策との連携											
① 保健・福祉行政との連携											
疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、市や関係機関と連携・協力して疾病予防対	疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ	・CKDに関して、那覇市及び那覇地区医師会と連携し、定期的な役員会を開催した。コロナ禍において多施設多人数での講演会、研究会が開けない状態が続いているが、CKDカードの作成や配布などを、薬剤師と積極的に連携をとり、活動を継続した。【R2】									
年度		R2		R3		R4		R5			
市長評価		対象外		Ⅲ		Ⅲ		-			
		意見									
		・市と連携した特定検診の休日実施により									

策等に協力すること。	プ、CKDの啓発活動、CKDサポーター外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。	・CKDサポーター外来と連携し、患者家族に対し、今後必要になると思われる社会資源や制度等について聞き取りを行い、早めに情報提供を行うことで、心理的不安の軽減に努め、治療に専念出来るようサポーターとした。【R3～】 ・慢性腎不全で外来通院中の患者のうち、検査データが悪化しているケースや症状でQOL低下がある患者18名に透析室看護師が患者相談や指導を実施した。令和4年度からは医師・糖尿病認定看護師・栄養士・薬剤師が関わり外来での指導を継続した。【R3～】 ・令和2年度は中止となった市と連携した休日の特定健診（まちかど健診）を再開した。【R3～】 ・10月より乳腺エコー予約枠を10枠から12枠へ増枠した。【R4】 （疾病予防対策の関連指標） <table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>特定健診件数</td><td>2,568件</td><td>1,496件</td><td>1,716件</td><td>1,707件</td><td>-</td></tr><tr><td>特定保健指導件数</td><td>492件</td><td>463件</td><td>489件</td><td>585件</td><td>-</td></tr><tr><td>がん検診件数</td><td>424件</td><td>220件</td><td>267件</td><td>364件</td><td>-</td></tr><tr><td>人間ドック件数</td><td>4,708件</td><td>3,555件</td><td>3,735件</td><td>4,410件</td><td>-</td></tr><tr><td>健康診断件数</td><td>3,722件</td><td>3,743件</td><td>4,059件</td><td>4,571件</td><td>-</td></tr></table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	特定健診件数	2,568件	1,496件	1,716件	1,707件	-	特定保健指導件数	492件	463件	489件	585件	-	がん検診件数	424件	220件	267件	364件	-	人間ドック件数	4,708件	3,555件	3,735件	4,410件	-	健康診断件数	3,722件	3,743件	4,059件	4,571件	-	・CKDサポーター外来の慢性腎不全患者に対する患者相談や患者指導を行ったことを評価する。 （評価委員会【R3】） ・CKDサポーター外来の連携継続への努力を良とする。また、那覇市や各市町村及び医療保険者と連携した取組みにより健診数が増加していることを評価する。（評価委員会【R4】）
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																																		
特定健診件数	2,568件	1,496件	1,716件	1,707件	-																																		
特定保健指導件数	492件	463件	489件	585件	-																																		
がん検診件数	424件	220件	267件	364件	-																																		
人間ドック件数	4,708件	3,555件	3,735件	4,410件	-																																		
健康診断件数	3,722件	3,743件	4,059件	4,571件	-																																		
② 地域包括ケアシステムの推進	入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの構築に協力すること。 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネジャー、社会福祉士等と連携し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供や急変時の受入体制を整備する。	・コロナの影響等で病床再編と縮小に伴い、令和元年度より新規入院数が減少したことにより、退院調整実施件数が減少した。【R2・R3】 ・「患者サポーターセンター」を編成し、4つの関連部署間において顔の見える連携を進め、スムーズな入退院調整を遂行した。【R2～】 ・令和2年11月より在宅医を1名採用し、在宅医療外来を開設することにより転帰先選定相談（退院後の訪問診療導入についての相談）が院内にて可能となった。退院困難要因(独居、酸素使用中、透析通院、看取り介入)の問題点解決や課題を提言し、在宅医療へスムーズに繋げる事ができた。【R2】 ・コロナの落ち着いている時期に施設訪問を積極的に行い、地域の訪問診療、訪問看護と顔の見える関係を構築した。また、年1回は地域の在宅医療関係機関を対象に合同カンファレンスを開催し、お互いの課題等について話し合う機会を持った。【R3】 ・各病棟・部署の退院前後カンファレンスや自宅訪問が増加し、多職種連携で実施することができた。退院前後カンファレンスはリモートを活用し、病棟側も積極的に参加できる環境を整え、在宅側との共有の場を設定した。師長研修教育プログラムに退院支援研修と	<table><tr><th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>市長評価</td><td>対象外</td><td>対象外</td><td>Ⅲ</td><td>-</td></tr></table> 意見 ・「患者サポーターセンター」の組織再編成による適切な入退院調整を進めたこと、並びに在宅医の採用による「在宅医療外来」を開設したことを評価したい。地域包括ケアシステムの推進へのさらなる寄与を期待する。（評価委員会【R2】） ・コロナ禍の難しさがある中で、退院支援やベッドコントロールの円滑化、及び地域包括ケアシステムの推進へ努めたことを評価したい。（評価委員会【R3】） ・患者サポーターセンターの設置により入院退院支援調整が効率的に運営されていることを評価する。退院前後カンファレンスのリモート活用や退院支援研修等は今後も継続していただきたい。（評価委員会【R4】）	年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	対象外	対象外	Ⅲ	-																										
年度	R2	R3	R4	R5																																			
市長評価	対象外	対象外	Ⅲ	-																																			

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保

高度医療の充実を図るため、専門性を持った医療スタッフの確保に努めること。	高度医療の充実を図るため、医師をはじめ、専門性を持った医療スタッフの確保に努める。
--------------------------------------	---

指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5
CT件数	17,812件	15,614件	14,837件	15,328件	-
MRI件数	7,503件	6,363件	6,409件	6,746件	-
R1件数	804件	687件	828件	804件	-
心臓カテーテル検査件数	452件	311件	258件	248件	-
経皮的冠動脈形成術(PCI)件数	202件	120件	101件	92件	-
アブレーション治療件数	158件	126件	107件	115件	-
脳血管造影件数	274件	153件	113件	115件	-
血管内治療件数	109件	91件	62件	61件	-
血栓溶解療法(t-PA)治療件数	5件	3件	8件	4件	-
手術件数(手術室)	3,561件	3,078件	2,839件	3,324件	-
うち全身麻酔手術件数	2,102件	1,890件	1,611件	2,134件	-
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術件数(ボリベクは除く)	601件	508件	429件	523件	-
内視鏡による手術件数(内視鏡的粘膜下層剥離術)	75件	86件	93件	106件	-

・コロナの影響を受け、不要不急の入院・検査手術の延期等、一般医療に一部制限が生じ、入院で行う高度医療の関連指標項目が減少した。【R2・R3】

・コロナの影響を受け、不急の入院や検査、手術の延期等、一般医療に一部制限が生じたこともあり、高度医療の関連指標項目(MRI除く)で目標に未達であった。前年度との件数比較では、前年度並みの件数であった。【R4】

(高度医療の関連指標)

指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5
CT件数	17,812件	15,614件	14,837件	15,328件	-
MRI件数	7,503件	6,363件	6,409件	6,746件	-
R1件数	804件	687件	828件	804件	-
心臓カテーテル検査件数	452件	311件	258件	248件	-
経皮的冠動脈形成術(PCI)件数	202件	120件	101件	92件	-
アブレーション治療件数	158件	126件	107件	115件	-
脳血管造影件数	274件	153件	113件	115件	-
血管内治療件数	109件	91件	62件	61件	-
血栓溶解療法(t-PA)治療件数	5件	3件	8件	4件	-
手術件数(手術室)	3,561件	3,078件	2,839件	3,324件	-
うち全身麻酔手術件数	2,102件	1,890件	1,611件	2,134件	-
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術件数(ボリベクは除く)	601件	508件	429件	523件	-
内視鏡による手術件数(内視鏡的粘膜下層剥離術)	75件	86件	93件	106件	-

② 医療機器等の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を持続的に提供できるように、必要な医療機器等を計画的に更新・整備すること。	医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び	・ (主な更新機器) 医用画像システム、超広角走査型レーザー検眼鏡、腹腔鏡カメラシステム 計55件 【R2】 ・ (補助金等による整備) 高性能人工呼吸器、全自動遺伝子解析装置 計30件 【R2】 ・ 放射線治療装置について、地域がん診療連携拠点病院の施設基準の
---	---	---

年度	R2	R3	R4	R5
市長評価	対象外	対象外	Ⅲ	-

意見

- ・新病院建設を見据え、計画的な人材確保に努められたい。(評価委員会【R2】)
- ・今後とも専門性を持った医療人の継続確保に努力していただきたい。また、専門性を持った医療人の確保状況について分かりやすい指標の設定を検討されたい。(評価委員会【R4】)
- ・コロナ対応と一般医療の両立は道半ばであるものの、高度医療関連指標の向上を評価する。さらなる改善、充実を期待する。(市長【R4】)

年度	R2	R3	R4	R5
市長評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	-

意見

- ・新病院においても設備投資とのバランスをとりながら、医療機器等の計画的な更新・整備に努められたい。(評価委員会【R3】)

	がん医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。	専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携 協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。 また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。	がん医療の関連指標について、コロナの影響を受けていない項目もあり、地域がん診療連携拠点病院としての役割を果たした。【R2】 がん診療に従事する医療者向け研修会をコロナが収束した時期を見計らい、開催した。【R2～】 がん看護専門看護師を中心に、県内のホスピス、緩和ケア病棟、がん診療に携わる医師、研修医を対象に緩和ケア研修会を開催した。【R2～】 がん登録の専任職員を中心に登録内容のダブルチェックを行い入院及び外来症例の登録を行った。全国がん登録への報告実施【R2～】 がん登録実務に関わる知識・技術の向上を目的に、国立がん研究センター主催研修を受講した。【R2～】 市民や患者向けの研修会等は感染拡大防止の観点から開催出来ない。【R2・R3】 がん医療の関連指標について、ほとんどがコロナの影響を受けた。【R3】 がん医療の関連指標について、コロナの影響を受けた項目もあつた。【R4】	維持と新病院においても継続し使用できる事を考慮し器械選定を行う。【R2】 ・（主な更新機器）放射線治療装置（※）、生化学自動分析装置、内視鏡スコープ一式 計65件【R3】 ※短い治療時間、静かで圧迫感を軽減した治療環境、ピンポイント治療（定位放射線治療）、強度変調（回転）放射線治療が可能な機器となっている。 ・（コロナ補助金等による整備）全身用X線CT装置、ベッドサイドモニタ等 計34件【R3】 ・（主な更新機器）鏡視下手術装置、電子カルテデータバックアップ装置、脳神経外科用内視鏡システム等 計201件【R4】 ・（補助金等による整備機器等）クリーンパーテーション、人工呼吸器等 計6件 ・（運営費交付金による整備）簡易隔離ユニット 計1件【R4】 ・血管造影X線診断装置の更新について、新病院オープンに合わせ更新する方が、更新に伴う診療停止がないため収益減が無く、また、移設費用が不要で費用も抑えられることから、更新見送り【R4】 ・MRI機器を選定し契約締結したが、納品前に部品の一部に不具合が見つかったため、翌年度へ納期変更となった。【R4】 ・令和5年度更新予定の電子カルテシステム及び各部門システムの選定作業に着手した。複数ベンダーによるデモンストレーション、ヒアリングを実施。ハードウェア、ソフトウェアの仕様作成、病院建替に伴う医療情報システムの移設計画に時間を要したため業者選定には至らなかった。【R4】	・中期計画において、「計画的に更新・整備する」としていることから、年度計画に具体的な更新・整備計画を示すとともに、その成果を業務実績に記載するよう、努められたい。（市長【R3】） ・引き続き新病院への設備投資とバランスをとりながら、医療機器等の計画的更新・整備に努められたい。（評価委員会【R4】）
（2）がん医療の充実	専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携 協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努めること。			年度 市長評価 意見 ・コロナの影響の中でも、関連指標はほぼ前年度並みを維持しており、「地域がん診療拠点病院」の役割を果たしていると評価する。研修会や講演会は創意工夫により、開催に努められたい。（評価委員会【R2】） ・地域がん診療拠点病院として、前年度並みに医療従事者向け研修を維持するとともに、コロナ禍の影響により一般診療を大きく制限せざるを得ない中、がん治療については実績の大幅減少が無かったこと、特に、外来化学療法患者数の増加について、がん患者のQOL向上に資する結果として、評価する。（市長【R2】） ・コロナの影響の中で、「地域がん診療連	

		たが前年度並を維持することができた。【R4】 ・地域がん診療連携拠点病院の指定更新を令和5年3月までに終え、4年間（令和5年4月～令和9年3月末）の指定を受けた。【R4】 ・市民や患者向けの研修会等は、コロナの状況も鑑み、感染対策も講じながら開催した。社会生活が通常の状態に戻った訳でもないことから回数を制限しながら開催した。【R4】 （がん医療の関連指標） <table> <tr> <th>指標</th><th>(参 考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr> <td>全がん退院患者数</td><td>1,622人</td><td>1,612人</td><td>1,371人</td><td>1,500人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>うち5大がん退院患者数</td><td>731人</td><td>736人</td><td>633人</td><td>646人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん患者外来化学療法患者数</td><td>2,664人</td><td>2,944人</td><td>2,906人</td><td>3,247人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん放射線治療実施患者数</td><td>296人</td><td>266人</td><td>223人</td><td>276人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん患者相談件数</td><td>1,479人</td><td>1,670人</td><td>1,322人</td><td>1,214人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>全国がん登録件数</td><td>952件</td><td>1,060件</td><td>1,038件</td><td>883件</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん診療連携パス適用数</td><td>41件</td><td>56件</td><td>91件</td><td>88件</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん研修会等開催数 (医療者)</td><td>4回 (103人)</td><td>4回 (85人)</td><td>7回 (322人)</td><td>8回 (158人)</td><td>-</td></tr> <tr> <td>がん講演会等開催数 (市民対象)</td><td>12回 (194人)</td><td>0回 (0人)</td><td>0回 (0人)</td><td>6回 (83人)</td><td>-</td></tr> </table>	指標	(参 考)R元	R2	R3	R4	R5	全がん退院患者数	1,622人	1,612人	1,371人	1,500人	-	うち5大がん退院患者数	731人	736人	633人	646人	-	がん患者外来化学療法患者数	2,664人	2,944人	2,906人	3,247人	-	がん放射線治療実施患者数	296人	266人	223人	276人	-	がん患者相談件数	1,479人	1,670人	1,322人	1,214人	-	全国がん登録件数	952件	1,060件	1,038件	883件	-	がん診療連携パス適用数	41件	56件	91件	88件	-	がん研修会等開催数 (医療者)	4回 (103人)	4回 (85人)	7回 (322人)	8回 (158人)	-	がん講演会等開催数 (市民対象)	12回 (194人)	0回 (0人)	0回 (0人)	6回 (83人)	-	拠点病院」の更新を終えたことを評価する。今後も継続して実績をあげていただきたい。また、がん患者と関わりない医療職も含めた緩和ケア研修の実施を検討していきたい。（評価委員会【R4】） ・コロナ禍前にはまだ及ばないものの、地域がん診療連携拠点病院の大切な役割である、市民対象のがん講演会等の再開ができたことを評価する。（市長【R4】）
指標	(参 考)R元	R2	R3	R4	R5																																																										
全がん退院患者数	1,622人	1,612人	1,371人	1,500人	-																																																										
うち5大がん退院患者数	731人	736人	633人	646人	-																																																										
がん患者外来化学療法患者数	2,664人	2,944人	2,906人	3,247人	-																																																										
がん放射線治療実施患者数	296人	266人	223人	276人	-																																																										
がん患者相談件数	1,479人	1,670人	1,322人	1,214人	-																																																										
全国がん登録件数	952件	1,060件	1,038件	883件	-																																																										
がん診療連携パス適用数	41件	56件	91件	88件	-																																																										
がん研修会等開催数 (医療者)	4回 (103人)	4回 (85人)	7回 (322人)	8回 (158人)	-																																																										
がん講演会等開催数 (市民対象)	12回 (194人)	0回 (0人)	0回 (0人)	6回 (83人)	-																																																										
(3) 地域医療機関との連携推進・強化 地域で完結する切れ目のない医療を提供するた め、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図ること。	地域で完結する切れ目のない医療を提供するた め、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図り、紹介率及び逆紹介率の向上に努める。 ・年2回実施していた地域医療支援病院運営委員会は、コロナの影響により開催を控えた。代替策として、例年開催時期であった7月と11月に委員の方々へ書面による「令和元年度の実績報告」及び「アンケート調査」を実施し、質問に対する回答を文書でまとめ、返信した。【R2】 ・地域医療連携交流会及び登録医総会はコロナの影響により開催することができなかった。その代替案として、診療情報を含めた「連携だより」を5月、8月、11月の合計3回にわたり発行した。【R2】 ・紹介率及び逆紹介率ともに目標値を上回る結果であった。【R2・R3】 ・大腿骨頸部骨折パス適用数や脳卒中パス適用数はコロナの影響による入院制限や手術受入制限の影響により減少した。【R2～】 ・地域医療支援病院運営委員会は計3回開催した（対面形式で2回、コロナ感染拡大に伴い、第3回を書面開催）。【R3】																																																														
<table> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr> <td>市長評価</td><td>V</td><td>V</td><td>対象外</td><td>-</td></tr> <tr> <td colspan="5">意見</td></tr> <tr> <td colspan="5"> ・紹介率及び逆紹介率ともに、前年度実績及び目標を上回り、コロナ禍にあっても地域医療機関との連携推進・強化を図ったことを高く評価する。（評価委員会【R2】） ・前年度に引き続きコロナの影響が出たことは残念だが、紹介率、逆紹介率、開放病床利用率のいずれにおいても、前年度と同じく、目標を大きく上回ったことを高く評価する。（評価委員会【R3】） ・紹介率及び逆紹介率について、目標だけでなく、第5次那覇市総合計画における中間目標値をコロナ禍の厳しい環境の中、1 </td></tr> </table>		年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	V	V	対象外	-	意見					・紹介率及び逆紹介率ともに、前年度実績及び目標を上回り、コロナ禍にあっても地域医療機関との連携推進・強化を図ったことを高く評価する。（評価委員会【R2】） ・前年度に引き続きコロナの影響が出たことは残念だが、紹介率、逆紹介率、開放病床利用率のいずれにおいても、前年度と同じく、目標を大きく上回ったことを高く評価する。（評価委員会【R3】） ・紹介率及び逆紹介率について、目標だけでなく、第5次那覇市総合計画における中間目標値をコロナ禍の厳しい環境の中、1																																														
年度	R2	R3	R4	R5																																																											
市長評価	V	V	対象外	-																																																											
意見																																																															
・紹介率及び逆紹介率ともに、前年度実績及び目標を上回り、コロナ禍にあっても地域医療機関との連携推進・強化を図ったことを高く評価する。（評価委員会【R2】） ・前年度に引き続きコロナの影響が出たことは残念だが、紹介率、逆紹介率、開放病床利用率のいずれにおいても、前年度と同じく、目標を大きく上回ったことを高く評価する。（評価委員会【R3】） ・紹介率及び逆紹介率について、目標だけでなく、第5次那覇市総合計画における中間目標値をコロナ禍の厳しい環境の中、1																																																															

		・域医療連携交流会及び登録医総会は前年度同様、コロナの影響により開催できなかった。その代替策として、地域医療連携室より広報誌「甕（いらか）」を連携医療機関約580箇所へ郵送した。【R3】 ・地域医療支援病院運営委員会は計3回開催した（対面形式で2回、コロナ感染拡大に伴い、第1回を書面開催）。【R4】 ・コロナ流行等で開催を見送っていた地域医療連携交流会を約3年ぶりに開催した。コロナ禍で開催するにあたり、会場開催を主体に、Webでの参加も可能なハイブリッド形式で行った。連携医療機関より会場125名、Web100名の参加があった。コロナ禍における対応に難渋された事例の発表等、ディスカッションを通じ意見交換を行うことができた。【R4】 ・7月から8月にかけて院内クラスター発生に伴い紹介受入制限を行う期間があり、紹介率、逆紹介率ともに前年度を下回る結果となった。【R4】 ・令和4年4月に地域の医師との連携強化、医師会との医療政策の密な情報共有、当院の経営改善を目的に那覇市立病院開院以来あった那覇市立病院地区医師会を解散し、那覇市医師会へ編入した。当病院長においては、那覇市医師会理事としてその任にあたっている。令和5年3月末時点で64名が那覇市医師会会員である。【R4】 (地域医療連携の関連指標) <table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>紹介率</td><td></td><td>77.00%</td><td>78.40%</td><td>80.60%</td><td>70.20%</td><td>-</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td></td><td>84.60%</td><td>99.70%</td><td>93.60%</td><td>82.20%</td><td>-</td></tr><tr><td>地域連携^ハ適用数 (大腿骨頭部骨折)</td><td>ハ^ス発行件数 127件</td><td>ハ^ス発行件数 126件</td><td>ハ^ス発行件数 154件</td><td>ハ^ス発行件数 146件</td><td>ハ^ス発行件数 -</td></tr><tr><td>地域連携^ハ適用数 (脳卒中)</td><td>ハ^ス発行件数 410件</td><td>ハ^ス発行件数 351件</td><td>ハ^ス発行件数 142件</td><td>ハ^ス発行件数 105件</td><td>ハ^ス発行件数 -</td></tr></table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	紹介率		77.00%	78.40%	80.60%	70.20%	-	逆紹介率		84.60%	99.70%	93.60%	82.20%	-	地域連携 ^ハ 適用数 (大腿骨頭部骨折)	ハ ^ス 発行件数 127件	ハ ^ス 発行件数 126件	ハ ^ス 発行件数 154件	ハ ^ス 発行件数 146件	ハ ^ス 発行件数 -	地域連携 ^ハ 適用数 (脳卒中)	ハ ^ス 発行件数 410件	ハ ^ス 発行件数 351件	ハ ^ス 発行件数 142件	ハ ^ス 発行件数 105件	ハ ^ス 発行件数 -
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																													
紹介率		77.00%	78.40%	80.60%	70.20%	-																												
逆紹介率		84.60%	99.70%	93.60%	82.20%	-																												
地域連携 ^ハ 適用数 (大腿骨頭部骨折)	ハ ^ス 発行件数 127件	ハ ^ス 発行件数 126件	ハ ^ス 発行件数 154件	ハ ^ス 発行件数 146件	ハ ^ス 発行件数 -																													
地域連携 ^ハ 適用数 (脳卒中)	ハ ^ス 発行件数 410件	ハ ^ス 発行件数 351件	ハ ^ス 発行件数 142件	ハ ^ス 発行件数 105件	ハ ^ス 発行件数 -																													
		(4) 人材の確保及び育成 提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努めること。	提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努める。救急医等の人材確保の手段として、琉球大学との連携、沖縄県医師会・那覇市医師会との連携、リクルート機関の活用を図る。 ・初期研修医の減少は、新採用研修医の採用が少なかったことが要因であった。【R2】 ・医療スタッフの職務能力の高度化及び専門性向上のための学会参加及び論文発表はコロナの影響より中止及びオンラインとなった学会等が多く、減少となった。【R2】 ・専門看護師（がん看護）1名、認定看護師（緩和ケア）2名が資格取得した。【R2】 ・各部門で専門性に応じた研修等を実施し、認定及び専門の資格取得を支援することができた。【R2～】 ・事務職の研修等については前年度までは開催地へ赴いての受講であったため、受講者が限られていたが、コロナ禍でオンライン配信が進み、職位にかかわらず様々な職員が受講の機会に恵まれた。【R2】	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>市長評価</td><td>III</td><td>III</td><td>IV</td><td>-</td></tr></table> 意見 ・コロナ禍の中、職員の研修・資格取得は困難ではあるだろうが、支援方法の工夫により人材の確保及び育成に努められたい。 (評価委員会【R2】) ・初期研修医の採用数減少は、将来の病院経営にも影響を与える大変深刻な課題である。原因分析及びその結果を踏まえた早急な改善に取り組まれたい。(市長【R2】) ・初期研修医の在籍数が増加したことや、各部門における認定及び資格取得を積極的	年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	III	III	IV	-																				
年度	R2	R3	R4	R5																														
市長評価	III	III	IV	-																														

		～】 ・初期研修医の新規採用者数が募集定員（10名）を満たし、前年度と比較し、初期研修医の在籍者数が増加した。また、専門研修プログラムの一環として、県内連携施設で研修を行うため県内派遣件数が増加した。【R3】 ・学会発表等について、Web開催の学会等もあり、前年度と比較して学会発表等実績が増加した。オンライン形式での学会発表が半数を占めた。【R3】 ・認定看護師（感染管理）が1名合格した。【R3】 ・救急医が1名新たに入職し、救急医2名体制となった。市民ニーズの高い救急医療において体制の維持・充実に大きく貢献している。また、形成外科医が1名入職した。専門領域でもある腫瘍切除後の再建（皮膚悪性腫瘍切除後の再建、乳房再建など）について対応可能となった。【R4】 ・臨床研修医確保に向け、コロナの影響により制限を設けていた病院見学受入を再開した。採用イベントに参加し、全国の医学生に対して情報発信を行った。県内外から合計50名の病院見学を受け入れたが、募集定員数（10名）を満たすことが出来なかった。【R4】 ・がん専門看護師を1名採用し、総合治療センターへ配置した。【R4】 ・救急領域特定看護師1名が誕生した。【R4】 ・病院勤務未経験の5名を採用したため、新人事務職員向けの教育に注力した。【R4】 （専門性及び医療技術の向上の関連指標） <table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>初期研修医数</td><td>20人</td><td>13人</td><td>15人</td><td>16人</td><td>-</td></tr><tr><td>専攻医（後期研修医）数</td><td>11人</td><td>16人</td><td>15人</td><td>22人</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">派遣研修人数（県内）</td><td>初：7人</td><td>初：13人</td><td>初：13人</td><td>初：30人</td><td>-</td></tr><tr><td>後：0人</td><td>後：0人</td><td>後：5人</td><td>専：4人</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">派遣研修人数（県外）</td><td>初：5人</td><td>初：1人</td><td>初：0人</td><td>初：2人</td><td>-</td></tr><tr><td>後：0人</td><td>後：0人</td><td>後：0人</td><td>専：0人</td><td>-</td></tr><tr><td>学会発表数（医師）</td><td>77件</td><td>40件</td><td>45件</td><td>50件</td><td>-</td></tr><tr><td>学会発表数（看護師）</td><td>20件</td><td>6件</td><td>4件</td><td>13件</td><td>-</td></tr><tr><td>学会発表数（その他[※]、イカノスタッフ）</td><td>29件</td><td>13件</td><td>22件</td><td>44件</td><td>-</td></tr><tr><td>論文発表数（全体）</td><td>51件</td><td>37件</td><td>33件</td><td>16件</td><td>-</td></tr></table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	初期研修医数	20人	13人	15人	16人	-	専攻医（後期研修医）数	11人	16人	15人	22人	-	派遣研修人数（県内）	初：7人	初：13人	初：13人	初：30人	-	後：0人	後：0人	後：5人	専：4人	-	派遣研修人数（県外）	初：5人	初：1人	初：0人	初：2人	-	後：0人	後：0人	後：0人	専：0人	-	学会発表数（医師）	77件	40件	45件	50件	-	学会発表数（看護師）	20件	6件	4件	13件	-	学会発表数（その他 [※] 、イカノスタッフ）	29件	13件	22件	44件	-	論文発表数（全体）	51件	37件	33件	16件	-
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																																																													
初期研修医数	20人	13人	15人	16人	-																																																													
専攻医（後期研修医）数	11人	16人	15人	22人	-																																																													
派遣研修人数（県内）	初：7人	初：13人	初：13人	初：30人	-																																																													
	後：0人	後：0人	後：5人	専：4人	-																																																													
派遣研修人数（県外）	初：5人	初：1人	初：0人	初：2人	-																																																													
	後：0人	後：0人	後：0人	専：0人	-																																																													
学会発表数（医師）	77件	40件	45件	50件	-																																																													
学会発表数（看護師）	20件	6件	4件	13件	-																																																													
学会発表数（その他 [※] 、イカノスタッフ）	29件	13件	22件	44件	-																																																													
論文発表数（全体）	51件	37件	33件	16件	-																																																													
		に推進している事を評価する。内科系専門医やがん看護専門看護師及び緩和ケア認定看護師の人材確保に努められたい。（評価委員会【R3】） ・医師、看護師、その他の学会発表数が増加していること及び各部門における認定・資格取得を積極的に推進していることを評価する。臨床研修医確保に努力が見られるが、定員が満たされなかった要因を検討するとともに、引き続き、情報発信等を通じて人材の確保に努めていただきたい。（評価委員会【R4】） ・救急医の増員及び形成外科医入職と、人材確保の取組みを評価する。（市長【R4】）																																																																

	専門資格取得者数 (新規)	3人	1人	19人	31人	-
(事務スタッフの専門性の向上の関連指標)						
	指標	(参考)R 元	R2	R3	R4	R5
	病院経営研修等受講回数(合計)	84回	18回	17回	10回	-
	事務職員勉強会等	3回	6回	11回	0回	-
	外部講師による講演指導等	5回	1回	0回	2回	-
	オンラインセミナー	2回	27回	29回	28回	-
	専門資格取得者数(新規)	9人	1人	4人	3人	-
(5) 安全安心で質の高い医療の提供						
① 患者中心の医療						
常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努めること。 また、セカンドオピニオンについても、円滑な対応に努めること。	基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。 また、セカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。					
・当院HPにおいて、セカンドオピニオンとは何か、対象者・対象疾患の説明、予約受付方法、問い合わせ先、相談料金等の情報提供を行っている。【R2】						
・コロナの影響による受診制限もあり、実績はいずれも前年度を下回った。そのため、当院ホームページにおいて、セカンドオピニオンとは何か、対象者・対象疾患の説明、予約受付方法、問い合わせ先、相談料金等の情報提供に注力した。【R3】						
・コロナの影響による受診制限もあったが、実績は前年度を上回ることができた。【R4】						
(患者中心の医療の実践の関連指標)						
	指標	(参考)R 元	R2	R3	R4	R5
	セカンドオピニオン件数 (院外から当院へ)	21件	13件	7件	11件	-
	セカンドオピニオン件数 (当院から院外へ)	29件	39件	19件	30件	-
② 医療安全対策の徹底						
医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。	医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的に開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。					
・コロナ禍において、安心・安全で良質な医療を提供するため、どう感染防止対策を実施すべきかが主な活動となった。【R2】						
・病院コロナ対策本部（本部長：院長）では、コロナ関連会議を休日問わず、必要時直ぐに集合する連絡網を整え、開催した。年間を通して70～80回に及ぶ対策会議を実施した。県内コロナ陽性者増減時期の受入態勢の見直しや、医師・看護師の配置、防護具の在庫チェック、コロナ対応職員等のメンタルヘルスマサポート体制の構築など、必要な体制を随時整えていった。県コロナ対策本部のオンライン						
・専従ICN（CNIC:感染管理認定看護師）の活動や他の医療機関や那覇市保健所との間でLINEを活用したコロナ情報交換等の感染拡大防止対策の取組を評価する。（評価委員会【R2】）						
・アクシデントが減少し、かつ、重大事例						

		ンミーティングには院長等が日々参加し、情報収集に努め、院内周知を図った。また、複数の医療機関参加によるLINEグループを発足し密な情報交換、迅速なコロナ対策を可能とした。院内における感染拡大兆候時には那覇市保健所との感染状況の共有と助言を受け、拡大防止対策検討にも注力した。【R2～】 ・アクシデント報告件数は減少したものの、重大なアクシデントが発生し、医療者間コミュニケーション不足と医療行為前の確認作業の課題が出た。【R2】 ・インシデント報告件数は入院患者数の減少に伴い前年度より低下したが、1000入院当たりになるとわずかな低下にとどまった。ただし、一般的に求められるインシデント報告数（病床数×5件）と比較すると少ない状況が続いている。報告数を増やす方策として、0レベルの報告を増やせるよう、委員会で働きかけた結果、全体の報告数は減ったが、0レベル報告数増加傾向にある。【R3】 ・今年度のアクシデント報告は年間で2件減少し、前年度のような重大事例はなかった。22件中、医師からの報告が7件あり殆どは合併症（医療ミス以外）によるアクシデントと考えられるものだった。【R3】 ・院内感染対策委員会を開催し、問題点について議論した。【R3】 ○陰圧装置の導入 ○スタッフ及び患者のワクチン接種率向上への取り組み ○スタッフの意識向上 ○手指衛生の徹底 ・他施設との合同カンファレンスを実施し、感染防止対策に関する取組みを共有する等、これまでのコロナ禍における取組みをもとに、感染防止対策の改善・強化に注力した。また、感染管理チーム（ICT）による院内ラウンドをおし、コロナ以外の感染症に対する防止策の改善も継続した。【R3】 ・院内感染対策研修会について、昨年度、コロナの影響により開催見合わせとなった規模の大きい研修会を再開できた。また、動画視聴型の研修を取り入れることで、これまで勤務等で参加できなかった職員についても、後日動画での視聴が可能となり、受講者増加へとつながった。今年度は、当院におけるパンデミックへの実際の取り組みや体制に関する全職員対象の研修を取り入れることで、職員個々の意識向上を図った。【R3】 ・前年度同様、コロナの影響により入院患者数に大幅増加等はなく、インシデント報告数は前年度とほぼ同水準だった。前年度同様一般的に求められる報告数より少ない状況は続いている。アクシデントレベル（3b以上）の報告数が43件と前年度の22件を大きく上回ったが、1つの事象に多職種からの報告事例が複数あった。目標として「TeamSTEPPSの推進（1. ISBAR（エスバー）活用での伝達、2. チェックバックの履行、3. ダブルチェック方法の確立と定着）」を	が無かったことを評価し、引き続き、医療安全対策の徹底を肝に銘じていただきたい。インシデントレポートを増やすには、同一案件について、多職種からレポートを提出するしくみを検討されたい。（評価委員会【R3】） ・インシデントの0レベル報告数の増加と、院内感染対策研修会開催数が増加したこと を評価する。引き続きTeamSTEPPSを推進し報告件数の増加を図られたい。（評価委員会【R4】）
--	--	---	---

		2年連続で揚げ概ね定着したと思われたが、数値目標としてアンケートのみの評価にとどまった。医師のインシデント報告は徐々に増加しているが0レベルの報告は減少していた。【R4】 ・感染対策への取り組みや問題点を共有・協議する場として連携施設合同会議を開催しているが、本年度からは那覇市保健所及び那覇市医師会に加入して頂く事で、課題の提示・助言をスムーズに行えるようになった。夏から冬にかけて、院内クラスターの対応に追われた。スタッフのコロナ罹患・濃厚接触による離脱が続くなか、関連スタッフ・患者のスクリーニングや検査体制の整備、現場の感染対策指導を実施することにより医療体制の維持に貢献できた。【R4】 ・院内感染対策研修会については、集合型の研修会開催が難しいなか、Web研修を一部取り入れることで感染対策に関する教育の質を維持できた。実践を伴う研修内容の場合には、規模を小さくして対応するなど適宜対応した。【R4】 (医療安全・院内感染対策の関連指標)	<table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>医療安全対策委員会等開催数</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td></tr><tr><td>医療安全研修等実施回数</td><td>10回</td><td>5回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr><tr><td>インシデントレポート報告件数</td><td>1,592件</td><td>1,602件</td><td>1,458件</td><td>1,496件</td></tr><tr><td>アクションレポート報告件数</td><td>40件</td><td>24件</td><td>22件</td><td>43件</td></tr><tr><td>院内感染対策委員会等開催数</td><td>12回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>10回</td></tr><tr><td>感染管理チームラウンド回数</td><td>48回</td><td>32回</td><td>30回</td><td>24回</td></tr><tr><td>院内感染対策研修会等開催数</td><td>26回 899人</td><td>9回 500人</td><td>8回 2,847人</td><td>10回 1,164人</td></tr></table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	医療安全対策委員会等開催数	12回	12回	12回	12回	医療安全研修等実施回数	10回	5回	2回	2回	インシデントレポート報告件数	1,592件	1,602件	1,458件	1,496件	アクションレポート報告件数	40件	24件	22件	43件	院内感染対策委員会等開催数	12回	4回	4回	10回	感染管理チームラウンド回数	48回	32回	30回	24回	院内感染対策研修会等開催数	26回 899人	9回 500人	8回 2,847人	10回 1,164人	<table><tr><th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>市長評価</td><td>V</td><td>V</td><td>IV</td><td>-</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	V	V	IV	-
指標	(参考)R元	R2	R3	R4																																																		
医療安全対策委員会等開催数	12回	12回	12回	12回																																																		
医療安全研修等実施回数	10回	5回	2回	2回																																																		
インシデントレポート報告件数	1,592件	1,602件	1,458件	1,496件																																																		
アクションレポート報告件数	40件	24件	22件	43件																																																		
院内感染対策委員会等開催数	12回	4回	4回	10回																																																		
感染管理チームラウンド回数	48回	32回	30回	24回																																																		
院内感染対策研修会等開催数	26回 899人	9回 500人	8回 2,847人	10回 1,164人																																																		
年度	R2	R3	R4	R5																																																		
市長評価	V	V	IV	-																																																		
		意見 ・クリニカルパス適用患者数の実績が目標を大幅に上回ったことを高く評価する。(評価委員会【R2】) ・クリニカルパス適用患者数の実績が大幅に増加したことや、パスの作成、パス種類の増加及び適用を活発に進めたことを高く評価する。(評価委員会【R3】) ・クリニカルパス適用患者数の実績が増加したことを評価する。また、クリニカルパス																																																				
③ 医療の標準化と最適な医療の提供	効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用すること。	効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスの有効活用を努める。 ・クリニカルパス(ある疾患に対して入院から退院までに行なわれる検査や治療を経過日ごとに記載した診療計画表)適用患者数は、前年度より101件の増加となり、目標も大きく達成した。【R2】 ・診療ガイドライン等を参考にクリニカルパスの適宜作成、整理を進めた。【R2～】 ・クリニカルパス適用患者数は、前年度と比較して391件の増加となり、院内におけるパス適用を活発に進めている結果となった。特に、緊急入院パスを作成したことで、医師・看護師・薬剤師等の業務負担軽減につながった。また、コロナ感染症パスについてはバージョン30まで改善を重ねたことで、多くのスタッフがスムーズに関与出来るようになった。【R3】 ・クリニカルパス適用患者数は、前年度と比較して312件の増加とな																																																				

		り、院内におけるパス適用を活発に進めている結果となった。新たに眼科で白内障パスを作成し、入院前より患者・家族へ説明をすることとで安心して退院まで医療を提供することができた。眼科医が1名体制ということもあり、クリニカルパス導入は眼科医の業務負担軽減に繋がった。また、形成外科医の就任もあり、形成外科においてもパス導入を行った。コロナ感染症パスについてはバージョン32まで改善を重ねた。【R4】	スを必要に応じて作成、見直しを実施しているほか、クリニカルパスの有効活用で眼科や形成外科の業務負担軽減につなげていることを評価する。今後もパス数や適用患者数を増やす取り組みを行っていただきたい。（評価委員会【R4】）																		
	(医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標) <table> <tr> <th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr> <td>クリニカルパス適用患者数</td><td>5,235人</td><td>5,354人</td><td>5,745人</td><td>6,057人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>クリニカルパス種類数 (累計)</td><td>217</td><td>294</td><td>326</td><td>312</td><td>-</td></tr> </table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	クリニカルパス適用患者数	5,235人	5,354人	5,745人	6,057人	-	クリニカルパス種類数 (累計)	217	294	326	312	-	・コロナの影響を受け、全体（集団）研修は開催できなかった。その代替策として個人情報保護に関する講義について、院内LANを通じ、自由に視聴できる環境を整えた。【R2】 ・新採用者向けオリエンテーションでは、個人情報保護に関する講義を実施した。【R2～】 ・前年度同様、コロナの影響により対面型の全体研修は開催出来なかった。【R3】 ・対面型研修会の開催を検討していたが、コロナ流行期、クラスター発生時期と重なり実施することが出来なかった。【R4】	市長評価 年度 R2 R3 R4 R5
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																
クリニカルパス適用患者数	5,235人	5,354人	5,745人	6,057人	-																
クリニカルパス種類数 (累計)	217	294	326	312	-																
④ 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営	医療法や個人情報保護、情報公開等の法令を遵守し、また、行動規範に沿って適正な業務運営を行うこと。 医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。	・コロナ禍の中での限られた業務運営はやむを得ないが、研修会については、創意工夫により開催に努められた。 （評価委員会【R2】） ・コロナ禍の中での業務運営のため、やむを得ないことであるが、研修会についてはWebを用いたオンデマンドのレクチャーの開催に努められた。 （評価委員会【R3】） ・コロナ禍の中での業務運営の困難さは理解できるが、コンプライアンスや職業倫理は継続的な課題であり、どんなときでも、啓発努力は続けていただきたい。また、コンプライアンス研修は必要不可欠であり、Web研修のシステムの安定的な運用を実現していただきたい。 （評価委員会【R4】）	意見 ・コロナ入院患者のためのWi-Fi設置及びタブレット面会の導入を評価する。患者や来院者が安心して来院できるよう、これらの																		
3 患者サービスの向上	(1) 快適性及び利便性の向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮し	患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施するとともに、引き続きプライバシーの	年度 評価 R2 R3 R4 R5																		

た院内環境の整備に努めること。 また、利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。	確保に配慮した院内環境の整備に努める。 また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。	一とした。 ○コロナ専用病棟内で使用可能なWi-Fiを設置 ○1階医事課にコロナ専用直通電話を設置 ○4北病棟病棟（コロナ専用病棟）へのビニールカーテン、ブース及びパーテーションの設置、簡易陰圧装置排気ダクト用に換気口を設置 ○入院に必要な物品（タオルや日用品等のセット）を、1日単位でレンタルできるシステムを導入 ○入館禁止期間中に利用できる面会者向け「タブレット面会」を導入 ○正面玄関及びモノレール側にサモグラフィ設置による発熱者探知機の導入と立哨体制の構築 ○外来待合室のレイアウト変更（密にならない椅子の配置など） ○透析室、医事課及び各診療科外来受付にビニールカーテン設置 ○本館1階EVホール近くへPCR検査用ブース及びカーテンを設置 ・コロナの影響を受け、今年度は待ち時間について客観的指標とする満足度調査の実施を控えた。【R2・R3】 ・歯科口腔外科外来について、患者が快適に受診できるよう、処置及び検査スペースを拡張・整備し、患者やスタッフの動線確保を行った。【R3】 ・内視鏡センターリカバリー室の拡張工事により、健診受診者のリカバリーも対応可能となり、患者負担の軽減につながった。【R3】 ・入館制限が設けられ、電話による問い合わせが急増したため、電話回線及び中継器を増設することにより繋がりにくい電話回線の改善を行った。【R3】 ・令和4年4月に放射線治療装置が新たに稼動した（機器更新は前年度）。患者の治療負担軽減（正常臓器への負担減や治療時間の大幅な短縮）につながった。【R4】 ・急病センターの処置室の感染対策及びブライバシー確保のため、改修工事を行った。【R4】 ・形成外科新設に伴い設備（洗面台取替等）の改修工事を実施【R4】 ・空調、防犯カメラ、医療ガス等の取替、増設等の療養環境改善を実施【R4】 ・病院建替に伴い、病院正面入口の通行方法や運用が変更になり、駐輪場及び立体駐車場から院内への通路と車道の境界が無く危険な状態であったことから病院利用者の安全対策として車止めポール設置【R4】 ・比較的コロナの影響の少ない期間（令和5年2月）に満足度調査を実施した。院内のアメニティ（特にトイレ）や待ち時間に対する意見が多かった。【R4】 （患者満足度調査結果）	取組やその環境整備について、ホームページや院内掲示での周知を検討いただいた。い。（評価委員会【R2】） ・コロナ関連の取組みについて評価する。 しかし、患者満足度調査が未実施であることについては、当該調査が市立病院を利用する市民の声を知る貴重な機会であることに鑑み、デジタル化を導入する等、創意工夫による実施を期待する。（市長【R2】） ・施設の改修・補修、及び治療装置の増設等、院内環境整備のために必要な改善を行っていることを評価する。患者満足度調査は重要なので、実施方法など検討して取り組んでいただきたい。（評価委員会【R3】） ・新病院建設と並行して現病院の療養環境の改善に努めたことは評価できるが、客観的な指標として、「患者満足度調査」を早期に再開できるように、創意工夫されたい。（市長【R3】） ・放射線治療装置が稼働し、患者の治療負担軽減が図れる様になったことを良とする。また、「患者満足度調査」が実施出来た事を評価する。なお、トイレアメニティや待ち時間対策は継続改善が必要なテーマであるので、満足度の数値にかかわらず努力を継続していただきたい。（評価委員会【R4】）
---	---	---	--

		指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5
		入院	97.3%満足	未実施	未実施	94.5%満足	-
		外来	96.2%満足	未実施	未実施	96.5%満足	-
		待ち時間	59.7%満足	未実施	未実施	61.2%満足	-
(2) ボランティアとの協働の推進							
ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。	ボランティアサポート委員会によるボランティア活動の円滑な推進を図り、交流や意見交換を通じた協働を推進する。	・コロナの影響により院内への出入館に制限を設けており、ボランティアの活動を制限した。園芸ボランティアが行っていた3階庭園の緑化活動は造園担当者が行い、その他のボランティア活動（小児科病棟で紙芝居読み聞かせ、デイルーム内でのミニコンサート開催、七夕やクリスマスの時期にあわせた院内コンサートの開催など）についても制限を継続した。【R2～】					
(3) 職員の接遇向上							
患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。	患者や来院者を選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。	・コロナの影響を受け、全員参加型の研修は感染拡大防止のため開催できなかった。接遇向上のため、苦情があった際は、日々の各部署ミーティングにおいて、内容の把握、対応の検討を行った。患者相談窓口では、患者や利用者から受け取ったご意見等を、当該部署へフィードバックし、改善に繋げた。【R2・R3】 ・全職員向けの研修は実施できなかったが、新規採用職員対象のオリエンテーションのプログラムの一環として、ビジネスマナー研修を外部講師に依頼し実施した。新規採用職員一人ひとりが、病院の顔としての重要性を意識し、また社会人としてのマナーの基本を身につける機会となった。【R4】					
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項							
1 PDCAサイクルの確実な実践							
地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築すること。 また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取り組みを通し、PDCAサイクルの確実な実践に努めること。	地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で指摘のあった項目の改善への取り組みやTQM活動を通し、改善活動を継続する。 また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務	・病院機能評価について、日本医療機能評価機構による途中評価「期中の確認」であったが、コロナの影響より評価書の提出が困難となり、延期を申請した。【R2】 ・病院機能評価（2018年）で指摘された事項のうち、人事労務管理について、有給休暇取得率や総労働時間に職種間で偏りが見受けられ、是正に向けた取り組みを求められていたことから、毎月、医師個別の勤務時間や各部署の総勤務時間について、人事の見解を含めた報告を理事、事務局上層部で共有した。また、医局会で有休取得状況のアナウンス、各部署に有給取得がしにくい理由等の状況把握を始め、有給取得を促した。【R2】 ・インシデント報告数を増やす取組みとして、0レベル（ヒヤリハット：インシデントを起こす前に気がつきエラーは起こしていない状況）を増やすよう、委員会で働きかけた。【R3】 ・円滑なベッドコントロールを目的とし、担当者不在の場合に備え					
年度		R2	R3	R4	R5		
市長評価		対象外	III	IV	-		
		意見					
		・PDCAサイクルの確実な実践が、求められる中、「情報セキュリティ対策」「診療報酬加算の新設」等にも迅速に対応しており、「新型コロナウイルス感染症対策」も関連機関と連携し、的確に実践してきた事を評価する。また、今後、PDCAサイクルに関する指標をまとめることを検討したい。（評価委員会【R3】） ・「DMATチーム」の院外訓練参加を良とし、次年度の院内訓練の開催を期待する。逆紹介の強化へ向けて、後方連携策として転院後対応策の種々の工夫・活用を図っている					

	改善への取組を通し、PDCAサイクルの確実な実践に努める。	で転院調整情報シートを作成し随時情報共有した。また、当院へ受入依頼があった場合、その医療機関への転院調整が行われている患者がいなかったか確認を行い、トレード出来ないか交渉を行った。【R3】 ・医師の働き方改革や病院の様々な問題に取り組むにあたり、各診療科やグループの責任者が不明瞭であることが長年の課題となっていた。その解決のため、医師の職責の明確化及び職位制度の見直しを行った。各診療科のヒアリング結果をもとに、診療科やグループの責任者を決定し、役職者として任命した。【R3】 ・全国的にランサムウェアの感染報告やメール経由によるマルウェア(EMOTET)の被害が増加傾向にある。職員への周知やネットワーク構成及び機器等の再確認を実施し、対策としてVPN装置等のファームウェアの更新確認、エンドポイントであるトレンドマイクロ製品の最新版へ更新を行った。【R3】 ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、沖縄県コロナ対策本部や保健所と連携して様々な取組を行い、感染防止対策室を中心に修正を繰り返しながら、各職種が協働して下記のことを実施した。【R3～】 ○入院患者受入：県の方針に従い病床数を増減するために職員配置や業務の調整等を適宜実施した。 ○外来トリアージブースの強化：職員ローテーションによる立哨) ○発熱外来 ○PCR検査：機器3種類導入することで、緊急入院・予定入院患者さんの検査をスムーズに行えた。合わせて感染対策の強化につながった。 ○保健所より検査依頼のあった検体の採取及び搬送 ○市民へのコロナワクチン接種 ○コロナワクチン接種会場への職員の派遣（本島・離島） ○コロナ療養者ホテルへの医師派遣 ○職員の感染対策に関する研修会の開催 ○コロナ病棟においては、重症患者の面会を実現できるよう対策を講じた。 ○タブレット端末を活用した面会やカンファレンスの実施 ○コロナ病棟において、重症患者の体位変換チーム(医療職)を結成し、人工呼吸器装着等の患者に対して体位変換を行った。 ○コロナ病棟入院患者の買い物支援を事務職員で行った。 ・インシデント報告について、医師からの報告数が前年度から増加した。医師の報告書が増えよう前方連携の取組みとして、近隣の医療機関や施設からスムーズに受診できるよう、連携枠を増やした。また、後逆紹介推進を強化し地域の医療機関へつなぐ取組を継続した。後方連携として、転院後対応が円滑になるよう前年度に引き続き情報	事を評価する。「病棟配置表」の見直しの方組み開始も評価する。「医師の働き方改革」への取組が良い結果を生む事を期待する。それぞれの部署が、確実にPDCAを進めているように思われる。このような進捗状況を病院全体で共有していただきたい。 (評価委員会【R4】)
--	--------------------------------------	---	--

		シート（ADL、家族構成等）の活用し、入院中より早期にカンファレンスを開催した。【R4】 ・病院機能評価（2018年）で指摘された事項のうち、病棟配置薬の見直しに取り組んだ。当院精神科医協力の下、「不眠時指示」「不穏時指示」に対してこれまで6種類以上配置していた薬剤を3種類に絞り込んだ。医局へ報告、院内パス委員会のメンバーとも情報を共有して、パスの変更を実施した。【R4】 ・各診療科の長に対して所属職員の時間外勤務を把握するよう働きかけを行った。これまで、診療部長が医師全員の時間外命令簿の決裁を行っていたが、各診療科の長にその役割を委任し所属職員の時間外勤務を把握するための仕組みを構築した。【R4】																																			
2 院内連携の推進																																					
(1) チーム医療の推進																																					
医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進すること。	医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進する。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師、栄養士、歯科衛生士等により医療安全対策、感染防止対策、呼吸ケア、緩和ケア等のチームによる診療報酬に則した活動を継続する。	・多職種が関わる主な専門チームとして、緩和ケアサポートチーム、呼吸器ケアチーム、栄養サポートチーム等があり、患者に必要と判断した場合は即座に依頼できるシステムになっているが、コロナ対応を優先する必要がある、チームスタッフが揃わず、算定要件を満たせない等の影響があった。【R2～】 (チーム医療関係指標) <table><tr><td>指標</td><td>(参考)R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>緩和ケア診療 加算件数</td><td>957件</td><td>807件</td><td>894件</td><td>1,646件</td><td>-</td></tr><tr><td>呼吸ケアチーム 加算件数</td><td>63件</td><td>70件</td><td>32件</td><td>34件</td><td>-</td></tr><tr><td>栄養サポートチーム 加算件数</td><td>436件</td><td>697件</td><td>354件</td><td>584件</td><td>-</td></tr></table>	指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	緩和ケア診療 加算件数	957件	807件	894件	1,646件	-	呼吸ケアチーム 加算件数	63件	70件	32件	34件	-	栄養サポートチーム 加算件数	436件	697件	354件	584件	-	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>市長評価</td><td>III</td><td>対象外</td><td>III</td><td>-</td></tr></table> 意見 ・チーム医療の推進にあたっては「電子カルテ」を有効活用するとともに、「人材確保」等の計画的な取組により、経営にも患者にもプラスとなるよう、一層の努力と継続を期待する。(評価委員会【R2】) ・コロナの影響を受けて活動の制限があったが、緩和ケア診療加算件数の増加を評価したが、緩和ケアチームの加算件数も増えることを期待する。(評価委員会【R3】) ・緩和ケア診療加算件数・栄養サポート加算件数の大幅増加を評価する。(評価委員会【R4】)	年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	III	対象外	III	-
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																																
緩和ケア診療 加算件数	957件	807件	894件	1,646件	-																																
呼吸ケアチーム 加算件数	63件	70件	32件	34件	-																																
栄養サポートチーム 加算件数	436件	697件	354件	584件	-																																
年度	R2	R3	R4	R5																																	
市長評価	III	対象外	III	-																																	
(2) 多職種連携の推進																																					
専門性を活かし、診療科間や医療部門と事務部門間の連携体制を強化し、組織力の向上に努めること。	診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。	・コロナの影響によって、診療科・医療部門・事務部門との部署間連携の推進強化を図れなかったが、那覇市立病院コロナ対策本部を4月に立ち上げ、その本部門内に関係部署すべての所属長が配置され、日々のコロナ情勢に応じた対策会議を開き、沖縄県コロナ対策本部との連携を密に図れた。各部署間において、コロナ対策実施についての情報共有の強化が顕著に築き上げることができた。【R2～】	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>市長評価</td><td>IV</td><td>III</td><td>III</td><td>-</td></tr></table> 意見 ・早期に「那覇市立病院コロナ対策本部」を立ち上げ、コロナ対応において多職種が連携して取り組んだことを評価する。(評価委員会【R2】) ・「那覇市立病院コロナ対策本部」を早急に立ち上げ、コロナ対応に多職種が連携して取り組んだことを評価する。この経験を今後の連携強化にも活かしていただきたい。(市長【R2】)	年度	R2	R3	R4	R5	市長評価	IV	III	III	-																								
年度	R2	R3	R4	R5																																	
市長評価	IV	III	III	-																																	

3	働きやすい職場環境づくり	安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。	・4月にコロナ患者の受入が始まり、受入後、専用病棟の設置、発熱外来、PCRセンター、外来・健診センター制限などの様々な対応に追われた。よって、委員会等の開催は出来なかったが、未知の感染症に対応する医療従事者の恐怖や不安を解消に向け取り組んだ。 ○メンタルケアの案内（院内外・沖縄県心理師協会の相談先） ○メンタル・ストレス状態の評価シートを用いて、専用病棟に配属された全ての看護師との面談を実施（がん専門看護師、人事G健康管理担当者）し、メンタルサポートに努めた。 ○医療従事者も感染する恐れがあり、感染を自宅に持ち込まないために、ホテル（総勢4ホテル）と宿泊契約を結び、コロナ対応に努めた（1ホテルは那覇市、那覇市医師会が共同で那覇市内4医療機関を対象に宿泊助成があった。）。 ○勤務中におけるマスク、N95マスク、アイシールド、フェイスシールド、アイソレーションガウン、手指消毒液など感染対策物品は、不足を発生しないように取り組んだ。【R2】 ・コロナの流行拡大に合わせて、出張や私事旅行の渡航制限、飲み会（歓送迎会、ビーチパーティ、忘年会など）禁止、同居家族以外との飲食禁止など、職員に対する様々な措置を取らざるを得なかった。【R2～】 ・少なからず、コロナを理由に退職希望者も出ているため、看護師を中心に採用を続け、大幅な人員不足に陥ることのないように務めた。並行して、看護師の業務過多、一時的な看護師不足を解消するため、医療技術職員や事務職員で代替できる清掃業務を担い、負担軽減に努めるよう努力した。【R2】 ・コロナ禍でも行えるメンタルケアの対策として、期間限定ではあったが、オンラインフィットネスを導入した。自宅で簡単にできるフィットネスの動画が多数あり、職員から好評であった。【R3】 ・職員確保の取組としては、看護師の任期付正職員（原則1年）の制度を導入した。1年間、正職員の身分と同等の待遇となることから、多数の応募者があり、看護師の確保につながった。 その他にも働きやすい職場環境づくりとして、職員の健康サポートを目的に、設置型社食「オフィスで野菜」を導入し、手軽に生野菜

・「那覇市立病院コロナ対策本部」を中心にコロナ対策への工夫が見られ、コロナ情勢に応じた活動を行った事を評価する。特に毎日の「管理者朝礼」にて院内状況と方針確認、情報共有により病院全体での情報共有・連携を図っている事を評価する。今後は、コロナ対策以外についても、多職種連携を図りたい。（評価委員会【R4】）	年度	R2	R3	R4	R5
市長評価	IV	IV	IV	IV	-
意見					
・コロナ対策を行いながらも、職員のメンタルサポートをはじめ、ホテル宿泊契約や、看護師の業務過多の負担軽減等、多職種が連携し、働きやすい職場環境づくりへ努めたことを評価する。（評価委員会【R2】） ・コロナ対応に追われながらも、職員のメンタルサポートや不安解消に配慮したことで、マンパワーの確保を通して、働きやすい職場環境づくりに努めたことを評価する。（市長【R2】） ・看護師確保の取組や、職員のメンタルケア対策として、コロナ禍でも行えるオンラインフィットネスの導入等、働きやすい職場環境づくりへ努めたことを評価する。（評価委員会【R3】） ・働きやすい職場環境づくりに向けた取組を評価する。（市長【R3】） ・「職員やりがい度調査」の実施し、コロナ禍における職員のストレス要因の分析を可能とした。分析結果に基づき、具体的な働きやすい職場環境づくりを目指していたきたい。また、「医師の働き方改革」に向けて委員会を設置・開催し、取組みを進めたことを評価する。（評価委員会【R4】） ・地域の医療提供体制を確保する上で暫定的に認められるB水準の適用を受けるために必要なこととはいえ、医師労働時間短縮に必要なたことを評価する。（市長計画を策定できたことを評価する。（市長【R4】）					

		サラダや、惣菜等が購入できる環境をつくることで福利厚生の実施を図った。【R3】 - 令和5年2月から3月にかけて、仕事や処遇、組織や人間関係、教育、ワークライフバランスに対する職員の実態を調べるために「職員やりがい度調査」を全職員向けに実施した（分析等は次年度実施予定）。【R4】 - 令和6年4月から始まる「医師の働き方改革」に対応し、また医師が働きやすい職場環境づくりを目的に、医師の働き方委員会を設置し、令和4年度に2回開催した。委員会は、病院長を委員長とし、各診療科所属長や、医師以外の所属長を委員として任命した。医師の労働時間管理の適正化に向けた取組みや、医師の時間外労働を短縮するためのタスク・シフティング、長時間労働医師の面接指導実施体制の構築について議論を行い、医師の時短計画を策定した。【R4】
第3 財務内容の改善に関する事項		
1 経営機能の強化	診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。	診療報酬改定への対応は適切に行えたが、経営機能強化についてはコロナ対応を優先するために次年度以降へ持ち越した。【R2～】 - 毎月開催していた保険診療委員会は、コロナの影響を受け開催出来なかったが、医事課にて査定内容の精査及び対策、各診療科の主治医へ医事課算定担当者より再審査請求の可否等の確認、診療報酬に対する医師への啓発も個別に行った。コロナに関する診療報酬の臨時的取扱いについて最新情報を収集して請求漏れのないように努めた。【R2～】 - 未収金の発生防止対策と早期回収に、以下の取組みを引き続きおこなった。未収金台帳の作成・管理、電話督促、督促状の発送、訪問徴収、支払相談等を行い回収に努めた。また、入院オリエンテーション室に委託職員を常時配置し、入院患者への高額医療限度額認定証申請の推進に力を入れた。またこれまでも同様に、前未収の有無確認や各種公費、出産育児一時金受取代理制度の利用やMSWの介入を積極的に働きかけ、未収金の発生防止に昨年と同様に継続して努めた。【R2】 - 県内及び全国と比較しても査定率は低く、健全な診療報酬請求を実施、継続している。令和3、4年度は目標は未達成。令和4ね度は救急医療係数向上への取組みで救急医療管理加算の算定件数が増加したことや、PCR検査等のコロナに係る査定件数も増えた事が要因【R2～】 10月よりオンライン資格確認を導入した。期限切れの保険証での受診がなくなり、過誤請求の処理や患者への保険証再確認等の事務負担が軽減された。また、マイナ保険証で本人同意に基づいて特定健診情報や薬剤情報が閲覧できるようになり、患者の記憶頼りの問
		年度 市長評価 R2 III R3 III R4 III R5 - 意見 - 査定率がやや悪化したのが、低率を維持しており、健全な診療報酬請求を実施、継続していることを評価する。（評価委員会【R2】） - 査定率は、目標にやや達しないものの低率を維持しており、健全な診療報酬請求を実施、継続していること、並びにマイナナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの導入により、患者サービスの改善、医事課職員の負担軽減に繋げたことを評価する。今後の更なる情報共有化を期待する。（評価委員会【R3】） - 査定率は、目標にやや達しないものの低率を維持しており、健全な診療報酬請求を実施、継続していることを評価する。オンライン資格確認システムの活用をさらに向上させ、医療現場のみならず管理部門の業務フローの改善につなげていただきたい。（評価委員会【R4】）

			診ではなく、正確な情報を確認し診療に活用できるようになった。 【R3～】 ・未収金防止対策として、無保険等の患者に対しMSWへ早期介入の依頼を行った。また、約束不履行により発生した未収金を入院費補償サービス会社へ請求を行い、未収金の早期回収に努めた。【R4】 (レセプト査定率)																													
			<table><tr><td>指標</td><td>(参考)R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>査定率</td><td>0.18%</td><td>0.23%</td><td>0.23%</td><td>0.24%</td><td>-</td></tr><tr><td>(参考) 支払基金</td><td>0.255%</td><td colspan="4">(令和2年3月)</td></tr><tr><td>(参考) 国保連</td><td>0.250%</td><td colspan="4"></td></tr></table>					指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	査定率	0.18%	0.23%	0.23%	0.24%	-	(参考) 支払基金	0.255%	(令和2年3月)				(参考) 国保連	0.250%					
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																											
査定率	0.18%	0.23%	0.23%	0.24%	-																											
(参考) 支払基金	0.255%	(令和2年3月)																														
(参考) 国保連	0.250%																															
2 収益的収支の向上	病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。	病床稼働率の維持・向上や適正な診療収入の確保に努める。	・コロナ専用病棟を設置した影響により、一般病棟を含めた病床コントロールに制限が生じた。県内のコロナ陽性者発生状況によって常に厳しい病床運用が続く、公立病院としての役割を果たすため、コロナ患者受入を積極的に行った。また休日・夜間の入院病床確保については、急病センターと各病棟の密な連携により入院患者をできるだけ受入れた。【R2～】 ・患者サポートセンターにおいては入院退院権限を一元化した効果が継続され、病床稼働率向上対策会議を開催し、コロナ禍における病床稼働率の現状と対策について、経営陣をはじめ診療科部長、各病棟師長、コメディカル部門の長、事務局課長以上の職員等に向け、前年との比較を加え、情報の共有に努めた。【R2～】 ・診療情報管理士によるDPCコーディングのチェックや「部位不明・詳細不詳」のコード見直しを行い提出するデータの質の向上に努めた。また、救急医療係数を上げるため、救急医療管理加算の算定率を上げるよう努めた。【R2】 ・救急医療管理加算の査定が多く算定を行っていないかったこと、医師がこの点数を理解しておらず、算定に結びつける為の医師指示オーダー入力力を知らなかったこと等があり、運用の見直しを行い指数UPに努め、「0.00519」→「0.01521」→「0.01593」と改善した。【R2～】 (収支確保の指標)																													
			<table><tr><td>指標</td><td>(参考)R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>病床稼働率</td><td>93.70%</td><td>79.30%</td><td>73.70%</td><td>72.80%</td><td>-</td></tr><tr><td>入院診療単価</td><td>62,397円</td><td>69,930円</td><td>74,466円</td><td>76,671円</td><td>-</td></tr><tr><td>外来診療単価</td><td>19,477円</td><td>24,739円</td><td>27,145円</td><td>26,428円</td><td>-</td></tr></table>					指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	病床稼働率	93.70%	79.30%	73.70%	72.80%	-	入院診療単価	62,397円	69,930円	74,466円	76,671円	-	外来診療単価	19,477円	24,739円	27,145円	26,428円	-	
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																											
病床稼働率	93.70%	79.30%	73.70%	72.80%	-																											
入院診療単価	62,397円	69,930円	74,466円	76,671円	-																											
外来診療単価	19,477円	24,739円	27,145円	26,428円	-																											
			年度	R2	R3	R4	R5																									
			市長評価	対象外	III	III	-																									
			意見																													
			・コロナ対応により「病床稼働率」の減少はやむを得ず、今後も感染状況を踏まえて体制を整えられたい。(評価委員会【R2】) ・感染拡大時のコロナ即応病床の確保や休日・夜間の入院病床確保に努力した結果、「病床稼働率」の減少はやむを得ない。 救急医療管理加算の算定改善に向けた運用の見直しを評価する。(評価委員会【R3】) ・厳しいコロナの影響が持続し、一般病床を含めた病床コントロールの制限のため、に、「病床稼働率」が減少した事はやむを得ないと理解する。(評価委員会【R4】)																													

3 弾力的な予算執行と費用節減																
弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減を図ること。		弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減を図る。														
		・コロナの影響により医薬収益の確保は非常に厳しい状況が続いている。費用の支出は例年と変わらず発生する中、予算執行においては会計実施規定等に基づき適正かつ効率的・効果的な事業運営を行い、コロナ補助金等を有効活用することにより自己財源確保に努めた。【R2～】														
		【コロナ補助金で充実を図った機器類】 【R3】														
		○全身用 X 線 C T 装置 ○ベッドサイドモニタ ○気管支内視鏡 ○セントラルモニタ ○加温加湿器搭載型空気酸素混合呼吸補助器 ○超音波断層装置														
		【コロナ補助金で充実を図った機器類】 【R4】														
		○クリンパーデイション ○人工呼吸器														
		・後発医薬品の採用促進により、令和2年度は、後発医薬品使用率(数量ベース)93.7%で、目標である発医薬品使用率85%以上を達成した。【R2】														
		・過誤請求及び過剰請求、算定漏れ防止を目的として医事課・各臨床現場と連携し“漏れなく正しい”レセプト請求の一助として通年業務として昨年度と同様に継続して取り組んだ。【R2～】														
		・適正な在庫管理について、毎月1回、各部署へ診療材料の払い出し実績・長期在庫を含めたデータを提供し、現場の適正定数把握のサポートを行った。【R2～】														
		・後発医薬品の供給不足問題（原料を海外に依存したコロナ関連の問題、国のチェック体制の強化等が原因）が長期化しており、当院は医薬品使用量が多いため大きな影響を受けた。医薬品が供給されず、急遽、代替え医薬品を探す業務が生じ先発医薬品に変更せざるを得ない状況となった。【R3】														
		・目標値の85%以上を達成できたが、主に後発医薬品の供給不足問題が長期化しており、大きな影響を受けた。医薬品が供給されず、急遽、代替え医薬品を探す業務が生じ先発医薬品に変更せざるを得ない状況となった。【R4】														
		(経費節減の指標) 後発医薬品使用率の目標（数量ベース）														
		<table><tr><td>指標</td><td>(参考)R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>後発医薬品使用率</td><td>89.3%</td><td>93.7%</td><td>83.2%</td><td>89.8%</td><td>-</td></tr></table>					指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	後発医薬品使用率	89.3%	93.7%	83.2%
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5											
後発医薬品使用率	89.3%	93.7%	83.2%	89.8%	-											

4 経営の効率化		年度	R2	R3	R4	R5
経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。	経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図る。	市長評価	III	III	III	-
		意見				
		・コロナの影響で「医業収支比率」は目標より減少したが、「経常収支比率」の100%超は継続していることを評価する。（評価委員会【R2】） ・全国的には医業収支、経常収支、いずれも赤字となる公立病院が多い中、経常収支の黒字を確保したことを評価したい。しかし、医業収支が大変厳しい状況であることから、建替え事業に伴う将来の起債償還に耐えられるよう、医業収支の回復に努められたい。（市長【R2】） ・コロナの影響で「医業収支比率」は前年度より減少したが、コロナ病床の確保により、補助金収益等の増加で「経常収支比率」の100%超は継続していることを評価する。（評価委員会【R3】） ・コロナの影響により医業収益の確保が厳しい中、「新型コロナウイルス入院病床確保支援事業補助金」の自主返還により当期純損失を計上したことは残念であったが、「経常収支比率」103.6%の確保を評価する。（評価委員会【R4】） ・補助金の自主返還について、全国で同様の事例が生じており、すべて市立病院の責めに帰すべき問題とは考えていない。引き続き医業収支比率の改善に向け、努められたい。（市長【R4】）				
		年度	R2	R3	R4	R5
		市長評価	III	III	III	-
		意見				

		・経常収支比率は、対前年度比：4.7%増、対目標値：8.3%増 医業収支比率は、対前年度比：9.4%減、対目標値：6.4%減【R2】 ・コロナ病床を確保したことにより、補助金収益等の大幅な増加があり、経常収支比率は、対前年度比4.8ポイント増加となった。 医業収益は増加しているが、医業費用の増加が大きかったため、医業収支比率は、対前年度比2.2ポイント減少となった。【R3】 ・令和4年度目標は経常収支・医業収支ともに赤字の見込みであったが、コロナ病床確保に対する入院病床確保支援事業等の補助金収益により経常収支比率は103.6%と目標を上回る結果となった。医業収支は、外来及び健診患者数が復調傾向にあり収益の増加に繋がったが、原材料費高騰による購入価格の上昇や人員不足等の影響による委託費の上昇等もあり医業費用の増加も大きく、前年度より改善したものの目標の99.2%に5.9ポイント届かなかった。 令和2・3年度の入院病床確保支援事業補助金の自主返還（1,029,111,000円）による臨時損失を計上したため、当期純損失471,943,263円を計上した。【R4】 （経営の効率化に関する指標）					<table><tr><th>指標</th><th>(参考)R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>経常収支比率</td><td>103.7%</td><td>108.4%</td><td>113.7%</td><td>103.6%</td><td>-</td></tr><tr><td>医業収支比率</td><td>102.8%</td><td>93.4%</td><td>91.3%</td><td>93.3%</td><td>-</td></tr></table>					指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5	経常収支比率	103.7%	108.4%	113.7%	103.6%	-	医業収支比率	102.8%	93.4%	91.3%	93.3%	-
指標	(参考)R元	R2	R3	R4	R5																								
経常収支比率	103.7%	108.4%	113.7%	103.6%	-																								
医業収支比率	102.8%	93.4%	91.3%	93.3%	-																								

5 病院事業運営費負担金に関する事項						
救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を本市に情報提供すること。	救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。	・病院事業運営費負担金の対象経費については、コロナの影響に伴う診療制限や収益減少により収支不足が拡大した経費、渡航制限等により支出が減少した経費があった。また、実績による増減も生じた経費もあることから、精算書を作成し、市へ提出した。【R2・R3】 ・新型コロナウイルス収束に伴い外来収益等の改善も見られる一方、人員不足による休床もあり入院収益は伸び悩んでいる。また、原材料費の高騰及び人員不足等の影響を受け増加した経費もあった。救急医療、小児・周産期医療等の収支状況等の分析については、コロナ禍における関連業務を優先し行ったこと、平時の収支状況ではなかったこ				

		とから分析自体は行っていないなかったが、情報提供については週1回の調整会議等において随時報告した。【R4】	
第4 その他業務運営に関する重要事項			
1 施設設備等に関する事項			
新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。	新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。	・医療機器の整備や更新をする上で、該当機器類が新病院へ移設可能かどうか及び移動経費についても試算することを、医療機器選定委員会を中心に計画及び選定し、決定事項を管理会議へ報告し、審議する体制を整えるよう検討した。今年度については、国及び沖縄県からコロナ補助金等を受けられたことから、コロナ患者等を主に診療するために必要な医療機器の新設や更新等が実施でき、ある程度設備の充実に図れた。【R2・R3】 ・病院建替に伴い、病院正面入口の通行方法や運用が変更になり、駐輪場及び立体駐車場から院内への通路と車道の境界が無く危険な状態であることから病院利用者の安全対策として車止めポール設置した。【R4】	年度 市長評価 R2 III R3 III R4 III R5 - 意見 ・現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理に係る審議体制について、検討に止まらず、早急に整えられたい。(市長【R2】) ・新病院建設を進めながら、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理、医療機器の整備・更新を効率的に実施していることを評価する。(評価委員会【R3】) ・中期計画において、「現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する」としていることから、年度計画には具体的な整備計画をとから、年度計画には具体的な整備計画を記載されたい。(市長【R3】) ・新病院の建設を進めながら、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理を継続して行うことを評価する。(評価委員会【R4】)
2 市立病院建替に関する事項	事業主体として、引き続き新病院建設に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。 なお、診療を継続しながらの建設となることが、患者の療養環境の確保に努めること。	事業主体として、引き続き新病院建設に取り組む、実施設計等とおし、費用縮減に努める。 また、診療を継続しながらの建設となることが、患者の療養環境の確保に努める。	年度 市長評価 R2 III R3 III R4 III R5 - 意見 ・新病院の建設は、コロナ禍に加え、診療を継続しながら実施することから、様々な困難が生じると思うが、患者の療養環境の確保に努めるとともに、医療者にとって働きがいのある「新・那覇市立病院」の完成を期待する。(評価委員会【R2】) ・「新病院建設」は、当面、一番の課題であり、一般の物価高騰の影響への対策については那覇市としっかりと調整して進めていただきたい。(評価委員会【R3】) ・新病院建設工事にあたっては、安全第一、かつ、患者さんに不安を与えない診療継続を期待する。また、昨今の建築価額の高騰で予算が増加することとも考えられるため、

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--